

1. 中国

ヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、中国行政機関および日系企業へのヒアリングを実施。

調査結果

1.1 ヒアリング調査

1.1.1 現地ヒアリング結果

【日程】

2017年2月14日～16日

【訪問先】

- 環境保護部
- 工業情報化部
- 国家安全生産監督管理総局
- 中国石油化学工業協会
- 中国日本商会

【アポ取りの経緯】

ヒアリング先	アポ取りの経緯
環境保護部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電話で担当部署に連絡、メールでレターを送信 2. 担当部署の要求に従い、環境保護部国際司にレターを送信 3. 国際司の要求に従い、在北京の者を通して、在中国日本大使館にレターを提出 4. 在中国日本大使館がレターを環境保護部国際司に送信 5. 国際司の許可を取得 6. 担当部署の許可を取得 7. ヒアリングの具体的な日程を調整
工業情報化部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公式サイトフォームを通じてレターを送信、電話で確認(不通) 2. 省エネ司の中国 RoHS 担当者の個人メールにレターを送信 3. 返事がなかったため、在北京の者を通して、レターを工業情報化部国際司に直接提出

ヒアリング先	アポ取りの経緯
	<ol style="list-style-type: none"> 4. 国際司の要求に従い、在北京の者を通して、在中国日本大使館にレターを提出 5. 在中国日本大使館がレターを工業標準化部国際司に送信 6. 国際司の許可を取得 7. 国際司の指定の部署（原材料司化工処）に電話で連絡 8. 原材料司の許可を取得 9. ヒアリングの具体的な日程を調整
国家安全生産監督管理総局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際司にレターを送信 2. 国際司の要求に従い、レターの書式を変更した上で、再度送信 3. 国際司の許可を取得 4. ヒアリングの具体的な日程を調整
中国石油化学工業協会	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンタクトメールにレターを送信、電話で確認 2. 総合処に電話で連絡 3. 必要な手続きを完了し、許可を取得 4. ヒアリングの具体的な日程を調整
中国日本商会	<ol style="list-style-type: none"> 1. ジェトロ北京事務所の紹介で、日本商会が主催する「危険化学品法規制ワークショップ」および「環境規制と化学品管理ワークショップ」に申し込み 2. 日本商会の事務局にメールでレターを送信 3. 許可を取得 4. ヒアリングの具体的な日程を調整

【ヒアリング結果】

組織名称	ヒアリング結果
中国環境保護部	<ul style="list-style-type: none"> • 改正中の「新化学物質申告登記指南」は 2016 年末に公布予定だったが、合法性について審査中のため、公布に至っていない。WTO に提出した通報版も合法性の審査がされておらず、その後、意見徴収を行ったところ、合法性に関する問題が多く発見された。公布時期は未定。 • 中国は SAICM に関する書類（条例など）をまだ何も作成していないが、各部署はその要求にしたがって進めている。 • 現在の法規では、外国の鑑定機関のデータを認可しているが、一部の規定に関しては、中国本土での鑑定機関のデータが必要である。この規定を厳格に実行するだけでよいため、指南では改正す

組織名称	ヒアリング結果
	<p>る必要はないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法規の準備期間は状況に応じて 3 か月～1 年の間で設定し、合法的であると考え。もし企業側が準備期間は短いと感じているならば、意見徴収から正式公布までの時間も有効利用したほうが良い。
中国工業情報化部	<ul style="list-style-type: none"> 危険化学品目録に記載の危険化学品の定義および鑑定原則によると、GHS 注意喚起語「危険」と「警告」相当の危険有害性区分が該当するが、現在、危険化学品は「警告」の区分も含むため、対象化学品が膨大である。今後、「危険」の区分のみに調整する予定あるか？ ➡現在、2828 種の危険化学品が危険化学品安全管理条例で管理されており、その目録に収録されていないものは、GHS に基づき管理されている。今後、目録の範囲を縮小させる可能性があるかもしれないが、条例が改正されない限り、変更はない。 中国は SAICM に関しての書類（条例など）をまだ作成していないが、各部署はその要求に従って進めている。環境保護部や交通運輸、安全監督などは実際に動いている。北京大学の環境学院は、POPs や SAICM などの研究をしている。 中国新 RoHS や合格評価制度については、所管でないため回答できない。
中国国家安全生産監督管理総局	<ul style="list-style-type: none"> 危険化学品に関して実施している管理方法は、目録による管理である。危険性の大きい、爆発物的化学品を危険化学品目録に収録し、管理を行っている。上位法は危険化学品管理条例であり、国家各部署の管理責務については、この条例に明確に規定されている。「危険化学品安全管理条例釈義」という本を出版しており、各条例を詳細に解説している。 策定中の危険化学品安全法は立法計画に盛り込まれ、提出されたが、国务院の法制弁公室の立法計画に盛り込まれていない状況である。2018 年に公開意見徴収稿を出すことが理想的な目標である。危険化学品安全法は議論中であるため、その内容は公開できない。 GHS にある警告性に該当するものはほとんど危険化学品の範囲に入れているが、危険性爆発物 1.5 は目録に収録されていなかったと認識している。「今後、警告性のものは目録から外される可能性がある」という考えは持たない方がよい。 SAICM に関しては、外交部と環境保護部門が主導で進めているため、ノーコメント。 危険化学品目録実施指南（試行）の第五条では、混合物を危険化学品と認定するかどうかの鑑定規定がある。策定当初の本義は、

組織名称	ヒアリング結果
	<p>混合物の中に目録に記載された成分の合計量が 70%を超えたものは危険化学品であるという意味であり、現在の表現は好ましくない。現在、危険化学品目録の本を編集しているが、2017 年に公表し、目録に関する詳細解説を行う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険化学品の輸送は交通部の担当であり、交通部には独自の管理方法がある。そのため、危険化学品の定義は目録の定義と一致していない。しかし、危険化学品安全管理条例は改定されていないため、現段階では変化はないが、この内容は危険化学品安全法に反映される。 物理的鑑定免除の目録に危険性が比較的小さいポリマーを収録する可能性については、登記センターの主管である。 新しく公布される法規の規定内容には、既存の法規に規定されているものもあり、企業の対応に支障がない間隔で公布と実施を行っている。企業にとって準備期間が必要な場合は準備期間を設けている。準備期間の延長が要望される場合は、意見徴収段階で意見を申し入れ、普遍性があれば考慮されるはずである。ただし、一旦公布されたら変更はできない。
中国石油化学工業協会	<ul style="list-style-type: none"> 中国化学品法規全体の状況に関しては、今のところ法律的なものではなく、最上位の法令は国務院 591 号令であり、この号令に基づいて、各部署はそれぞれ管轄業務範囲内で、条例や規約、行政命令を策定する。 推奨的な国家標準は、上位の法律に引用された場合、強制的な国家標準となり、遵守すべきである。「推奨」とは、そのようにしたほうが良いという意味であるため、上位法に引用されていなくても順守したほうが良い。現状、違法コストは遵法コストより遥かに高くなっている。 今後、国家標準の策定は所管部署で行われることが増えると予想され、国家標準化管理委員会の役割は通し番号をつけ、最終公布を行うだけになる。したがって、各主管部署の発表する情報は、国家標準の策定状況・動向を把握する良い手段となると考えられる。 危険化学品目録には危険化学品の定義があり、この定義に該当するものはすべて危険化学品として管理される。この目録は GHS の分類に基づき策定したものであり、目録に収録されていない化学品は危険性の鑑定をする必要がある。危険化学品と認定されたものは危険化学品として管理を行う。したがって、その範囲は比較的広いかもしれないが、危険リスク管理と安全管理の観点から見ると必要であり、今のところ範囲を縮小する予定はない。
日本商会	<ul style="list-style-type: none"> 日本商会は関連するワークショップを企画したり、「中国経済と日本企業白書」を発刊したりしている。白書の危険化学品の部分は、

組織名称	ヒアリング結果
	化学品グループが執筆した。同白書については、発刊後、各関連行政機関に持って行って、内容を紹介している。

1.1.2 国内事業者ヒアリング結果

項目	詳細
全体	<ul style="list-style-type: none"> • 法令の公布から施行までの期間が短い。猶予期間、準備期間が欲しい。 • 法令が多すぎるし、法令の全体像が複雑。地方でも独自の条例があり、複雑。各省が化学物質管理制度を構築している。 • GHS 関連の標準が多すぎる。 • 中国側の取引相手が法令を理解していない。例えば危険化学品登記弁法に従って登記しなければならない物質について、相手があることを理解していないため困ることがある。中国政府が新たな法規制を制定してもそれが一般の中国企業に十分理解されていないため話がかみ合わない。これは、中国規制当局が教育や啓蒙を怠っているからではないか？ • 地方では国家レベルにはない個別の法規が存在し、しかも事前にパブコメなどの通知もなく制定されてしまい、とにかく法規制定のプロセスが見えない。しかも、そうした地方固有の法規を地方政府のウェブサイトでも検索しても記載されていないなど公開されていないので正確に把握することが出来ない。そうした地方固有の法規は、紙の文書で関係企業などに直接通知されるため一般が把握することが難しくなっている。 • 中国国内各地域の通関で求められるものがそれぞれ違い、扱いに差がある。国家標準で統一的に定められている SDS が、ある地域（例えば天津）では安監総局が作成したものでないと通らない、など。 • 危険化学品以外でも鑑定書を要求されることが多い。 • 国家標準などの法規制を明確にしてほしい。その上で、各地の運用面でのバラツキ、差異をなくし、統一してもらえると助かる。 • 多くの法規が制定され、しかも複数の省庁が類似したような法規を制定するので分かりにくい。また、規制を公布するといいいながらそれらの上位法や一部の重要法規が制定されないため実際には対応しようがなく混迷した状況に置かれてしまうことが多い。

項目	詳細
	<ul style="list-style-type: none"> • 中小企業の化学物質管理が課題であるのに、その責任が大手企業に向けられ大手企業に対する規制強化や立入り検査の実施になってきていて影響が生じている。本来は、様々な中小のサプライヤーへの指導は規制当局が行なうべきと思われるが規制当局による指導は十分と思われない。 • 中国の環境法規は全体的に体系的になっていない。しかも、実際の規制取締りに際しては当局者の個人的見解によるところが大きく、処罰されることも多い。 • 中国では日本の産業界として工場に関係する法規の問題点を指摘し改善を求めることは難しい。製品なら、類似した製品を有する企業が複数あるので産業界としてまとまって言いやすいが。 • 法規の公布に際して、地方で説明会があるはずだが、そうした展開が不確かである。法が施行されていても企業に(特に中小企業に)周知されているのか疑問。また、FAQ が十分作成されていないのではないかと。実際に順守対応しやすいよう指導が十分になされていないようだ。 • 規制当局の対応にバラツキがあり、特に日系企業に厳しいなど不公平感がある。 • 中国 RoHS や「土壤汚染防止行動計画」(通称「土十条」) などに関して FAQ が出されて良かったが、その URL のリンク先が無くなったり、関係ない内容のものに変わるなど、信頼性に欠ける。 • 工場への立入り検査は、朝に通知があり当日の午前中には立ち入るなど唐突なことが多い。化学物質関係法規はその関連する領域が広く関係する当局者の多部門 (GHS、労働安全、消防など) にまたがることから対応が大変である。 • 天津の爆発事故後、取り締まりが強化され、港で止められる化学品が増えた。
危険化学品管理	<ul style="list-style-type: none"> • 法令はすでにあるが、実態としていまは動いていない。「どこまで対応するべきか？」が不明。 • 中国は GLP 原則に加盟していないので、どうやって鑑定機関が認証されているのかは分からない。 • 生産については登記されているが、輸入についてはあまり運用されていないのが実態。 • 海外試験機関の結果や自社データも認めてもらいたい。 • 指定試験機関のリスト (十数か所) が先日公開されたが、そのなかでもレベルの差があるのではないかと。

項目	詳細
	<ul style="list-style-type: none"> • 要求事項が高い。物理化学危険性を鑑定しなければならない。 • まだあまり運用されていない印象。当局の人的キャパシティ（人数、能力）が問題ではないか？ • 生産の登記はされているが、輸入登記はされていないのが現状 • 危険化学品の「保管」については、2015年の天津の事故以来、厳しくなっている。物理化学的危険性だけでなく、GHS分類で危険化学品に分類されるカテゴリもある。例えば、爆発性はないが、人体に影響を与える可能性があるものも危険化学品に分類される。このため、危険化学品と判定された場合に、倉庫業者から敬遠される例もある。そのような要求事項をクリアした倉庫が少ないのが問題。 • GHS 関連の標準が多すぎる（強制や推奨など）。 • 危険化学品の定義が分かり難い、また大雑把に規定されている。爆発性も引火性もごっちゃになっている。日本では消防法で引火性の物質などが詳しく説明されているが中国ではそうではない。 • 物理化学特性試験が強制認証の一環で求められているが大変な負担である。中国の国内試験機関の認定を受けなくても、信頼できる国際的規格などに基づいた自主的な管理方式を認めてほしい。 • 危険化学品安全管理条例がようやく公布されたので、それまでその下位法が複数の異なる省庁からたくさん公布されていてどのように対処したら良いか混乱を招いていたが、所轄省庁の責任分担などが多少明確化された。しかし、依然、関連法規が複数の省庁の縦割りで管理されているので対応を難しくしている。 • 危険化学品の倉庫のライセンスは、現在中華系企業しか取得できない。しかし、危険化学品の倉庫の法規制は厳しく、要件を満たした倉庫が少ない。中国当局も順守できていない倉庫をどんどん摘発している。化学品メーカーは倉庫のスペース確保に四苦八苦している、ビジネスにも影響を与えかねない。
新規化学物質管理	<ul style="list-style-type: none"> • 自社で取った IR スペクトルも認めて欲しい。このような制度は諸外国と異なり、不合理と感じる。 • 中国での試験を求められる点が問題。相互認証などが進められていない。 • 中国国内の試験機関だけでなく、日本など海外の試験機関による試験データも認めてほしい。特に、新化学物質登記管理

項目	詳細
	<p>弁法の関連では、試験を認定された中国国内の試験機関は少なく、申請する企業で混雑している状況だ。それでも、日本や海外の機関を使えないので仕方なく中国の試験機関に依頼しており、時間がかかっても待っている。</p>
RoHS	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな規格を引用しているが基本法とどのように関連しているのか分かり難い。 • こちらが対応しても相手方の中国のユーザー企業がきちんと中国 RoHS 法を理解していないため展開が難しい。この点でも政府がユーザーにもっと啓蒙してほしい。 • 中国 RoHS は実際にどこまで政府によって運用されているのか分かりづらい。運用しないなら「しない」と明言してほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 最近、VOC 規制が各地方で強化されている。これらの規制のレベルや測定方法・基準などが体系的でなく、地方の都市ごとにバラツキがあり異なるのでどこまで対応すべきかさじ加減が難しい。例えば成形機からのガス(VOC)の発生を「完全に密閉して抑制する」との規制に関して言えば、「密閉」がどの程度のレベル・基準で規定されているのかといえば具体的な基準が無いので困っている。プロセスのどの部分で測定するのも明記されていない。それでも立入り検査は頻繁にあり、当局の検査官の個人的な見解で判断されることも多く、罰金を課されることもある。「明確な基準は何か」と当局に相談したり問い合わせればかえって睨まれることになりかねない。また、VOC 規制など最近強化されている規制に関しては、特に日系企業への立入り検査が比較的多くなっている。

1.2 文献調査

1.2.1 背景⁶¹

2010 年から中国の化学工業製品の生産総額は世界 1 位になり、2015 年末まで、中国全国化学工業企業は約 9 万 6000 社ある。そのうち、危険化学品生産企業は約 1 万 7984 社、危険化学品経営企業は約 24 万 2968 社、危険化学品貯蔵企業は約 5500 社、危険化学品使用企業は約 1000 社。陸上石油、ガスパイプラインの総延長は 12 万 km を超えている。また、危険化学品に関連する産業と分野は非常に多い。國務院安全生産委員会により発表された「危険化学品安全リスクにかかわる産業品種目録」(安委〔2016〕7 号)によると、20 の国民経済産業分類のうち、15 業種、95 の大きい分類のうち、68 が危険化学品に関わっている。

「第十二次五カ年計画」に入って以降、中国の危険化学品業界の関連法規標準制改訂作業は年々進展しており、国内外の基準を統一する作業がすでに始動している。危険化学品安全管理条例や危険化学品生産貯蔵建設プロジェクト審査方法、危険化学品企業潜在的事故一斉捜査方法指針、危険化学品重大危険源安全監督管理汎用技術規範など、相次いで一連の法規標準を改訂した後、国家安監総局は、2013 年 6 月から、国内外の化学品安全標準の対比研究作業を開始し、併せて研究プランを策定した。その主なものは、危険化学品の工事プロジェクト設計建設、企業安全運行標準、安全管理標準、輸送安全標準、花火爆竹安全技術標準の 5 分野であり、欧米など国際標準との対比によって、格差を認識することから、さらに進んで、国際先進水準にリンクさせ併せて中国の危険化学品分野の発展の実際に即した法規標準体系の構築と整備を目指している。2016 年から始まっている「第十三次五カ年計画」期間において、危険化学品に関する法整備の進展が加速することは間違いない。

2015 年 1 月 1 日から施行されている新環境保護法は、環境保護に関する「第十三次五カ年計画」の法的基盤となっている。第十三次五カ年計画期間における環境保護の目標として、「2020 年までに主要な汚染物質の排出総量を顕著に削減するとともに、居住環境を明らかに改善し、また生態システムの安定性を強化して、環境質が継続的に良好で、生態文明制度体系が基本的に形成され、生態文明の水準を全面的小康社会と一致させる」ことが掲げられた。

このような目標を実現させるために、環境質の改善という基本線に沿う形で、汚染防治・排出削減、リスク予防および制度確立を手段として、公衆の環境への期待に応じて、国家、

⁶¹ エンヴィックス (2015) 「2015 年中国電子汚染防止・省エネサミットレポート」

地域および都市の総合的な目標指標システムを確立することが全体的な筋道であろう。重点任務および措置としては、以下の 10 点が挙げられる。

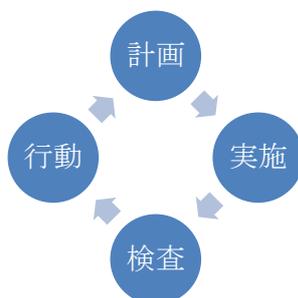
- ①大気汚染防止を深化する
- ②水汚染防止を強化する
- ③土壌汚染治理を推進する
- ④主要汚染物質の排出総量削減を大いに推進する
- ⑤生態保護を深化する
- ⑥環境リスク管理を強化する
- ⑦原子力の安全を確保する
- ⑧環境法規制の執行を監督管理する
- ⑨環境情報公開および公衆参加を推進する
- ⑩保障措置を全面的に強化する

第十二次五カ年計画期間中、環境保護部は 2011 年の後半期において、化学品環境管理の専項検査を、また 2012 年 10 月には全国の生産化学品環境状況調査を実施した。そして、2012 年 10 月 10 日、環境保護部令第 22 号として、危険化学品管理の基本法である「危険化学品環境管理登記弁法」(2013 年 1 月 1 日より施行)を公布した。この他にもいくつかの施策が実施されており、有毒有害物質管理の制度が確立された。

特に、「危険化学品環境管理登記弁法」は、「危険化学品安全管理条例」(国务院第 591 号令、2011 年 3 月公布、2011 年 12 月 1 日より施行)に基づき制定され、本弁法の対象となる「危険化学品目録」に収録された危険化学品に対する環境登記制度、および重点環境管理危険化学品に対する環境リスク評価制度と放出移転報告制度(PRTR)を確立した。第十二次五カ年計画期間において、有毒有害物質排出の抑制を強化した結果、排出量が削減された一方、処理処置量が増加した。しかし、大量に存在する多くの有毒有害化学品に対して、汚染物質排出基準および環境基準が存在していない。

「第十二次五カ年計画」を基盤とする有毒有害物質の「第十三次五カ年計画」は、当該物質の環境リスクを抑制、または環境質を改善するための努力を行うことを目標とし、「予防の重視、マクロ的な政策調整および産業のグリーン発展の積極的な促進」を基本にしつつ、有害物質による環境リスクの抑制に関する要求を国民経済の全プロセスに取り込む。

具体的には、図 1 のように、全プロセスにおける有毒有害物質の環境リスク管理体制を確立し、有毒有害物質の源から、生産および処理処分までの全ての過程において管理する。特に生産過程において、環境リスクの識別、評価、モニタリング、測定、ランク分け管理および技術体系などを確立し、厳密に管理する。



図表 有毒有害物質の環境リスク管理体制の構造図

このうち、重点業界（化学工業、金属精錬加工業界、固体廃棄物を利用・処理する業界、大量の有害物質を生産使用する企業など、環境リスクが高い企業）⁶²及び重点有害物質による環境リスクの抑制が管理対象の中心となる。

製品（重点環境管理危険化学品目録に収録された 84 種類の重金属など）、関連業界の生産過程で生じた物質（一部の危険廃棄物など）および排出された特徴を有する汚染物質を重点有害物質として中心的に管理すると同時に、有害物質の放置、貯蔵および排出により汚染された場所も合わせて配慮する。

これらの物質に対して、「水銀に関する水俣公約」で提出された水銀に対する「全プロセス管理」の方法を採用すべきであると検討している。例えば、関連製品の生産、使用、輸入出を抑制し、有害物質の使用制限、淘汰および代替を促進し、製品および消費品に含まれている有害物質の種類および含有量を制限し、特徴の有する重点汚染物質の排出削減目標および要求を明確する、などである。

2015 年 8 月に発生した天津市特別重大爆発事故は多くの注目が集められた。本事故の大きな原因は、危険化学品管理に関する法規制の不備が原因と言われている⁶³。天津での爆発事故を受けて、中央政府は危険化学品、可燃物および爆発品の安全性について根源から処理を強化して、さらにそれらの事故の応急処置の能力を高める方針を打ち出し、改善作業を展開し、危険化学品を取り扱う業界への安全監督管理を強化する姿勢を示している。

安全生産条件がない企業が危険化学品、可燃物および爆発品の生産経営に従事することを断固禁止し、危険貨物を取扱う港口での危険化学品、可燃物および爆発品の生産経営に

⁶² エンヴィックス（2015）「2015 年中国電子汚染防止・省エネサミットレポート」

⁶³ 2016 年中国電子汚染防止・省エネサミットでの環境保護部固体廃棄物および化学品管理技術センターのプレゼン：「13 次五ヵ年計画期間における新化学物質および化学品管理の方針」

においては安全な管理を確保し、危険貨物港口は経営従業員の従業資格を厳しく管理しなければならない。

1.2.2 法体系

中国の法体系は、憲法を頂点として、中央、地方の法規制で構成される。中央には全国人民代表大会により制定された法律、国務院により公布された行政法規、および国務院の各所属機関により公布された弁法、通知、規定、審査批准などの部門規章がある。地方には、地方法規、地方政府規章、自治条例、単行条例がある。そのほか、軍事法規は、中央軍事委員会が憲法及び法律に基づいて制定する。また、中国特有のものとして、最高人民法院（日本でいう最高裁判所に相当）と最高人民検察院（日本でいう最高検察庁に相当）が具体的な法律の適用についての解釈を示す司法解釈も、法に準ずるものと見なされ、法的拘束力を有する。

標準は厳密には法規制ではないが、強制性標準は強制力があり、推薦性標準にも従う企業が多数あるため、企業にとっては重要な規制であり、準法規制と見なされる。

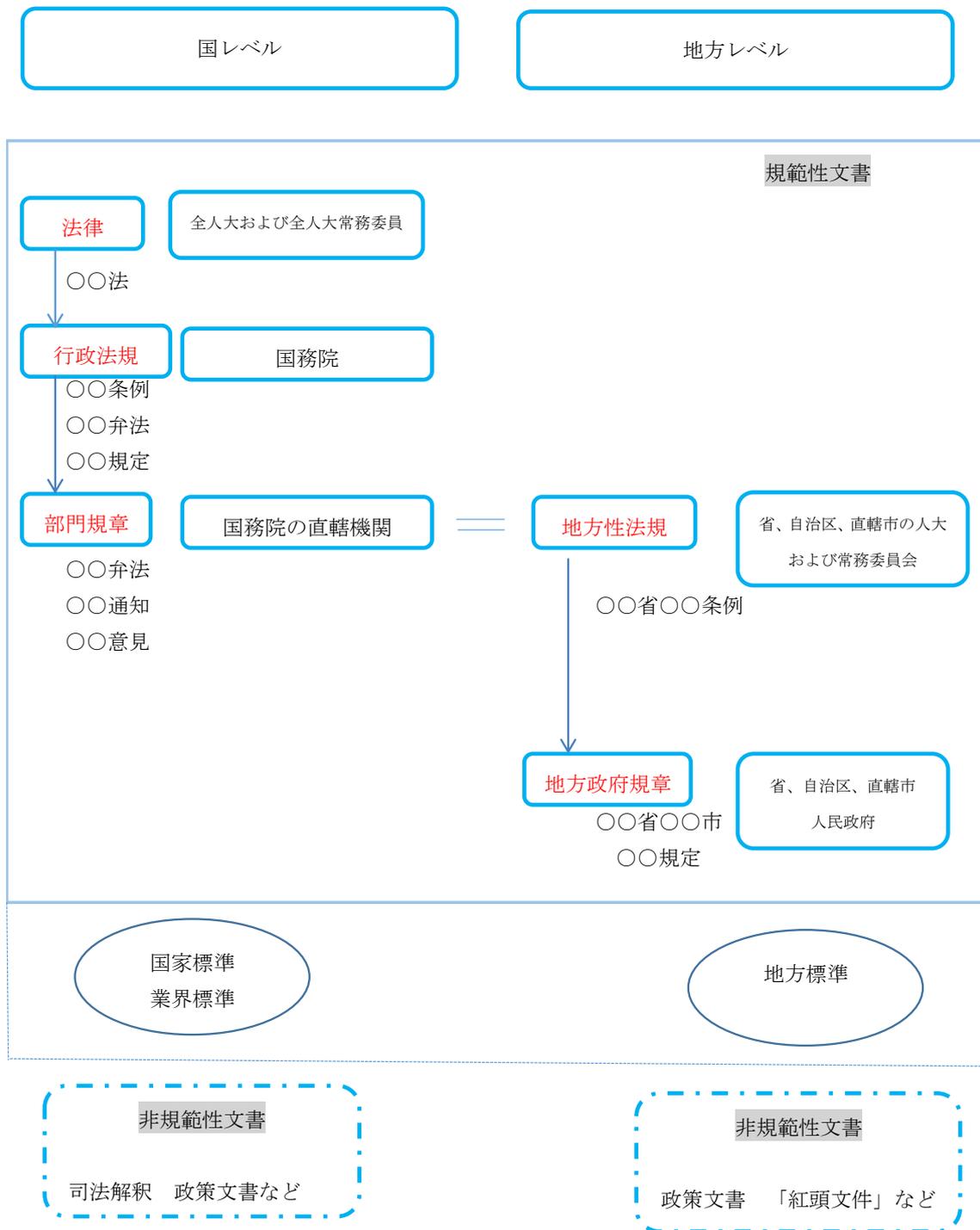
現在、中国においては、国家標準、業界標準、地方標準および企業標準の 4 階層の標準がある。（標準化法第 6 条）管轄機関としては、中国国家標準化管理委員会（SAC）と中国国家認証許可監督管理委員会（CNCA）が標準の統括を行っている。これらはいずれも国務院直轄機構である中国国家質量監督検閲検疫総局（AQSIQ）の外庁である。

国家標準は GB および GB/T と通称され、日本の JIS 規格に相当する。

GB は、「強制国家標準」であり、準拠していないと生産・販売・輸入ができない。

GB/T は、「推奨国家標準」であり、国家が推奨する標準であるが、上位法や GB に引用されている場合、「強制」になる。

一般的に、上位法では、引用する GB/T の名称や番号を明記されず、「関連する国家標準を遵守する」などのみ記載されない。GB/T を含むすべての関連標準を確認することが重要である。



図表 中国の法体系⁶⁴

⁶⁴ エンヴィックス (2016) 「中国環境法体系ガイド：中国概観」

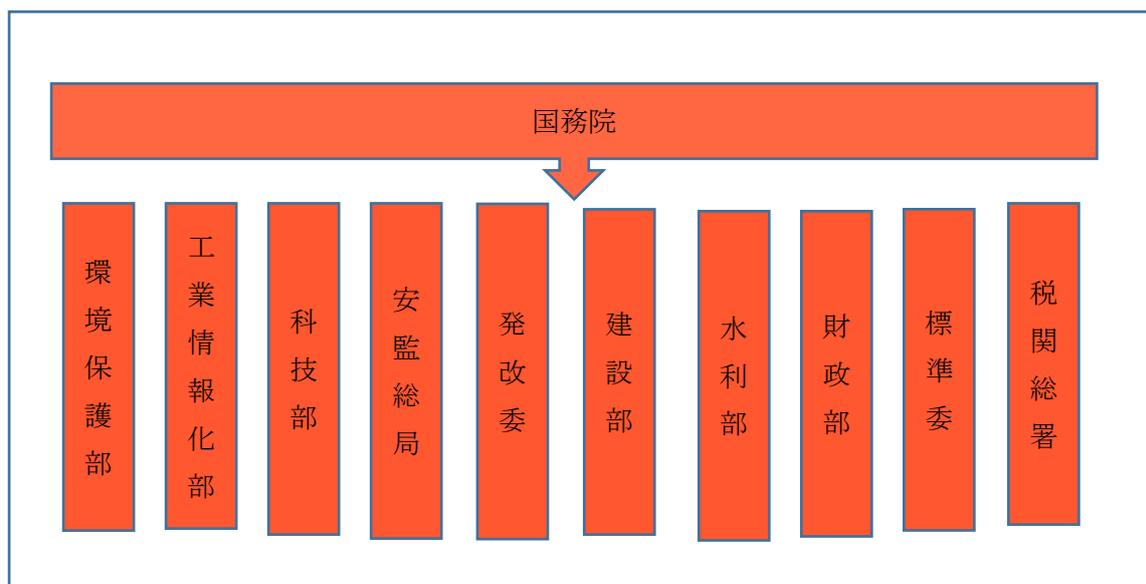
1.2.3 各関連組織

中国の行政機関は、中央人民政府および地方各級人民政府によって構成される。

中央人民政府（国務院）は、国の最高権力機関の執行機関であり、国の最高行政機関である。国務院は、全人代の執行機関として、全人代に対して責任を負い、中央省庁および全国の行政を統率する。

地方各級人民政府は、その地方の行政を行う。ただし、同級の人民代表大会に対して責任を負うとともに、その上級人民政府にも責任を負い、かつ国務院にも従わなければならない。

環境保護に関しては、中央レベルでは、国務院の下で、主に、環境保護部、工業情報化部、国家発展改革委員会（発改委と略称）、国家安全生産監督管理総局（安監総局と略称）、国家標準化委員会、建設部、科技部、財政部、水利部、税関総署が管理している。



図表 中国の行政機関⁶⁵

1つのことについて、複数の行政機関が共同で管轄することが多いため、複数の行政機関が共同で部門規章を公布することが一般的である。

⁶⁵ エンヴィックス作成。

【環境保護に関する主要な行政機関の主な職責】

上述の各行政機関の主な職責は下表の通り。

図表 環境保護分野における主な管轄機関（国レベル）および職責⁶⁶

	管轄機関	職責
1	環境保護部 http://www.zhb.gov.cn/	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保護の基本制度の確立； ・国家の排出削減目標を実現する責任を負う； ・環境汚染や環境破壊を防止し、抑制する責任を負う； ・環境汚染防止の監督管理； ・生態保護業務を指導、調整そして監督する； ・環境に関する監視測定と情報の公表。
2	工業情報化部 http://www.miit.gov.cn/	<ul style="list-style-type: none"> ・工業、通信業における省エネと資源総合利用、清潔生産促進政策の立案と実施手配； ・省エネと資源総合利用、清潔生産促進計画の立案に参加；業界規格や政策の策定； ・工業業界の監督：重大技術装置の更新および自主的な革新の発展の促進；情報化の進展を指導する。
3	国家発展改革委員会 http://www.sdpc.gov.cn/	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な発展戦略を推進し、省エネ・排出削減に向けた総合的な調整を図る； ・循環経済の発展、社会全体のエネルギー資源節約と総合利用に関する計画及び政策措置の制定を組織し、実施する； ・生態建設、環境保護計画の制定に参加し、生態建設、エネルギー資源節約と総合利用に関する問題を調整する； ・環境保護産業とクリーン産業に関する調整作業を実施する。
4	国家安全生産監督管理総局 http://www.chinasafety.gov.cn/index.htm	<ul style="list-style-type: none"> ・安全生産及び危険化学品経営への参入に関する管理； ・危険化学品安全の監督管理に関する総合業務； ・危険化学品リストの編成と国内危険化学品の登記を組織・指導する； ・安全標準化関連業務の指導と監督； ・関連業界の特別な重大事故の調査処理と応急救援に関与する。
5	建設部 http://www.mohurd.gov.cn/	<ul style="list-style-type: none"> ・建築における省エネ、都市・町における排出削減を推進する； ・関連部門と共同で、建築における省エネの

⁶⁶ 各管轄機関のウェブサイトを参照しエンヴィックス作成

	管轄機関	職責
		政策・計画を立案し、実施を監督する； ・重大建築における省エネ事業の実施を推進し、都市・町における排出削減を推進する。
6	水利部 http://www.mwr.gov.cn/	・生活、生産経営および生態環境用水の統合的な調整と保障； ・水資源の統一的な監督管理、全国の水中长期需給計画、水量配分方案の立案と実施監督； ・取水許可、水資源の有償使用制度の実施手配； ・水資源保護業務。水資源保護計画の編成、重要河川、湖の水機能区区分の立案と実施監督、汚染受容能力を判断した上で、排出総量の制限値を提出。飲用水水源保護の指導、地下水開発利用と都市計画区地下水資源の管理保護の指導； ・用水節約業務。用水節約政策の立案、用水節約計画の編成、関連標準の制定、節水型社会の建設の指導と推進。
7	国家標準化管理委員会 http://www.sac.gov.cn/	・国家標準の制定、修訂の全般業務、国家標準の統一的審査、承認、番号設定と発布； ・業界、地方標準化業務の協調と指導； ・業界標準と地方標準の登記。

これらのうち、化学品管理に関する重要な行政部門である環境保護部、工業情報化部、国家発展改革委員会および国家安全生産監督管理総局について、次のページより纏める。

【環境保護部】

(1) 組織名：

環境保護部 MEP (Ministry of Environmental Protection of the People's Republic of China)

<http://www.zhb.gov.cn/>

(2) 組織図：

次ページ参照

(3) 概要

国務院に付属する行政部門。2008年3月、中国第十一届全国人大第一次会議で、機構改革方案が可決され、国家環境保護総局を環境保護部に格上げした。主要業務は、下記の通り、環境保護に関する事務である。

環境保護の基本制度の確立；

国家の排出削減目標を実現する責任を負う；

環境汚染や環境破壊を防止し、抑制する責任を負う；

環境汚染防止の監督管理；

生態保護業務を指導、調整そして監督する；

環境に関する監視測定と情報の公表。

(4) 化学物質管理を所管している部局

- 化学物質管理を所管している部局は、土壤環境管理司化学品管理处である。
- 環境保護部に直属する事業単位である「固体廃棄物及び化学品管理技術センター⁶⁷」は、固体廃棄物、化学品、汚染場所、重金属の環境管理に技術的なサポートを提供する。

(5) 予算

環境保護部 2016 年の収入予算は、1,023,566.16 万元⁶⁸、支出予算は、1,007,430.97 万元。

⁶⁷ 主に科学技術、教育、文化や衛生管理などの分野の事業を行う組織である。

⁶⁸ 環境保護部 2016 年予算書

<http://gcs.mep.gov.cn/bmysgl/201604/P020160415555812023421.pdf>



図表 環境保護部の組織図⁶⁹

⁶⁹ 環境保護部ウェブサイトより一部引用し、エンヴィックス作成
<http://www.zhb.gov.cn/zjhb/jgzn/bjg/>

【工業情報化部】

(1) 組織名：

工業情報化部 MIIT (Ministry of Industry and Information Technology)

<http://www.miit.gov.cn/>

(2) 組織図：

次ページ参照

(3) 概要

国務院に属する行政部門。2008 年、第 11 期全人代の決議に基づき設立された。国家発展改革委員会（国家発改委）の工業部門、国家国防科学技術工業局原子力以外の業務および情報産業部郵政事業など一部を除く職務を統合した省庁である。主な職責は下記の通り。

- ・ 工業、通信業における省エネと資源総合利用、清潔生産促進政策の立案と実施手配；省エネと資源総合利用、清潔生産促進計画の立案に参加する。

(4) 化学物質管理を所管している部局

化学物質管理を所管する司局は、中国 RoHS の制定・改正を担当する省エネ司である。

(5) 予算

工業情報化部 2016 年の収入予算は 1,759,764.39 万元⁷⁰、支出予算は 1,909,476.82 万元。

⁷⁰ 工業情報化部 2016 年予算書

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146582/c4717264/content.html>

■ 机关司局

办公厅	政法司	规划司	财务司	产业司	科技司
运行局	企业局	节能司	安全司	原材料司	装备司
消费品司	军民结合司	电子司	信软司	通信司	信管局
网安局	无管局	国际司	人教司	党委	纪检组
离退局	服务局				

国防科工局 国家烟草专卖局 国家航天局 国家原子能机构

図表 工業情報化部の内部組織一覧⁷¹

⁷¹ 工業情報化部ウェブサイト <http://www.miit.gov.cn/>

【国家発展改革委員会】

(1) 組織名 :

国家発展改革委員会 (NDRC : The National Development and Reform Commission)

<http://www.sdpc.gov.cn/>

(2) 組織図 :

次ページ参照

(3) 概要

国務院に属する行政部門。前身は 1952 年に成立した国家計画委員会。1998 年 3 月の朱鎔基内閣発足時に国家発展計画委員会に改組。2003 年 3 月、温家宝内閣発足時に現在の国家発展改革委員会に改組された。主に、経済と社会の政策の研究、経済のマクロ調整などを行う。主な職責は下記の通り。

持続可能な発展戦略を推進し、省エネ・排出削減に向けた総合的な調整を図る ;

循環経済の発展、社会全体のエネルギー資源節約と総合利用に関する計画及び政策措置の制定を組織し、実施する ;

生態保護およびグリーン建設の環境保護計画の制定に参加し、グリーン建設、エネルギー資源節約と総合利用に関する問題を調整する ;

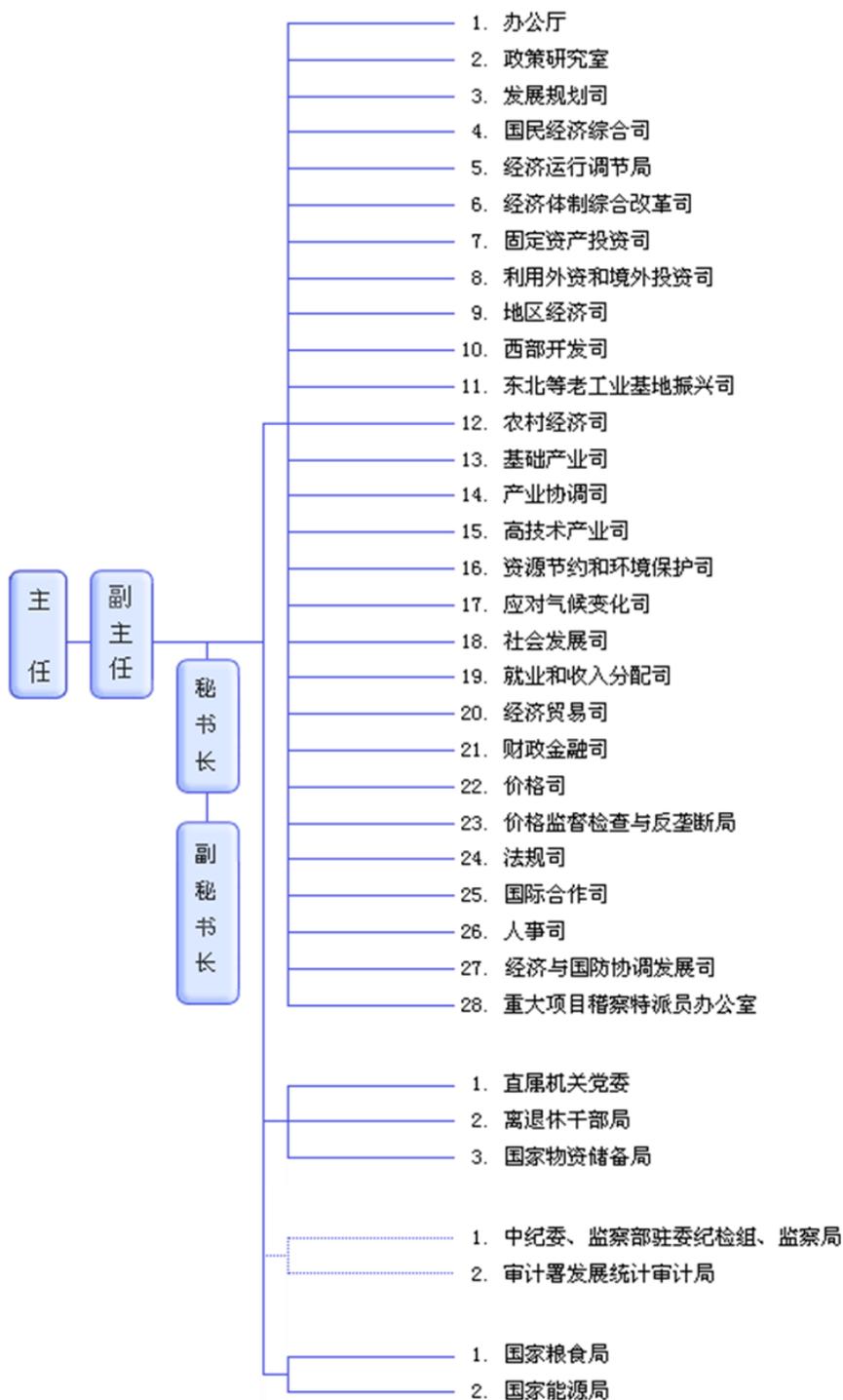
環境保護産業とクリーン産業に関する調整作業を実施する。

(4) 化学物質管理を所管している部局

化学物質管理を直接所管している司局はないが、関係する司局は、「環資司」(次ページ組織図の“16”に該当) および「産業司」(次ページ組織図の“14”に該当) である。

(5) 予算

本調査では情報なし。



図表 国家发展改革委员会の組織図⁷²

⁷² 国家发展改革委员会ウェブサイト <http://www.sdpc.gov.cn/zfwz/jgsz/>

【国家安全生産監督管理総局】

(1) 組織名：

国家安全生産監督管理総局（SAWS：State Administration of Work Safety）

<http://www.chinasafety.gov.cn/index.htm>

(2) 組織図：

次ページ参照

(3) 概要

国務院に属する行政部門。2001 年設立され、元の国家経済貿易委員会に属された。2005 年、国務院に属する行政部門に昇格。主な職責は下記の通り。

安全生産及び危険化学品経営への参入に関する管理；

危険化学品安全の監督管理に関する総合業務；

危険化学品リストの編成と国内危険化学品の登記を組織 指導する；

安全標準化関連業務の指導と監督；

関連業界の特別な重大事故の調査処理と応急救援に関与する。

(4) 化学物質管理を所管している部局

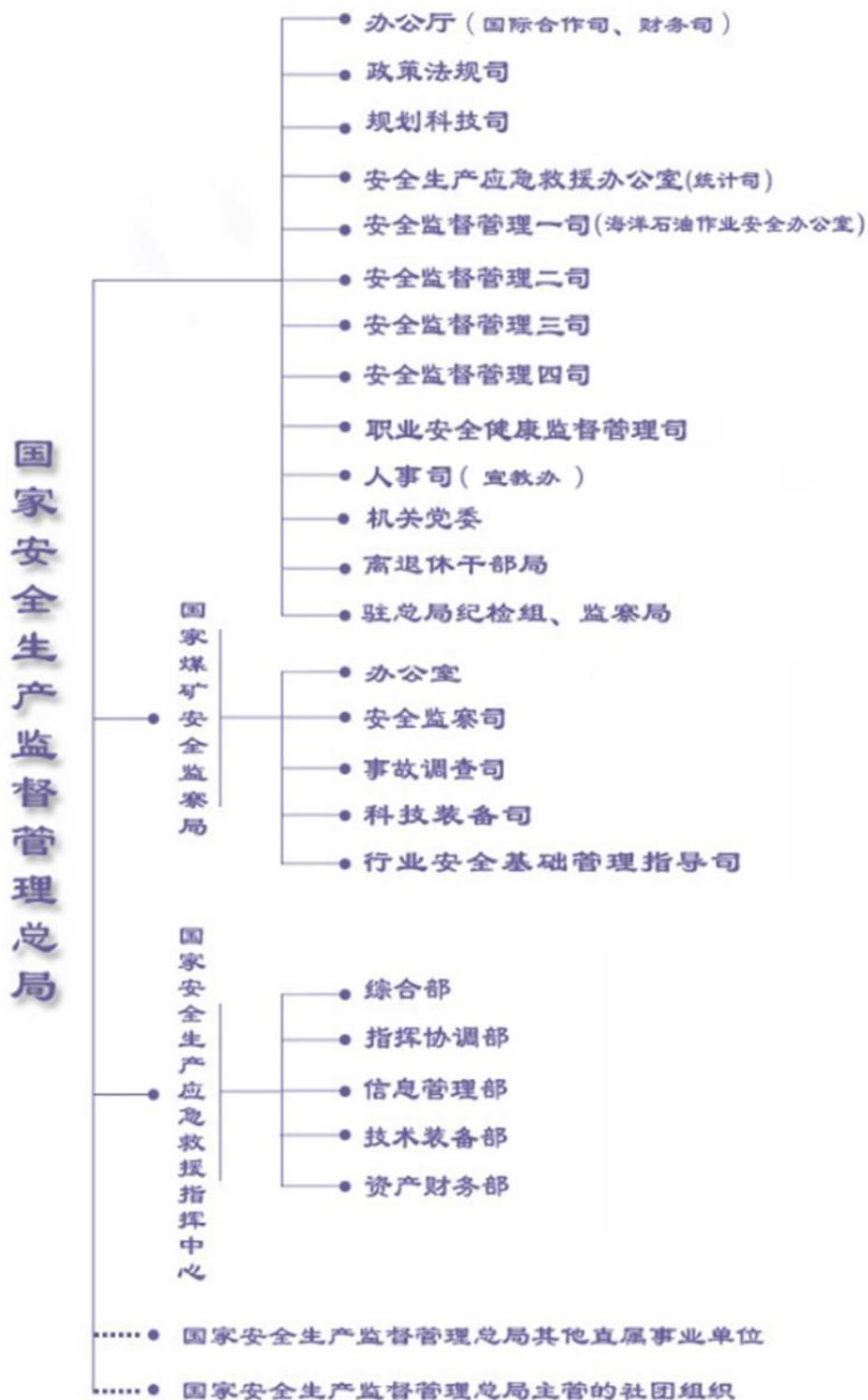
化学物質管理を所管している司局は、危険化学品登記センターを所管する「安全監督管理三司」（http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/jgzz_jg3s_ind.htm）である。

(5) 予算

国家安全生産監督管理総局 2016 年の収入予算は、267,156.39 万元⁷³、支出予算は、308,666.45 万元。

⁷³ 国家安全生産監督管理総局 2016 年予算書

<http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/newfiles/20160415cwys.pdf>



図表 国家安全生产监督管理总局の組織図⁷⁴

⁷⁴ 国家安全生产监督管理总局 <http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/zzig/zzig.htm>

1.2.4 化学物質関連法規

(a) 化学物質一般

中国における化学物質一般の主な法令である、以下の 2 つについて概説する。

- 新化学物質環境管理弁法（環境保護部令第 7 号）
- 危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）

【新化学物質環境管理弁法】

「新化学物質環境管理弁法」は、日本の「化審法」に該当するものである。2010 年 1 月 19 日に改正され、2010 年 10 月 15 日より施行された。これにともない、2003 年 9 月 12 日に前国家環境保護総局が公布した「新化学物質環境管理弁法」（旧 17 号令）（以下、旧弁法）は、廃止された。

(a)-1-1 制定の経緯

新規化学物質の無秩序な使用防止、及び環境汚染の削減、環境リスクの抑制、環境安全と人体健康の保障などに対して重要な役割を担っているが、最近の中国経済の目覚ましい発展に伴って、この新化学物質環境管理弁法は次第にその役割を十分に果たせない困難に直面するようになり、改正の必要性が増大していた。2009 年 12 月 30 日に周生賢部長を議長として開催された環境保護部の部務会議にて、旧弁法の改定案が採択されたとともに、経済の急速な発展に伴い、新規化学物質の管理の強化に向けて大きな圧力が高まってきているため、改正の必要が認められた。

(a)-1-2 現行の法令の内容

現在有効である新化学物質環境管理弁法は 2010 年 1 月 19 日に改正され、2010 年 10 月 15 日より施行された。改正法では、(1)新たに「低量申告」と「化学届出申告」の類型を規定、(2)評価後に新規化学物質の管理類別にしたがって区分することを規定、(3)異なった管理類別の新規化学物質に対してリスクコントロールの分類と監督管理を実施することが盛り込まれた。現行の新化学物質環境管理弁法の内容については以下に記載するが、NITE(2010)⁷⁵でまとめられた内容から変更はないため、より詳細について把握したい場合はそちらも参照のこと。

基本制度

⁷⁵ NITE (2010) 「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」

同弁法に基づき、新規化学物質に対する申告登記と追跡管理制度を実施する。新規化学物質の生産者または輸入者は、生産前または輸入前に申告し、新化学物質環境管理登記証を取得しなければならない。登記証のない新規化学物質の生産、輸入と加工使用は禁止される。登記証がない、または記録申告されていない新規化学物質は、科学研究への使用が禁止される。適用範囲と申告については以下の通り、まとめられる。

表 適用範囲と申告

適用範囲	中国国内で新規化学物質の研究、生産、輸入、加工と使用にかかわる業務/保税区域と輸出加工区域内の新規化学物質に関する業務
申告方法	3 種類（通常申告／簡易申告／科学研究記録申告）
申告者／代理人	中国国内（大陸） ⁷⁶ で登記されている機関。すなわち、 <ul style="list-style-type: none"> • 中国国内の製造者または輸入者は、直接新規化学物質申告を行うことができる。 • 中国国内（大陸）に登記していない企業は、直接申告を行うことが許可されておらず、代理人を指定し、申告を行うことが必要となる。

申告が必要とされる化学物質

同弁法に基づき、下記の化学物質は申告が必要となる。

- 「中国既存化学物質目録⁷⁷」に記載されていない新規化学物質
- 「中国既存化学物質目録」に記載されておらず、化粧品、医薬品、農薬、獣医用医薬品、添加剤、放射性物質等の生産に用いられる原材料（成分）または中間体
- 調剤又は混合物から生じ、かつ 2003 年以降（2003 年度を除く）に製造された新規化学物質（例：界面活性剤、可塑剤、防腐剤、溶剤、難燃剤等）
- 固有の構造式をもたず、構成成分が変わりうる物質や複雑な反応をみせる新規化学物質
- 低懸念ポリマー、及び一つ又はそれ以上のモノマーを有する低濃度(<2% w/w)ポリマー
- 意図的に放出させるように設計された成形品に含まれる新規化学物質（例：芳香製品、インクカートリッジ、消火設備等）

一方で、申告が免除される化学物質は以下の通りである。

- 他の法規制で明確に管理されている製品（化粧品、医薬品など）
- 天然に存在する物質

⁷⁶ 香港、マカオ、台湾は除く。つまり、香港、マカオ、台湾系の企業も非中国系申告者とみなされる。

⁷⁷ 中国既存化学物質目録の詳細については後述する。

- 不純物 (w/w が 10%未満)
- 合金
- 単離されない中間体
- 特殊類別：ガラス類やセラミックス原料など

管轄および関連機関

新化学物質環境管理弁法は環境保護部が中心となって所管しているが、そのほかの管理主体とその業務内容は下記の通りである。

図表 管理主体と業務内容⁷⁸

機関名	業務内容
環境保護部	新化学物質環境管理弁法の策定、施行を所管し、中国では新規化学物質の環境管理を統括する責任行政機関である。
中国環境保護部固体廃棄物及び化学品管理技術センター (MEP-SCC)	新化学物質環境管理弁法に対する日常管理、申告者から提出される書類の受理と処理等の業務を所管する、環境保護部に所属する研究機関である。
評議審査委員会	新化学物質環境管理弁法に関する書類（主に通常申告の関連書類）についての科学的な審査と評価を担当する委員会で、外部から採用した約 100 名の専門家で構成されている。そのうち、化学、化学工学、毒性学、環境科学及び化学安全評価等の分野において試験・学術機関から選出された専門家が主要メンバーで、任期は 3 年間となる。
地方当局	各管轄範囲内の監督者として、申告物質に対して追跡管理を行ない、リスク管理措置および環境保護部から発行した証書などに対して管理を行う地方政府の関連当局 ⁷⁹ である。
試験機関	<p>新化学物質環境管理弁法に基づく物理化学的特性、毒性学試験、生態毒性学試験を実施する。現時点では、環境保護部に承認された試験機関は 11 ヶ所のみである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 環境保護部 2012 年第 77 号公告で 8 カ所の試験機関を認証。 http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201212/t20121231_244522.htm • 環境保護部 2015 年第 5 号公告で 3 カ所の試験機関を認証。 http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201401/t20140120_266657.htm

⁷⁸ 主に環境保護部などの関連機関のウェブサイトを参照し、エンヴィックス作成。

⁷⁹ 北京市環境保護局、広東省環境保護庁など。

新化学物質申告登記指南 (ガイドライン)

2010 年 1 月 19 日に公布された中国「新化学物質環境管理弁法」だが、その施行に先立つ 2010 年 9 月 16 日には、法令対応のための具体的な事項を説明する以下の 6 つの文書が公表された。

表 文書および内容

No.	文書名	内容
1	新化学物質申告登記指南	申告の手順及び申告の類別を中心に、適用範囲、申告の類型及び形式、申告登記手順、申告資料要求、ポリマー特別規定及び申告登記後の監督管理など 6 分野について、管理範囲、申告報告の具体的内容、申告形式、申告データ要求及び登記後の管理内容などについて説明。
2	新化学物質監督管理検査規範	政府環境保護行政主管部門が新規化学物質に対する監督管理行為を規範化するための規定で、政府部門の職責、管理内容、管理手順などを明記。
3	新化学物質通常申告表及び記載事項説明	新規化学物質の通常申告の書式を規定。
4	新化学物質簡易申告表及び記載事項説明	新規化学物質の簡易申告の書式を規定。
5	新化学物質科学研究記録表及び記載事項説明	新規化学物質の科学研究記録の書式を規定。
6	新化学物質初回活動状況報告表及び記載事項説明	新規化学物質の初回活動状況報告の書式を規定。初回活動の類型によって輸入用と生産用の二つの書式からなる。

上記の 6 つの文書のなかで最も重要なものが、1 番目の「新化学物質申告登記指南」である。

法令名	新化学物質申告登記指南
URL	http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201009/W020100921500388885939.pdf
目的	新規化学物質の申告者に対して、申告登記のための具体的な手順や要求事項を通知するため。
所轄官庁	環境保護部
規制対象物質	<p><u>新規化学物質</u>：</p> <p>「中国現有化学物質リスト」に収載されていない全ての化学物質を新規化学物質とする。</p> <p><u>免除規定</u>：</p> <p>(1) 既存のその他の法律および規則で管理する製品</p>

	<p>医薬品、農薬、家畜用医薬品、化粧品、食品、食品添加剤、飼料及び飼料添加剤、放射性物質、軍需製品、火工製品及びタバコ等。</p> <p>(2) 自然界に存在する物質</p> <p>(3) 非営利目的或いは意図しない生産に類別されるもの</p> <p>(4) その他の特殊類別（材料類、合金類、非分離中間体、物品）</p>
規制内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新規化学物質申告の適用範囲 2. 新規化学物質申告の類型及び形式 3. 新規化学物質申告登記の手順 4. 新規化学物質申告資料要求 5. ポリマーに関する特別規定 6. 新規化学物質申告登記後の監督管理

中国既存化学物質目録 2013 年版

中国既存化学物質目録の最新版は、環境保護部公告 2013 年第 1 号の形で 2013 年 1 月 14 日に公表された。その内容は以下の通り。

法令名	中国既存化学物質目録（2013 年版）（環境保護部公告 2013 年第 1 号）
URL	http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201301/t20130131_245810.htm
所轄官庁	環境保護部
規制内容	中国現有化学物質として 4 万 5612 種の物質を収載。中国語名称および英文名称に加え、分子式、CAS 番号あるいはシリアル番号の情報が掲載されている物質が 4 万 2342 種あり、データ保護（企業秘密情報）のもとに収載された物質は 3270 種ある。これら 3270 種については分子式および CAS 番号は記載されていない。

その後、中国環境保護部は、2016 年 3 月 10 日、『「中国既存化学物質目録」の増補に関する公告』を公布した。

法令名	「中国既存化学物質目録」の増補に関する公告
URL	http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201603/t20160315_332884.htm
所轄官庁	環境保護部
規制内容	新化学物質環境管理弁法に基づき登記され、かつ、実際に 5 年以上生産・輸入された 31 種類の新規化学物質が「中国既存化学物質目録」に追加された。

上述の 31 種類の化学物質は「既存化学物質目録」に収録されることで既存化学物質として管理され、従来の申告人の活動は登記証に記載されているトン数による制限を受けなくなる。またこれらの申告人以外の企業も中国国内において取り扱い可能となった。ただし、上述の 31 種類の物質のうち 9 種類は重点環境

管理危険類物質であり、同公告ではそれらの使用用途が明確に制限された。「新化学物質申告登記指南」および「新化学物質申告登記指南（改正案）」に基づき、重点環境管理危険類物質を許可された用途以外に使う場合は、MEP-SCC に登記用途の変更申告を行わなければならない、環境保護部が該当物質の用途増補を公表後、生産活動を開始することができるようになる。

(a)-1-3 運用状況

新規化学物質の申請および登記状況については、環境保護部が都度、そのホームページ⁸⁰で発表している。発表される公示のなかでは、受理番号、化学物質の中国語名称、申請人（企業）、申請種別、管理種別が公開される（例として、2017年2月10日に公開されたものを以下に示す）。

図 新規化学物質の申告状況の公示⁸¹

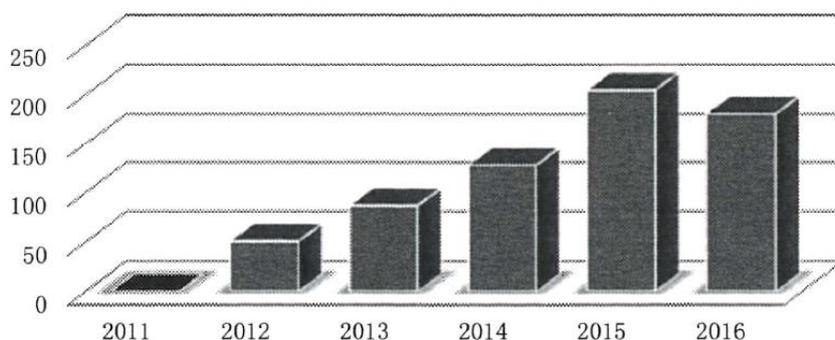
序号	受理号	中文名称	申报人	申报种类	管理类别
1.	受15125	1-脱氢-1-(甲氨基)-D-山梨醇, N-椰油酰基衍生物	科莱恩化工(中国)有限公司	常规申报	危险类
2.	受15130	N-C8-10-烷酰基-n-甲基葡糖胺	科莱恩化工(中国)有限公司	常规申报	危险类
3.	受15131	双偶氮芳基磺酸染料钠盐	昂高化工(中国)有限公司	常规申报	一般类
4.	受15132	1-[5-(2,6-二卤代苯)-4,5-二取代	联化科技股份有限公司;	联合申报	重点环境管理

また、これまでの申告状況については、環境保護部の「固体廃棄物及び化学品管理技術センター」が2017年2月に公表した統計資料によると、通常申告登記件数の2011年～2016年の推移、および、簡易申告登記件数の2011年～2016年の推移は以下の通りである。

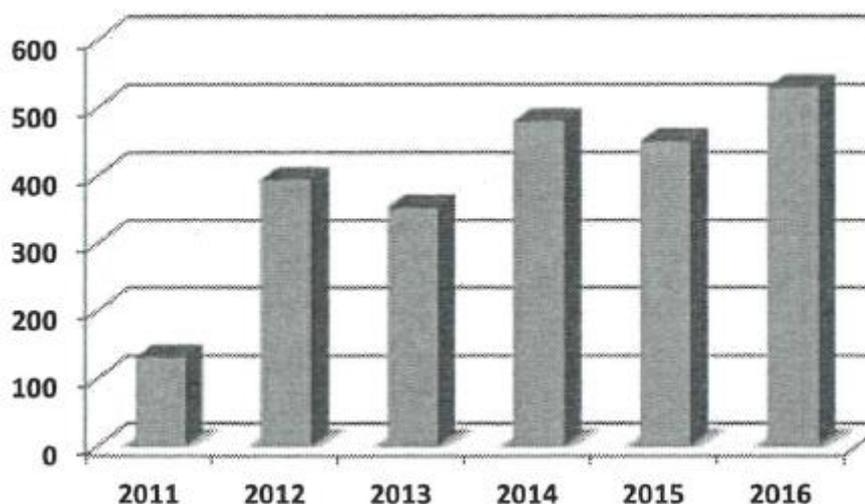
⁸⁰ 具体的には以下を参照。

<http://www.mep.gov.cn/hjzli/hxphjgl/xhxwz/>

⁸¹ http://trhj.mep.gov.cn/hxphjgl/xhxwz/201702/t20170210_395645.shtml



図表 新規化学物質の通常申告登記の件数⁸²



図表 新規化学物質の簡易申告登記の件数⁸³

このほか、新規化学物質管理の実情として、国内事業者へのヒアリング結果では化学物質の試験データに関する要望が共通していた。自社で得られた IR データの認定、海外試験機関で得られた試験データの認定、試験データの相互認証を求める声が日本企業からは得られた。

(a)-1-4 今後の予定

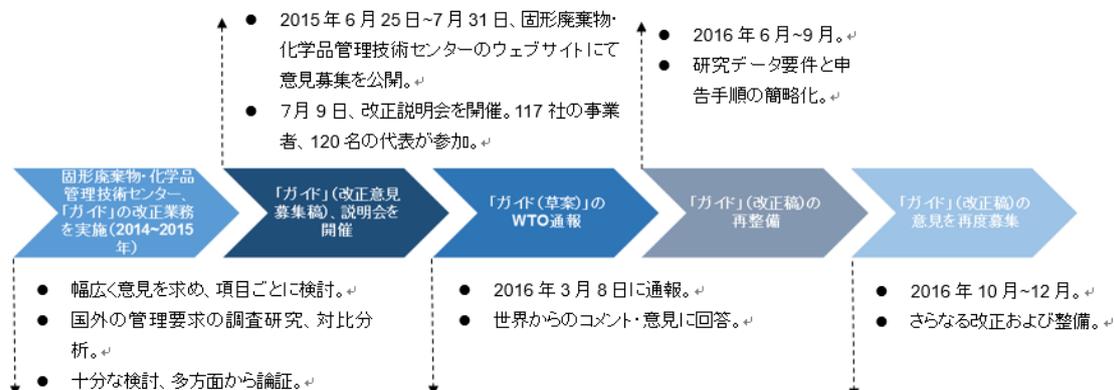
上述の「新化学物質申告登記指南」について、その改正案が、2016年3月8日に世界貿易機関 (WTO) のサイトにて公表された⁸⁴。本改正案は 2015 年 6 月に公表された意見募集

⁸² 「2017 年環境法規および化学品管理検討会会議」資料

⁸³ 同上

⁸⁴ 新化学物質申告登記指南の改正案については以下より閲覧可能である。

稿に基づき修正が施されたものである。2016 年内に公布される予定であったが、2017 年 2 月時点では、未公布である。同指南の改正に向けたこれまでの経緯をまとめると次の通りとなる。



図表 新化学物質申告登記指南の改正のこれまでの経緯⁸⁵

改正にむけた具体的な方針は下表の通り。

図表 改正にむけた具体的な方針

項目	詳細
1. 政策要件の整備、綿密管理の強化	<p><u>管理範囲の細分化、実施における問題の解決</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 他の関連法律法規により延長された管理を受ける化学物質（農薬の原薬、医療・薬品用原薬など）は免除類に属するが、他の工業用途に使用する場合は除くものとする。 申告者の資格や登記証所有者に対する要求を調整。 <p><u>低リスク類物質管理の簡略化、高リスク類物質管理の強化、審査・承認業務の改善</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 科学研究の届出、申告量の下限の設定、当該年度の取扱量が 10kg 以上の場合のみ申告。 易分解性または不安定および吸水性ポリマーなど高リスク類のポリマーについては、低懸念ポリマーの特殊状況の簡易申告による申告ができないことについて規定。
2. データ要件の合理的な規定、管理の実情への適合	<p><u>一部のデータ要件の引き下げ、企業の負担軽減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1 級急性毒性データ要件の引き下げ。毒物動態学データ要件の明確化。 発がん性データについては、以下のように調整：用途や変異原性試験結果などとともに、発がん性試験データまたは発がん性評価報告

https://members.wto.org/crnattachments/2016/TBT/CHN/16_0956_00_x.pdf

⁸⁵ エンヴィックス作成

	<p>を提出すればよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 魚類の 14 日延長毒性試験データの提出要件を削除。 <p><u>理解・実施の便宜を図るため、データの提出もしくは免除の関連条件またはパラメータを細分化・定量化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 自然温度、酸化性、急性および反復暴露吸入、慢性毒性、活性汚泥の呼吸抑制毒性、水生急性毒性などの理化学的、健康のおよび生態毒性学的という 3 分野における複数項目データの免除条件を細分化・定量化する。
<p>3. 技術的内容の整備、リスク 評価報告作成の規範化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業の規則に基づく実施における便宜を図るため、リスク評価報告作成における構成や様式要件を制定。 定量的評価ならびに定性的評価を適用する状況、および一連の申告物質リスク評価関連要求の明確化。 PBT 物質の識別手順を追加。 属性データについては、国内外で広く用いられている方法に従って品質評価を実施するよう要求。 特殊類の化学物質（金属など）については、国内外で広く用いられている方法を用いてリスク評価を実施するよう規定。
<p>4. 審査・承認手順の最適化、 審査・承認効率の引き上げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> オンラインでの仮受理および仮審査の段階的な実現を図るため、紙媒体の申告書類の提出要求を削除し、申告用ソフトウェアによる電子データの提出に調整。 登記証の情報変更における審査承認方法を簡略化し、環境リスクの影響度に応じて異なる手順を採用。環境リスクによる影響が低い場合、変更の受領確認により変更を実施し、新たな登記証の再発行は行わない。 4 級以内の通常申告の申告方法を調整。従来は、具体的な数量に基づく申告のみ選択可能であったが、改正後は、具体的な数量または等級に基づく申告から選択できる。
<p>5. 報告要件の簡略化、企業の 負担軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「新規化学物質の取扱いごと報告表」、「新規化学物質年次報告表」、「登記済み新規化学物質の 5 年間における実際の取扱い状況の報告」を含む登記後の報告関連文書を追加。 情報報告要件の大幅な簡略化。重点環境管理類物質の取扱いごとの報告については、1 回当たり 10kg 以上移動した場合に報告へと調整。申告時に提出済みの情報に関しては、簡略化のため、いずれも再提出を要求しない。

また、現行指南からの主な改正点は下表の通りである。

項目	詳細
管理範囲	<ul style="list-style-type: none"> 従来の案では、製品中に含まれている又は人体への曝露をもたらす新規化学物質については申告が免除されなかったが、本草案では、曝露危害をもたらす場合のみ申告する必要があるとされた。 申告免除の対象として「特定の機能を実現するために使用される添加物および表面処理剤が、化学反応を起こして生じた生産物」が追加された。ただし、

	<p>危害が発生する場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発目的の場合には、取扱量が 10kg を超えた場合に申告が必要となる。
申告要求	<ul style="list-style-type: none"> 低懸念ポリマーの申告に関して、排除する必要がある高反応機能性グループが追加された。分解性ポリマーおよび吸水性ポリマーは低懸念ポリマーとして簡易申告できなくなったが、2%ルールに従う簡易申告は可能である。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 「試験報告資料の有効期限は試験方法が変更されてから 5 年間とする」という規定に対して、草案では「原則として」という前提が加えられた。すなわち、申告人が以前の試験報告資料を使用したい場合、自己評価の上で、評価委員会の評価を受けることが可能になった。 低懸念ポリマーを簡易申告する際、「分解性ポリマーあるいは不安定ポリマーおよび吸水性ポリマーに属さない」ことが証明できる資料あるいは声明が必要となる。

2016 年 9 月 20 日～21 日に中国上海で開催された国際化学品法規年度サミット (Chemical Regulatory Annual Conference, CRAC) では、MEP-SCC の劉曉健氏が「新化学物質申告登記指南 (改正案)」および「中国既存化学物質目録」の改正について説明した。同サミットの参加者からは「新化学物質申告登記指南 (改正版)」の公布時期および改正内容について多くの質問が寄せられた。劉氏は、改正決定版の内容は WTO に提出した草案と比べ、大きな変更はないが、以下の 2 つの変更が生じる可能性があると言った。

1. 常規申告の量級 1 と量級 2 のデータへの要求を緩和すること。
2. 年次レポートの提出期限を延長すること。

さらに劉氏は、今回の改正内容を企業により分かりやすく理解してもらうために、当局内部での検討作業を追加したため、「新化学物質申告登記指南 (改正版)」の正式公布は予定より遅くなるとの見解を示した。

中国環境保護部土壤汚染司化学品管理处によると⁸⁶、本指南 (改正案) は合法性の審査中であり、未だ公布に至っていない。策定した当初には合法性審査がされておらず、内容の一部が新化学物質環境管理弁法に違反しているところがあり、上位の法律に矛盾が生じるところがある。WTO に提出した通報版も合法性審査がされていないもので、その後さらに意見徴収をしたところ多くの合法性問題が発見された。合法性審査はどれぐらい時間が掛かるかは予想し難く、相当複雑であるという。また、将来公布する最終版は、現行の意見徴収版に比べて大きく変更するかどうかについては現段階では明言できないが、データの面 (データ指標の認定) ではますます簡素化になり、企業の負担も軽くなる一方であろうと意見述べた。

⁸⁶ 本調査でのヒアリング結果。

【危険化学品安全管理条例】

中国において、危険化学品管理に関する法律は「安全生産法」および「輸出入商品検査法」であるが、実際には条例である「危険化学品安全管理条例」が、危険化学品の製造、輸入、販売、貯蔵、運送および使用など各段階を規制しており、危険化学品を管理するための重要な上位法として認識されている。この条例に基づき、「危険化学品登記管理弁法」、「化学品物理的危険性鑑定と分類管理弁法」、「危険化学品経営許可証管理弁法」など弁法、「危険化学品目録」および関連国家標準（GB）が多数制定されている。その法体系は以下の通りである。

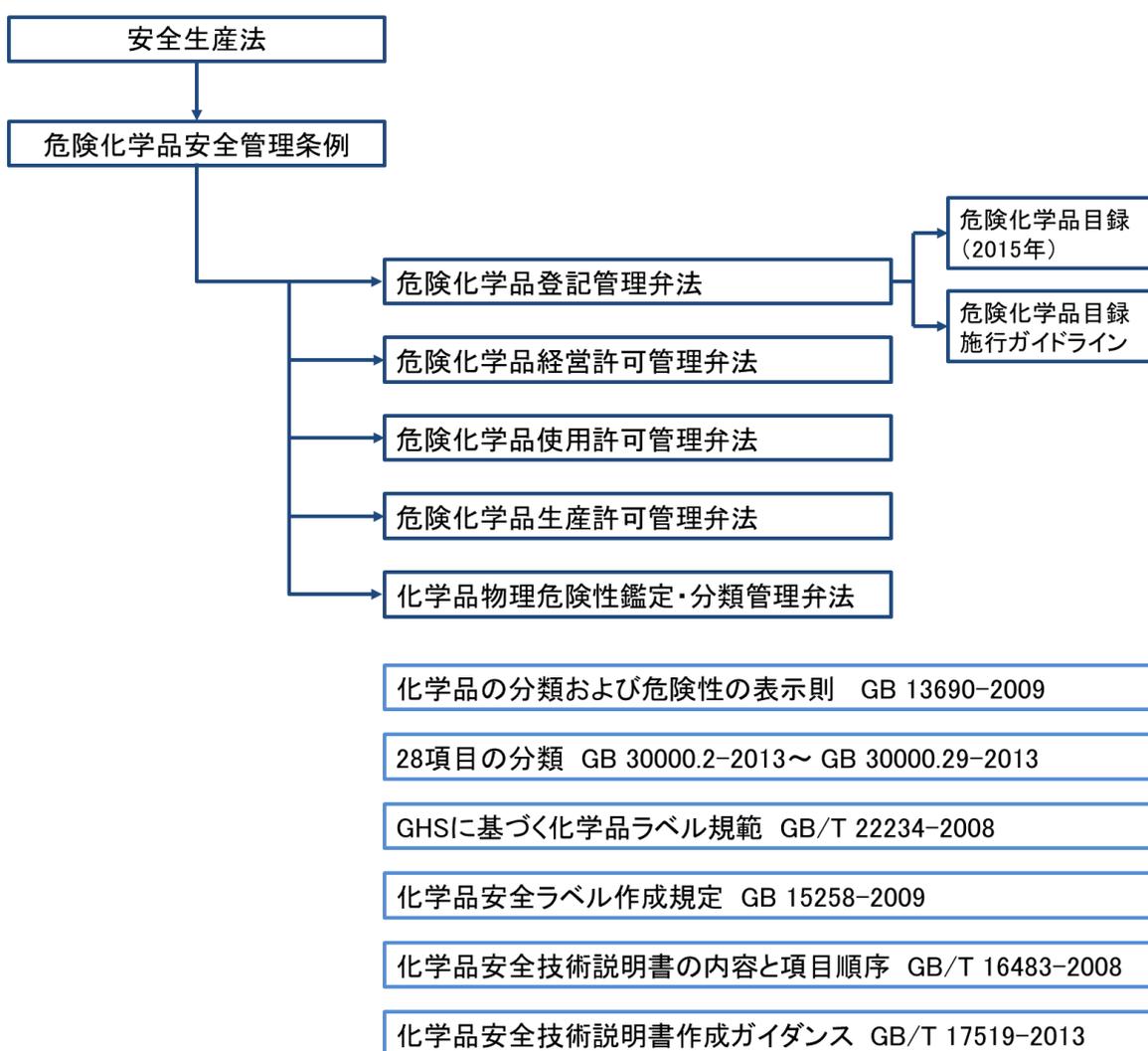
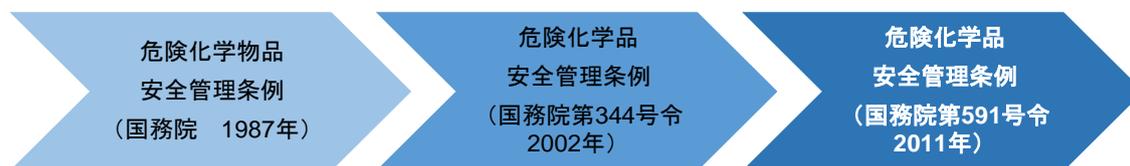


図 中国危険化学品管理の法体系

(a)-2-1 制定の経緯

危険化学品安全管理条例は 1987 年に初めて公布された後、2002 年に改正された。その後さらに改正したものが現行の条例であり、2011 年 3 月 2 日に公布され、2011 年 12 月 1 日より施行されている。



危険化学品安全管理条例は、2002 年版の全 74 条から、2011 年改正版では全 102 条と大幅に条項が増加された。2002 年版と比べた、主な改正内容は以下の 7 点である。

1. 政府各主管部門の職責が一層明確化された。そのうち、安全生産監督管理部門は危険化学品安全監督管理の総合業務の責任を負う。環境保護部は危険化学品の環境危害鑑定及び環境リスク評価の推進、重点環境管理の対象となる危険化学品の確定、危険化学品および新規化学物質の環境管理登記業務などを担当する。工業情報化部は危険化学品の生産や貯蔵に係わる産業界の計画や指導に責任を負う。
2. 危険化学品の定義について重要な調整が行われた。特に当該条例の第 3 条は、GB 13690-2009「化学品分類および危険性公示通則」に基づいていると判断される、すなわち、GHS を根拠としている。危険化学品の具体的な範囲に関しては「危険化学品目録」の形で別途に公布される。
3. 危険化学品登記と鑑定の関連規定が完備され、危険化学品環境管理の登記、および危険化学品の物理的危険性、環境面への危険性、毒物特性の鑑定、について関連規定を補完した。
4. 危険化学品安全使用許可制度を確立した。危険化学品安全使用許可証の発給範囲は危険化学品を使用する生産に従事し、かつ使用量が規定する数量に達する化工企業に限られ、具体的な使用量の基準は安全監督管理部門が関連部門と共同で制定する。
5. 現行その他の法規制の中に当該危険化学品安全管理関連の規定を取入れ融合させ、特に大幅に危険化学品運送安全管理に関する規定内容を充実させた。
6. 社会管理および公共安全と密接に関係する劇毒化学品、易制毒、爆発性危険化学品に関する特別な管理要求を明確にした。

7. 危険化学品の生産経営の違法行為に対し、行政処罰を強化した。処罰を実施する部門についてさらに明確な規定を設けた。

(a)-2-2 現行の法令の内容

現在の危険化学品安全管理条例の内容は以下の通りである。

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
URL	http://www.gov.cn/flfg/2011-03/11/content_1822902.htm
所轄官庁	国務院
規制対象物質	<p>危険化学品（第 3 条）：</p> <p>有毒性、腐食性、爆発性、可燃性、助燃性等の性質を持ち、かつ、人体、施設及び環境に危害を加える劇毒化学品及び他の化学品を指す。危険化学品リストは、国務院の安全生産監督管理部門より、国務院の工業情報化、公安、環境保護、衛生、質量監督検閲検疫、交通運輸、鉄道、民用航空、農業主管部門との協働によって、化学品の危険特性の鑑別及び分類に関する標準に基づき、確定、公布され、及び適時調整される。</p>
規制内容	<p>適用範囲（第 2 条）：</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営又は運輸の安全管理には、当条例を適用する。廃棄危険化学品の処置については、環境保護に関する法律、行政法規及び国家の関連規定に従って執行する。</p> <p>危険化学品の安全管理（第 4 条）：</p> <p>危険化学品の安全管理は、安全第一、予防重視及び総合的管理の方針を堅持し、企業の社会的責任を強化し、責任の履行を確保すべきである。</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営又は運輸をする部門（以下、「危険化学品部門」）の主要責任者は、当該部門の危険化学品の安全管理に対し、全面的に責任を負う。</p> <p>危険化学品部門は、法律及び行政法規の規定並びに国家標準及び業界標準で定められた安全条件を有し、安全管理の規定制度及び職場安全責任制度を創設し、完備し、従業員に対して安全教育、法に関する教育及び職場技術トレーニングを実施すべきである。従業員は職場に就く前、教育とトレーニングを受け、考査に合格しなければならない；資格が要求されるポストは、それ相応の資格を取得した人に務めさせるべきである。</p> <p>危険化学品の建設事業に対する安全条件の審査（第 12 条）：</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵建設事業（以下、「建設事業」）の新設、改造又は</p>

増設については、安全生産監督管理部門が安全条件の審査を実施すべきである。

建設部門は、建設事業に対して安全条件の論証を行い、国家に規定された資質条件を備えている機構に建設事業の安全評価を委託し、併せて安全条件の論証及び安全評価の状況を建設事業の所在地の区が設置されている市級以上の人民政府安全生産監督管理部門に報告すべきである；安全生産監督管理部門は報告を受けてから 45 日以内に審査決定を下し、書面によって建設部門に通知しなければならない。具体的な方法は、国务院安全生産監督管理部門によって策定される。

危険化学品が貯蔵され、積み下ろされる港口の建設事業の新設、改造又は増設については、港口の行政管理部門が国务院交通運輸主管部門の規定に従い、安全条件の審査を行う。

危険化学品パイプラインに対する標識および定期検査（第 13 条）：

危険化学品の生産、貯蔵部門は、敷設した危険化学品パイプラインに対し、顕著な標識を施し、定期的な検査及び点検を行うべきである。

危険化学品パイプラインの安全を脅かす工事作業を行う場合において、施工部門は、工事開始の 7 日前に書面によってパイプラインの所属部門に通知し、パイプラインの所属部門と共同で緊急対策案を策定し、適切な安全防護措置を講じなければならない。パイプラインの所属部門は、パイプラインの安全保護指導の実施をするため、専門家を現場に派遣すべきである。

危険化学品安全生産許可証の取得（第 14 条）：

危険化学品の生産企業は、生産開始前に、「安全生産許可証条例」の規定に従い、危険化学品安全生産許可証を取得しなければならない。

国家の生産許可証制度の実施対象となる工業製品リストに記載されている危険化学品の生産企業は、「工業製品生産許可証管理条例」の規定に従い、工業製品生産許可証を取得しなければならない。

危険化学品安全生産許可証及び工業製品生産許可証の発行部門は、許可証の発行状況を同級の工業情報化主管部門、環境保護主管部門及び公安機関に速やかに報告すべきである。

化学品安全技術説明書、安全ラベルの貼付（第 15 条）：

危険化学品の生産企業は、自ら生産した危険化学品と一致する化学品安全技術説明書を提供し、危険化学品の包装（外装を含む）に包装内の危険化学品と一致する化学品安全ラベルを貼り付け、又は結びつけなければならない。

	<p>化学品安全技術説明書及び化学品安全ラベルに記載された内容は、国家標準の要求を満たさなければならない。</p> <p>危険化学品の生産企業は自ら生産した危険化学品から新たな危険特性を発見した場合において、直ちに公告し、速やかにその化学品安全技術説明書及び化学品安全ラベルを修正しなければならない。</p> <p>危険化学品の生産装置又は貯蔵量が重大危険源となる危険化学品の貯蔵施設と指定の場所・施設・区域との距離（第 19 条）：</p> <p>危険化学品の生産装置又は貯蔵量が重大危険源となる危険化学品の貯蔵施設（運輸道具のガソリンスタンタ及びガス充填所は除外する）と、次に掲げる場所、施設、区域との距離は、関連の国家规定に符合しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅地、商業センター、公園等の人口密集地域； 2. 学校、病院、映画館、劇場、運動場（体育館）等の公共施設； 3. 飲料水源、浄水場及び水源保護区； 4. 駅、埠頭（法に従って許可を得た危険化学品の積み卸し作業は除外する）、空港及び通信幹線、通信要所、幹線鉄道、幹線道路、水路交通幹線、地下鉄の換気口及び出入口； 5. 基本農地保護区、基本草原、家畜の遺伝資源保護区、大規模化の家畜養殖場（養殖小区）、漁業水域及び種子、種畜、稚魚の生産基地； 6. 河川、湖、景勝地、自然保護区； 7. 軍事関係の立入禁止区域、軍事管理区域； 8. 法律、行政法規に規定されている他の場所、施設、区域。 <p>建設済みの危険化学品の生産装置又は貯蔵量が重大危険源となる危険化学品の貯蔵施設が前項の規定を満たさない場合には、所在地の区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門は関係部門と共同で、所属部門が指定期間内に整備することを監督する；生産変更、生産中止、移転、閉鎖の必要がある場合には、本級の人民政府より決定され、実施される。</p> <p>貯蔵量が重大危険源となる危険化学品の貯蔵施設の建設場所の選定は、地震を引き起こす活断層及び洪水及び地質災害が多発する地域を避けるべきである。</p> <p>本条例に称される重大危険源とは、危険化学品の生産、貯蔵、使用又は運輸の過程で、危険化学品の量が臨界量に達し又は超える（場所及び施設を包含する。）ことを指す。</p> <p>生産及び貯蔵の安全（第 20 条）：</p>
--	--

	<p>危険化学品の生産、貯蔵部門は、その生産、貯蔵した危険化学品の種類及び危険特性によって、作業現場で監視、制御、通風、日差し防止、温度調節、防火、消火、防爆、放圧、防毒、中和、湿気防止、防雷、防静電、防腐、漏出防止及び防護壁又は隔離操作等の相応な安全施設及び設備を設置し、併せて国家標準若しくは業界標準或は関連の国家规定に照らして、安全施設及び設備に対して日常的なメンテナンス、手入れを行い、安全施設及び設備の正常な機能を保証しなければならない。</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵部門は、作業場所及び安全施設、設備に顕著な安全警告用標識を施さなければならない。</p> <p>作業場所での通信装置及び警報装置の設置（第 21 条）：</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵部門は、作業場所で通信装置及び警報装置を設置し、併せて稼動状態であることを保証する。</p> <p>安全生産条件に対する安全評価（第 22 条）：</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵企業は、同企業の安全生産条件に対して 3 年毎に安全評価を行い、安全評価の報告を提出することを、国家が規定した資質及び条件を備えている機構に委託すべきである。安全評価報告の内容は、安全生産条件に存在する問題に対する改正方案を包含する。</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵企業は、安全評価報告及び改正方案の実施状況を所在地の県級人民政府の安全生産監督管理部門に報告し、登記しなければならない。港口区域内に危険化学物を貯蔵する企業は、安全評価報告及び改正方案の実施状況を港口の行政管理部門に報告し、登記しなければならない。</p> <p>劇毒化学物又は易制爆危険化学物を生産、貯蔵する際の措置（第 23 条）：</p> <p>劇毒化学物又は國務院公安部門が規定した爆発物の製造に利用可能となる危険化学物（以下、「易制爆危険化学物」と略称する）を生産、貯蔵する部門は、生産、貯蔵した劇毒化学物又は易制爆危険化学物の数量、行き先について如実に記録し、併せて必要な安全防護措置を講じ、劇毒化学物又は易制爆危険化学物の紛失又は盗難を防止しなければならない；劇毒化学物又は易制爆危険化学物の紛失又は盗難を発見した場合には、直ちに現地の公安機関に通報しなければならない。</p> <p>劇毒化学物又は易制爆危険化学物の生産、貯蔵部門は、治安警備機構を設置し、常勤治安警備員を配置すべきである。</p> <p>危険化学物の貯蔵（第 24 条）：</p>
--	--

	<p>危険化学品は専用倉庫、専用場所又は専用貯蔵室（以下、総称して「専用倉庫」という）に貯蔵し、専任担当者によって管理されなければならない；劇毒化学品又は貯蔵量が重大危険源となる他の危険化学品について、専用倉庫に単独で保管し、二人の担当者による入出庫の保管制度を実施しなければならない。</p> <p>危険化学品の貯蔵方式、方法及び貯蔵量は、国家標準或は国家の関連規定を満たさなければならない。</p> <p>危険化学品の貯蔵（第 25 条）：</p> <p>危険化学品の貯蔵部門は、危険化学品の入出庫査照、登記制度を確立すべきである。</p> <p>劇毒化学品又は貯蔵量が重大危険源となる他の危険化学品について、貯蔵部門は、貯蔵数量、貯蔵場所及び管理員の状況を、所在地の県級人民政府の安全生産監督管理部門（港口区域内に貯蔵する場合は港口の行政管理部門）及び公安機関に報告し、登記しなければならない。</p> <p>危険化学品の貯蔵（第 26 条）：</p> <p>危険化学品の専用倉庫は、国家標準又は業界標準の要求を満たすものとし、併せて顕著な標識を施さなければならない。劇毒化学品又は易制爆危険化学品を貯蔵する専用倉庫では、国家の関連規定に従い、相応な技術的防備施設を設置しなければならない。</p> <p>危険化学品の貯蔵部門は、危険化学品の専用倉庫の安全施設及び設備に対し、定期的に点検し、検査すべきである。</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵部門が生産変更、生産中止、閉鎖又は解散した場合の措置（第 27 条）：</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵部門は生産変更、生産中止、閉鎖又は解散した場合、有効な措置を講じ、速やかかつ適切に危険化学品の生産装置、貯蔵施設及び在庫危険化学品を処分すべきであり、危険化学品を遺棄してはならない；処分案は、所在地の県級人民政府の安全生産監督管理部門、工業情報化主管部門、環境保護主管部門及び公安機関に報告し、登記しなければならない。安全生産監督管理部門は、環境保護主管部門及び公安機関と協働し、処分状況を監督し、検査し、規定違反の処分を発見した場合、直ちに処分するよう命じなければならない。</p> <p>使用安全（第 32 条）：</p>
--	--

	<p>本条例の第十六条の重点環境管理の実施対象となる危険化学品の生産企業に関する規定は、重点環境管理の実施対象となる危険化学品を使用して生産を行う企業に適用される；第二十条、第二十一条、第二十三条第一項、第二十七条の危険化学品の生産、貯蔵部門に関する規定は、危険化学品の使用部門に適用される；第二十二条の危険化学品の生産、貯蔵企業に関する規定は、危険化学品を使用して生産を行う企業に適用される。</p> <p>危険化学品の経営に対する許可制度（第 33 条）：</p> <p>国家は危険化学品の経営（倉庫管理を包含する、以下同様）に対し、許可制度を実施する。許可がない限り、すべての部門及び個人は危険化学品を経営してはいけない。</p> <p>法に従って設立された危険化学品の生産企業は、工場区域の範囲内で同企業が生産した危険化学品を販売する場合、危険化学品の経営許可を取得する必要がない。</p> <p>「港口法」の規定により、港口経営許可証を取得した港口経営人は、港口区域内で危険化学品の倉庫経営をする場合、危険化学品の経営許可を取得する必要がない。</p> <p>経営の安全（第 34 条）：</p> <p>危険化学品の経営を営む企業は、次に掲げる条件を備えなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家標準及び業界標準を満たす経営場所を有していること。危険化学品を貯蔵する場合、国家標準及び業界標準を満たす貯蔵施設も有していること； 2. 従事員は皆専門的な技術トレーニングを受け、考査に合格したこと； 3. 健全な安全管理規則制度を有していること； 4. 常勤の安全管理員を有していること； 5. 国家の規定を満たす危険化学品事故に関する緊急対策案及び必要な応急救援器材や設備を有していること； 6. 法律、法規に規定されている他の条件。 <p>経営の安全（第 35 条）：</p> <p>劇毒化学品又は易制爆危険化学品の経営に従事する企業は、所在地の区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門に申請を提出し、他の危険化学品の経営に従事する企業は、所在地の県級人民政府の安全生産監督管理部門に申請を提出すべきである（貯蔵施設を有する場合、所在地の区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門に申請を提出すべきで</p>
--	---

ある)。申請者は本条例の第三十四条の規定条件を満たす証明資料の提出が要求される。区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門或は県級人民政府の安全生産監督管理部門は、法に従って審査をし、併せて申請人の経営場所及び貯蔵施設に対して現場審査を行い、証明資料を受けてから 30 日以内に許可又は不許可の決定を下す。許可された場合には、危険化学品経営許可証を発行する；許可されない場合には、書面によって申請人に通知し、理由を説明すべきである。

区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門及び県級人民政府の安全生産監督管理部門は、危険化学品経営許可証の発行状況を、速やかに同級の環境保護主管部門及び公安機関に通報する。

申請人は、危険化学品経営許可証をもって工商行政管理部門で登記の手続きを完了させた後、初めて危険化学品の経営活動を行うことができる。法律、行政法規又は国务院にて、危険化学品の経営に他の関係部門の認可が必要であることが規定されている場合において、申請人は工商行政管理部門で登記の手続きを行う際、さらに相応な許可証明を所持しなければならない。

経営の安全（第 37 条）：

危険化学品の経営企業は、許可を得ていないにもかかわらず、危険化学品の生産、経営活動を行う企業からの危険化学品の購入、及び化学品安全技术説明書又は化学品安全ラベルのない危険化学品の経営をしてはならない。

経営の安全（第 38 条）：

法に従って危険化学品安全生産許可証、危険化学品安全使用許可証、危険化学品経営許可証を取得した企業は、相応な許可証書をもって劇毒化学品又は易制爆危険化学品を購入する。民用爆発物の生産企業は、民用爆発物生産許可証をもって易制爆危険化学品を購入する。

前項の規定以外の部門は劇毒化学品を購入する場合、所在地の県級人民政府の公安機関に劇毒化学品購入許可証を申請しなければならない；易制爆危険化学品を購入する場合、同部門の作成した合法的な用途についての説明を所持しなければならない。

個人は劇毒化学品（劇毒化学品に属する農薬は除外する）又は易制爆危険化学品を購入してはならない。

劇毒化学品購入許可証の申請（第 39 条）：

劇毒化学品購入許可証の申請について、申請人は所在地の県級人民政府の公安機関に、次に掲げる資料を提出すべきである：

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 営業免許或は法人証明書（登記証明書）の複写； 2. 購入する予定の劇毒化学品の品種及び数量に関する説明； 3. 劇毒化学品の購入用途に関する説明； 4. 購入担当者の本人確認書類。 <p>県級人民政府の公安機関は、前項に規定する資料を受けてから 3 日以内に許可又は不許可の決定を下す。許可された場合には、劇毒化学品購入許可証を発行する；許可されない場合には、書面によって申請人に通知し、理由を説明する。</p> <p>劇毒化学品購入許可証管理方法は、国務院公安部門によって策定される。</p> <p>劇毒化学品又は易制爆危険化学品を販売する場合の措置（第 41 条）：</p> <p>危険化学品の生産企業、経営企業は劇毒化学品又は易制爆危険化学品を販売する時、購入部門の名称、住所並びに購入担当者の姓名、身分証明書番号及び購入される劇毒化学品又は易制爆危険化学品の品種、数量及び用途を如実に記録すべきである。販売記録、購入担当者の身分証明書の複写及び許可証の複写或は証明文書の保存期間は最低 1 年とする。</p> <p>劇毒化学品又は易制爆危険化学品の販売企業又は購入部門は、販売又は購入をしてから 5 日以内に、販売又は購入をした劇毒化学品又は易制爆危険化学品の品種、数量及び行き先に関する情報を、所在地の県級人民政府の公安機関に報告し、登記するほか、コンピューターシステムに入力しなければならない。</p> <p>劇毒化学品又は易制爆危険化学品を使用する場合の措置（第 42 条）：</p> <p>劇毒化学品又は易制爆危険化学品を使用する部門は、購入した劇毒化学品又は易制爆危険化学品を貸出又は譲渡をしてはならない；生産変更、生産中止、移転、閉鎖等のため確実に譲渡する必要がある場合には、本条例の第三十八条第一項及び第二項に規定する関係許可証又は証明文書を備えている部門に譲渡し、併せて譲渡後に関係情報を速やかに所在地の県級人民政府の公安機関に報告しなければならない。</p> <p>危険化学品の登記及び事故の応急救援（第 67 条）：</p> <p>危険化学品の生産企業又は輸入企業は、国務院安全生産監督管理部門に所属する危険化学品登記の担当機構（以下、「危険化学品登記機構」）への危険化学品の登記を行うべきである。</p> <p>危険化学品の登記は次に掲げる内容を包含する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 分類及びラベルの情報；
--	---

	<p>2. 物理的及び化学的性質；</p> <p>3. 主要な用途；</p> <p>4. 危険特性；</p> <p>5. 貯蔵、使用及び運輸に関する安全要求；</p> <p>6. 緊急事態時の応急処置措置。</p> <p>同じ企業が生産又は輸入した同じ品種の危険化学品に対し、繰り返し登記を行わない。危険化学品の生産企業又は輸入企業は、生産又は輸入した危険化学品から新たな危険特性を発見した場合、速やかに危険化学品登記機構に行き、登記内容の変更手続きを行わなければならない。</p> <p>危険化学品の登記に関する具体的な方法は、国務院安全生産監督管理部門によって策定される。</p> <p>危険化学品の登記及び事故の応急救援（第 70 条）：</p> <p>危険化学品部門は、同部門の危険化学品事故応急予備案を作成し、応急救援人員並びに必要な応急救援器材と設備を配備すると同時に、応急救援演習を定期的実施すべきである。</p> <p>危険化学品部門は、同部門の危険化学品事故応急予備案を所在地の区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門に報告し、登記すべきである。</p> <p>危険化学品の登記及び事故の応急救援（第 71 条）</p> <p>危険化学品事故が発生した場合、事故を引き起こした部門の主要担当者は、直ちに本部門の危険化学品応急予備案に従って救援を実施し、現地の安全生産監督管理部門及び環境保護、公安、衛生主管部門に報告しなければならない；道路運輸又は水路運輸の過程中に危険化学品事故が発生した場合、運転手、船員又は護衛員は更に事故の発生地 of 交通運輸主管部門に報告しなければならない。</p> <p>化学品の危険特性が不確定な場合の鑑定（第 100 条）：</p> <p>化学品の危険特性がまだ不確定である場合は、国務院安全生産監督管理部門、国務院環境保護主管部門、国務院衛生主管部門が責任を取ってそれぞれ本化学品の物理危険特性、環境危害性、毒理特性に対し手配して鑑定を行う。鑑定結果に基づき、危険化学品リストを調整する必要がある場合は、本条例第三条第二項の規定に基づき、処理する。</p>
--	--

本条例は行政法規のレベルの規制であるが、危険化学品管理の上位法であり、危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営又は運輸の安全管理に適用される。危険化学品登記、各種許可証の申請・発行、GHS 制度、化学品目録、危険有害性評価指南など関連法令がすべて本条例に基づき制定されている。なお、廃棄危険化学品の処置については、環境保護に関する法律、行政法規及び国家の関連規定に従って執行する。

危険化学品登記管理弁法

法令名	危険化学品登記管理弁法（安監総局第 53 号令）
URL	http://www.gov.cn/flfg/2011-03/11/content_1822902.htm
目的	危険化学品に対する安全管理を強化し、危険化学品登記作業を規範化し、危険化学品事故の予防と応急救援に技術・情報のサポートを提供する。
所轄官庁	安全生産監督管理総局
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 本弁法は、危険化学品生産企業・輸入企業（以下、登記企業と通称する）が「危険化学品目録」に記載した危険化学品を生産あるいは輸入する際の登記と管理に適用する（第 2 条）。 • 新設した生産企業は、竣工検収の前に、危険化学品登記を取り扱わなければならない。輸入企業は、第一回目輸入の前に、危険化学品登記に応じなければならない（第 10 条）。 • 同一企業が同一品目の危険化学品を生産・輸入する場合、生産企業により一回登記を実施するが、輸入危険化学品の関連情報を提出しなければならない。 • 輸入企業は、異なる製造会社の同一品目の危険化学品を輸入する場合、初めての製造会社から輸入した危険化学品に従い、一回のみ登記するが、その他の製造会社の危険化学品の関連情報を提出しなければならない。生産企業・輸入企業は、同一製造会社の同一品目の危険化学品を何回も輸入する場合、一回のみの登記を行う（第 11 条）。 • 危険化学品の登記内容は次の通り（第 12 条）。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 分類とラベルについての情報。危険化学品の危険性類別・象形図・注意喚起語・危険性説明・防備説明等が含まれる。 2. 物理・化学的性質。危険化学品の外観と性状・溶解性・熔点・沸点等物理的性質、引火点・爆発限界・自然発火温度・分解温度等化学的性質が含まれる。

	<ol style="list-style-type: none"> 3. 主な用途。企業が推薦した製品の合法的な用途・禁止あるいは制限される用途等が含まれる。 4. 危険特性。危険化学品の物理危険性・環境危害性と毒理特性が含まれる。 5. 保存・使用・運輸に関する安全要求。その内、保存に関する安全要求は、建築条件・倉庫条件・安全条件・環境衛生条件・温度と湿度条件への要求が含まれる。使用に関する安全要求は、使用時の操作条件・作業員の防護措置・使用現場での危険対策等が含まれる。運輸に関する安全要求は、運輸あるいは輸送方式への要求・危険情報を関連運輸作業員へ伝える手段・積み降ろし及び運輸中の安全措置等が含まれる。 6. 危険な状況が発生した場合の応急処置対策。危険化学品が生産・使用・保存・運輸中に火災・爆発・漏洩・中毒・窒息・火傷等化学品事故が発生した時の応急処理方法や応急問い合わせサービス電話等が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> • 危険化学品登記の手順は次の通り（第 13 条）。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 登記企業は、登記システムを通じて申請を提出する。 2. 登記弁公室は、3 つの作業日以内に登記企業が提出した申請を初歩的に審査する。条件に合致した場合、登記手続に応じるよう、登記システムを通じて登記企業に知らせる。 3. 登記企業は、登記弁公室の知らせを受けた後、関連要求により、登記システムで事実通りに登記内容を記入し、登記弁公室に関連する紙質の登記資料を提出する。 4. 登記弁公室は、登記企業の登記資料を受けた日から 20 作業日以内に、登記資料と登記内容を——いちいち審査し、必要の時は現場で確認する。要求に合致した場合、登記資料を登記センターに提出する。要求に合致しない場合、登記システムを通じて登記企業に知らせる上、理由を説明する。 5. 登記センターは、登記弁公室から提出した登記資料を受けた日から 15 作業日以内に、登記資料と登記内容を審査する。要求に合致した場合、登記弁公室を通じて登記企業に危険化学品登記証を発給する。要求に合致しない場合、登記システムを通じて登記弁公室と登記企業に知らせ、また、理由を説明する。 6. 登記企業は、登記資料を訂正したり、問題を改善したり必要とする時間は、前款に規定した期限内に算入しない。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> • 登記企業は、危険化学品登記をする時に、以下の資料を提出し、また、その内容の真実性に対し責任を負わなければならない（第 14 条）。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 危険化学品登記表一式 2 部。 2. 生産企業の工商営業免許、輸入企業の対外貿易経営者記録登記表・中華人民共和国輸出入企業資質証書・中華人民共和国外商投資企業批准証書あるいは台湾/香港/マカオ/華僑投資企業批准証書コピー 1 部。 3. その生産・輸入した危険化学品に適合し、また、国家標準に符合する化学品安全技术説明書・化学品安全ラベル各 1 部。 4. 本弁法第二十二条に規定された応急問い合わせサービス電話番号あるいは応急問い合わせサービス委託書コピー 1 部。 5. 登記する危険化学品の製品標準（国家標準あるいは業界標準に準拠する場合、その標準番号を提出すること）。 • 登記企業は、本企業の各類危険化学品に対して検査し、また、危険化学品管理書類を作らなければならない。危険化学品管理書類は、危険化学品の名称・数量・標識情報・危険性分類と化学品安全技术説明書・化学品安全ラベル等の内容を含まなければならない（第 18 条）。 • 登記企業は、人員を指定して危険化学品登記の関連作業の責任を負わせ、登記人員に協力して必要な時に本企業の危険化学品の登記内容に対する検査に応じなければならない。登記企業の危険化学品登記に従事する人員は、危険化学品登記に関連する知識と能力を具備しなければならない（第 20 条）。 • 危険特性がまだ確定されていない化学品に対して、登記企業は、国家が化学品危険性鑑定に関する規定に従い、国家に規定された資質がある機構に委託して、その危険性鑑定を行わなければならない。危険化学品に属する場合、本弁法の規定に基づき登記しなければならない（第 21 条）。 • 危険化学品生産企業は、専属な人員により 24 時間当番する国内固定サービス電話を設立し、本弁法第十二条に規定された内容に対して、危険化学品事故応急問い合わせサービスをユーザーに提供し、危険化学品事故応急救援に技術指導と必要な協力を提供しなければならない。専属な当番員は、本企業危険化学品の危険特性と応急処置技術を熟知し、問われた関連問題を正確に回答しなければならない。危険化学品生産企業は、
--	---

	<p>前款に規定された応急問い合わせサービスを提供できない場合、登記機構に委託して、応急問い合わせサービスを代理させなければならない。危険化学品輸入企業は、独自にあるいは輸入代理商・登記機構に委託して、本条第一款に要求された応急問い合わせサービスを提供し、また、その輸入した危険化学品の安全ラベルに応急問い合わせサービスの電話番号を明記しなければならない。代理応急問い合わせサービスに従事する登記機構は、専属な人員が 24 時間当番する国内固定サービス電話を設立し、完備な化学品応急救援データベースを立ち上げ、オンラインデジタル録音設備と 8 名以上の専門人員を配備し、同時に 3 件以上の応急問い合わせを受理し、化学品漏洩・火災・爆発・中毒等事故の応急処置に関連する情報と提案を正しく提供しなければならない（第 22 条）。</p>
--	---

本弁法は、「危険化学品安全管理条例」に基づき制定されたものであり、危険化学品生産企業・輸入企業が初めて危険化学品を生産あるいは輸入する際に、化学品登記センターに資料を提出することが義務付けられると規定されている。登記証の有効期限は 3 年間となる。なお、危険化学品を貯蔵、使用する企業は依然として登記を行う必要がない。本弁法の施行と同時に、2002 年 10 月 8 日に公布された「危険化学品登記管理弁法」は無効となった。

本弁法にもとづく危険化学品を取り扱う企業の登記義務の有無は下表のとおりで、あくまで輸入企業と生産企業のみが対象となる。

業務内容	登記義務の有無
危険化学品の輸入企業	○
危険化学品の生産企業	○
危険化学品の貯蔵企業	×
危険化学品の使用企業	×

なお登記・変更の際には下記の 8 つの関連書類が必要となる⁸⁷。

1. 危険化学品生産企業登記票
2. 危険化学品輸入企業登記票
3. 危険化学品登記企業ユーザー申請票

⁸⁷ 安監総庁管三（2012）「144 号通知（2012 年 10 月 17 年）」
以下のリンクより、8 つの関連書類の書式をダウンロード可能。
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2012/1019/181657/content_181657.htm

4. 危険化学品登記変更申請書
5. 危険化学品登記変更証明
6. 危険化学品登記証更新交付申請書
7. 危険化学品登記申請不受理通知書
8. 危険化学品登記申請材料補正告知書

また、登記する必要のある 24 時間応急対応電話は、中国国内の固定事務所の固定電話で、専門家が 24 時間対応できる状態にしなければならないと規定されているが、中国国家安全生産監督管理総局化学品登記センター（NRCC）の専門機関に委託することもできる。

危険化学品目録（2015 年版）

法令名	危険化学品目録（2015 年版）安監総局など 10 部門公告 2015 年第 5 号
URL	http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_21111/2015/0309/247028/content_247028.htm
所轄官庁	安全生産監督管理総局など
規制内容	2828 の危険化学品がリストアップされており、148 の劇毒化学品が含まれている。

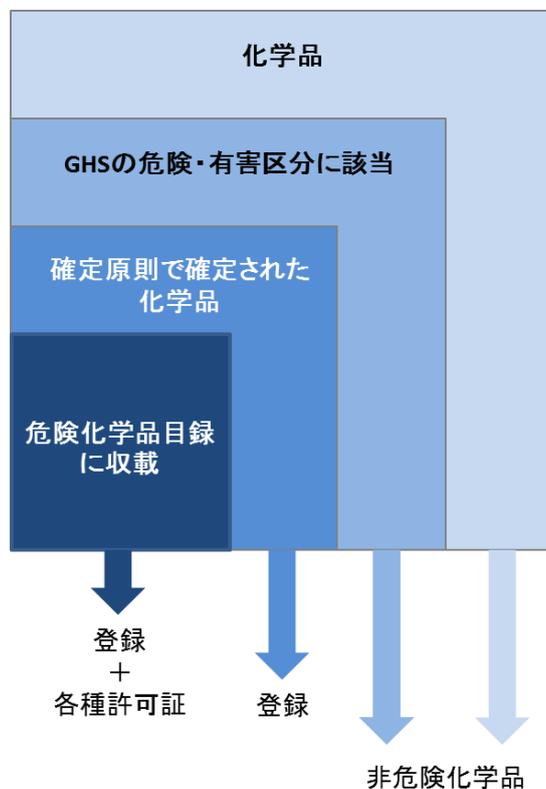
本目録は、2015 年 3 月 9 日、安全生産監督管理総局、工業情報化部、公安部、環境保護部、交通運輸部、農業部、国家衛生計画生育委員会、国家品質監督検閲検疫総局、鉄路局、民航局により公布され、2015 年 5 月 1 日より正式に実施された。本目録の施行により、従来の「危険化学品名録（2002 年版）」および「劇毒化学品目録（2002 年版）」は同時に廃止された。

本目録では、基本的に化学物質名が CAS 番号とともに記載されているが、そのうちの 2828 番は、「可燃性溶剤の合成樹脂・ペンキ・補助材・塗料等の製品（密閉式引火点 $\leq 60^{\circ}\text{C}$ ）を含む」と、より広い対象を含む項目となっている。これにより、一部の化学品は鑑定を経て条件に合致すると確認された場合に、目録に編入される危険化学品に属することになる。加えて、同目録の説明の中には、(1)危険化学品の定義と確定原則、(2)劇毒化学品の定義と判定限界、(3)危険化学品目録の各欄の意味、および(4)その他の事項が記載されている。

本目録に該当する危険化学品は、危険化学品安全管理条例にて定められる、危険化学品の生産、保管、使用、経営および輸送における安全管理要求を満たすことが求められる。これには、関連許可証明の取得、化学品安全データシート（SDS）および化学品安全ラベルの作成（化学品安全ラベル作成規定（GB15258-2009）を参照）、危険化学品登記および危険化学品環境管理登記を行うことが含まれる。また、特殊な危険性がある化学品、例

例えば、劇毒化学品や易制爆化学品は、関連部門の特別許可を取得し、登記を行う必要がある。

図 危険化学品管理



また国家安全監管総局は、2015 年 3 月 31 日、本目録についての解説文⁸⁸をウェブサイトにて公表した。解説文の主な内容は以下の通りである。

項目	詳細
「危険化学品名録（2002 年版）」との変更点	<p>本目録では、一部の化学品が追加され、また同時に一部の化学品は整理統合あるいは削除された。追加された化学品としては、以下のものが挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ロッテルダム条約およびストックホルム条約に組み入れられている化学品 40 種、例えば短鎖型塩化パラフィン（C10-13）・ポリ塩化テルフェニルなど。 2. 「中国輸出入厳格制限有毒化学品目録」および「危険化学品使用量数量標準（2013 版）」に組み入れられている化学品 29 種、例えば硫化水銀、トリホスゲンなど。 3. 「国連危険貨物輸送勸告規約テキスト」および EU 化学品等危険性分

⁸⁸ 原文は以下の国家安全監管総局ウェブサイトにて閲覧できる。
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_21356/2015/0401/248294/content_248294.htm

	<p>類目録を参照するとともに、化学品の危険性および中国国内生産状況に基づき追加された 123 種の化学品、例えば二硫化チタン、二酸化窒素など。</p> <p>4. 塩化琥珀コリン、フルオロ酢酸メチル。</p>
劇毒化学品について	<p>本目録には、148 種の劇毒化学品が含まれているが、この数は、従来の「劇毒化学品目録（2002 年版）」と比べて 187 種減少している。</p> <p>また、劇毒化学品の定義に関する主要な追加点としては、“急性毒性を有し、公共に安全危害を加えやすい化学品”という点がある。激烈急性毒性の判定には限界があるが、公共に安全危害を加えやすく、同時に比較的高い急性毒性を有する化学品（急性毒性に符合する、類別 2）は、劇毒化学品管理に加える。</p>
危険化学品の特定	<p>危険化学品の特定に際しては、化学品の分類および表示に関する国家標準に基づき、化学品 28 種 95 項目の危険類別の中から、危険性の比較的大きな 81 項目の類別を選別し、対象としている。加えて、国連の危険貨物輸送勧告、ロッテルダム条約、EU 等の化学品の危険性に関する分類目録、および国内危険化学品管理の実務上の必要性に基づき、適宜化学品項目を新たに加えて提示し、専門家の論証および 10 部門の同意を経た後に本目録に組み込まれている。</p>
混合物および目録に未掲載の危険化学品	<p>混合物および本目録に未掲載の危険化学品について、その危険性を全面的に掌握するために、企業は「化学品物理危険性鑑定と分類管理方法」およびその他関連規定を根拠として鑑定分類を実施し、危険化学品として鑑定分類された場合には、「危険化学品登記管理方法」に基づいて危険化学品登記しなければならない。</p>

危険化学品目録（2015 年版）実施指南（試行）

法令名	危険化学品目録（2015 年版）実施指南（試行）
URL	http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_6288/2015/0902/257318/content_257318.htm
所轄官庁	安全生産監督管理総局
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> 「危険化学品目録（2015 年版）」（以下、「目録」）に収録された化学品は、国、業界、地方および企業の製品標準に達している危険化学品を指す（生産、経営および使用が国に明確に禁止された化学品を除く）（第 1 項）。 工業製品の CAS 番号が「目録」に収録された危険化学品の CAS 番号と同一である場合（その中文名称が一致するかどうかに関係なく）、同一の危険化学品であると見なす（第 2 項）。 企業が「目録」に収録された同一品名の危険化学品の物質状態を変えて販売する場合、危険化学品経営許可証を取得しなければならない（第 3 項）。

	<ul style="list-style-type: none"> • ディーゼル油（軽油、訳者注）を生産、経営する企業（ディーゼル油の密閉式引火点が 60℃を超えたものを除く）は危険化学品企業に準じて管理する（第 4 項）。 • <u>主要成分がすべて「目録」に収録された危険化学品で、且つ主要成分の質量割合あるいは体積割合の和が 70%以上の混合物</u>（鑑定を経て危険化学品確定原則に属しないものを除く）は、危険化学品と見なし、危険化学品に照らして管理する。安全監督管理部門は安全行政許可を行う際、混合物の商品名称および主要成分の含有量を明記しなければならない（第 5 項）。 • <u>主要成分がすべて「目録」に収録された危険化学品で、且つ主要成分の質量割合または体積割合の和が 70%未満の混合物</u>、あるいは危険性がまだ未確定の化学品については、生産および輸入企業は、「化学品物理危険性鑑定および分類管理弁法」（国家安全監管総局令第 60 号）およびその他の関連規定に従って鑑定分類し、危険化学品の確定原則に属するものは、「危険化学品登記管理弁法」（国家安全監管総局令第 53 号）に基づき危険化学品登記を行う。ただし、関連の安全行政許可手続きは不要（第 6 項）。 • 「目録」番号第 2828 項目の引火点判定標準に達した化学品は第 2828 項目の危険化学品に属する。調べを簡便にするため、添付の危険化学品分類情報表に一部の品名を掲載する。掲載された塗料、ペンキ製品は成膜物で確定する。たとえば、「石炭酸樹脂塗料（塗料）」の項目は石炭酸樹脂、石炭酸変性樹脂などを成膜物とする各種のペンキ塗料である。各種のペンキ塗料が対応する成膜物の詳細は国家標準「塗料製品の分類および命名」（GB/T 2705-2003）を参照する。各接着剤は増粘剤で確定する。たとえば、「石炭酸樹脂類接着剤」の項目は石炭酸樹脂、レゾルシノール/ホルムアルデヒド樹脂などを増粘剤とする各種の接着剤。各接着剤が対応する増粘剤の詳細は国家標準「接着剤の分類」（GB/T 13553-1996）を参照する（第 7 項）。 • 危険化学品分類情報表（付表を参照）は各級の安全監管部門が危険化学品の危険特性を判断する際の重要な根拠となる。各級の安全監管部門は「指南」（添付された付表、訳者注）に掲載された各種の危険化学品の分類情報に従い、企業にかかわる危険化学品の危険特性により有効な防
--	--

	<p>止対策を採用するよう指導し、安全生産を強化する（第 8 項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 危険化学品の生産および輸入企業は、危険化学品分類情報表に掲載された各種の危険化学品の分類情報に基づき、シリーズ標準「化学品分類および標識規範」（GB 30000.2～GB 30000.29-2013）および「化学品安全標識の編写規定」（GB 15258-2009）などの国家標準の要求に従い、自社の化学品の危険性説明、警告用語、象形図および防止対策を科学的に、明確に確定し、化学品の安全技術説明書、安全ラベルなどの危険化学品の登記情報を編制あるいは更新し、化学品の危険性を知らせ、情報を伝達する（第 9 項）。 • 危険化学品を運送する際、交通運送、鉄道、航空部門の関連規定に従わなければならない（第 10 項）。 • 「危険化学品安全管理条例」第三条の関連規定に基づき、新規化学物質の確定、化学品危険性の鑑別分類工作の展開、および化学品の物理的危険性などへの認識の高まりにより、国家安全監管総局らの 10 部門は適時に「目録」を調整し、国家安全監管総局は危険化学品分類情報表を適時に追加、改善する（第 11 項）。
--	---

本指南は、2015 年 9 月 2 日、安全生産監督管理総局により公布され、同日施行された。本指南は、2015 年 3 月に公布された「危険化学品目録（2015）」と組み合わせて利用されるもので、主に危険化学品目録における物質の参考分類情報を羅列し、特別な状況特に混合物の扱いなどについて解説、説明している。

上表のなかで混合物に関する内容を規定している第 5 項と第 6 項だが、下線の部分の解釈について、本指南の作成者にヒアリングしたところ、策定の当初に意図していたことは、混合物中で目録に記載された成分の合計量が 70%を超えたものは危険化学品として扱う、という内容である。混合物の類別と要求事項は下表の通りとなる。

混合物の類別	要求事項
混合物の中に目録に記載された成分の合計量が 70%以上の場合（鑑定を経て危険化学品確定原則に属しないものを除く）。	危険化学品として見なし、登記をするとともに危険化学品経営許可証など各種の許可証が要求される。
混合物の中に目録に記載された	鑑定、分類し、確定原則に当てはまる場合
	危険化学品と見なし、危険化学品登記が必要となる。ただし、各種の許可証は不要。

成分の合計量が 70%未満の場合	鑑定、分類し、確定原則 に当てはまらない場合	非危険化学品となる。
目録番号第 2828 項目の「合成樹脂、ペイント、補助材料、塗料など製品で、引火性溶剤を含んだ引火点 60℃以下のもの」。		危険化学品として見なし、登記をするとともに危険化学品経営許可証など各種の許可証が要求される。

なお、現在、危険化学品目録の解説を作成中であり、2017 年中に公表し、目録に関する詳細解説を定める予定である。

危険化学品経営許可証管理弁法

法令名	危険化学品経営許可証管理弁法（安監総局令 2012 年 55 号）
URL	http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_20697/2012/0803/174672/content_174672.htm
目的	危険化学品の取扱いに係る安全条件を厳格化し、危険化学品取扱活動に規準を設け、人の生命・財産の安全を保障する。
所轄官庁	安全生産監督管理総局
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 中国域内にて「危険化学品リスト」に含まれる危険化学品の取扱（倉庫保管経営を含む）活動に従事するものについては、本弁法を適用する。民用爆発物、放射性物質、核エネルギー物質、都市ガスの取扱活動については、本弁法を適用しない。（第 2 条）。 • 危険化学品の取扱いに従事する組織（以下、「申請者」）は、法にしたがって企業として登記し、かつ、下記の基本的条件を備えていなければならない（第 6 条）。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 取扱・保管場所、施設、建築物が、『建築設計防火規範』（GB50016）、『石油化学工業企業設計防火規範』（GB50160）、『自動車用ガソリンスタンド／ガススタンドの設計と施工の規範』（GB50156）、『石油タンク設計規範』（GB50074）等の関係国家基準、業界基準の規定に適合していること。企業の主要責任者と安全生産管理担当者が、その企業の危険化学品取扱活動に対応する安全生産知識と管理能力を有し、専門の安全生産トレーニングを受け、安全生産監督管理部門の考査に合格し、対応する安全証書を有していること。特殊作業担当者が、専門の安全作業トレーニングを受け、特殊作業操作証書を取得していること。その他の従業員が、関係規定にしたがって、安全生産教育と専門技術トレーニングを受けて合格していること。 2. 健全な安全生産関連規則制度と職場オペレーション規定を有してい

	<p>ること。</p> <p>3. 国の規定に適合する危険化学品事故応急対応マニュアルを有し、かつ、必要な応急救援器材・設備を配備していること。</p> <p>4. 法律、法規、国家基準、または業界基準に規定するその他の安全生産条件を備えていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 劇毒化学品を取り扱う申請者は、本弁法第六条に規定する条件を備えるとともに、劇毒化学品について、2名検収体制、2名保管体制、2名出荷体制、2つの錠を使うダブルロック体制、台帳2冊による確認といった管理システムを確立しなければならない（第7条）。 • 危険化学品を取り扱う保管施設を有する申請者は、本弁法第六条に規定する条件を備えるとともに、下記条件を備えていなければならない（第8条）。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 危険化学品倉庫保管経営に専従する新設の申請者は、地方の人民政府が計画する危険化学品の保管に用いる専用エリア内にその保管施設を設けること。 2. 保管施設と関係場所、施設、エリアとの距離が、関係法律、法規、規則、および基準の規定に適合していること。 3. 関係規定にしたがって安全評価を行い、安全評価報告書が『危険化学品取扱企業安全評価細則』の要求を満たしていること。 4. 専任の安全生産管理担当者が、国民教育化学工業化学類もしくはセーフティエンジニアリング類中等職業教育以上の学歴、化学工業化学類の中級以上の専門技術職業資格、または、危険物安全類の登記セーフティエンジニアの資格を有していること。 5. 『危険科学品安全管理条例』、『危険化学品重大危険源監督管理暫定規定』、『常用危険化学品保存通則』（GB15603）の関係規定に適合していること。 <p>燃えやすい、爆発しやすい、有毒の、拡散しやすい危険化学品を保管する申請者は、本条第一項に規定する条件を備えるとともに、『石油化学工業の可燃ガスと有毒ガスの検出警報に係る設計規範』（GB50943）の規定に適合していなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 申請者は、取扱許可証の申請に際し、本弁法第五条の規定にしたがって所在地の市レベルまたは県レベルの証書交付機関（以下、総称して「証書交付機関」とする）に申請を行い、以下の文書・資料を提出し、かつ、
--	---

	<p>その真実性に対して責任を持たなければならない（第 9 条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取扱許可証申請のための文書および申請書。 2. 安全生産規則制度および職場オペレーション規程の目録リスト。 3. 企業の主要責任者、安全生産管理担当者、特殊作業担当者の関係資格証書（写し）、およびその他の従業員のトレーニング合格を示す証明資料。 4. 取扱場所の財産権証明文書または賃貸証明文書（写し）。 5. 工商行政管理部門が交付する企業性質営業許可証または企業名称事前承認文書（写し）。 6. 危険化学品事故応急対応マニュアル届出登記表（写し）。 <p>危険化学品を取り扱う保管施設を有する申請者は、さらに下記の文書・資料を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保管施設の関係証明文書（写し）。保管施設を賃借する場合は、賃貸証明文書（写し）を提出する必要がある。保管施設を新築、改築、拡張する場合は、危険化学品建設プロジェクト安全施設竣工検収意見書（写し）を提出する必要がある。 2. 重大危険源届出証明書類、専任の安全生産管理担当者の学歴証書、技術職業資格証書、または危険物安全類登記セーフティエンジニア資格証書（写し）。 3. 安全評価報告書。 <ul style="list-style-type: none"> • 既に取り扱許可証を取得している企業は、危険化学品保管施設の新築、改築、拡張という建設プロジェクトを有する場合、建設プロジェクトの安全施設竣工検収で合格した日から 20 業務日以内に、本弁法第五条に規定する証書交付機関に対して変更申請を行い、かつ、危険化学品建設プロジェクト安全施設竣工検収意見書（写し）等の関係文書・資料を提出しなければならない。証書交付機関は、本弁法第十条、第十五条の規定にしたがって審査し、変更手続きを行わなければならない（第 16 条）。 • 既に取り扱許可証を取得している企業は、下記状況のひとつに該当する場合、本弁法の規定にしたがって改めて取扱許可証を申請しなおし、かつ、関係文書・資料を提出しなければならない（第 17 条）。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 保管施設を持たない取扱企業がその取扱場所を変更する。 2. 保管施設を有する取扱企業がその保管場所を変更する。 3. 倉庫保管経営をしている企業が別の地に再建される。 4. 取扱方式に変化が生じる。
--	--

	<p>5. 許可範囲に変化が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱許可証の有効期間は 3 年とする。企業は、有効期間満了後、引き続き危険化学品取扱活動に従事する必要がある場合、取扱許可証の有効期間満了の 3 か月前に、本弁法第五条に規定する証書交付機関に取扱許可証の期限延長の申請を行い、かつ、期限延長申請書および本弁法第九条に規定する申請文書・資料を提出しなければならない。企業は、取扱許可証の期限延長申請を行うとき、同時に変更申請を行い、かつ、証書交付機関に關係文書・資料を提出することができる。(第 18 条)。
--	---

本弁法は危険化学品経営（取扱）許可証の申請の条件・方法等について規定するものである。「危険化学品リスト」に含まれる危険化学品の取扱（倉庫保管経営を含む）活動に従事する場合に適用され、同弁法第 3 条では「危険化学品を取り扱う企業は、本弁法にしたがって危険化学品取扱許可証を取得しなければならない。取扱許可証を取得していない場合は、いかなる組織または個人も危険化学品を取り扱ってはならない」と明記されている。

また安監総局は、2012 年 8 月 22 日に本弁法の解説文⁸⁹を発表した。本解説文によると、「危険化学品安全管理条例（2011 年）」では、危険化学品取扱許可の条件、許可証の交付・管理に係る規定が補強されている。同条例の新たな要求を確実に満たし、危険化学品取扱企業の安全監督管理事業を強化するためには、それまでの「危険化学品取扱許可証管理弁法」（原国家経貿委令第 36 号）に対して改定を行う必要があったため、本弁法の制定、公布に至った。改正は、主に以下の原則に基づくものである。

- 「弁法」を、改正後の「条例」の危険化学品取扱に関する規定要求を満たすものにする。
- 「条例」の要求に基づき、危険化学品取扱許可の範囲、調整対象、許可権限、手続き、証書交付条件等の事項について明確に規定することである。

危険化学品安全使用許可証実施弁法

法令名	危険化学品安全使用許可証管理弁法（安監総局令 2012 年 57 号）
URL	http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_4109/2012/1127/187813/content_187813.htm
目的	危険化学品を使用し生産に従事する化学工業企業の安全生産条件を厳格なも

⁸⁹ 解説文の原文は下記の URL にて閲覧可能である。

http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5931/2012/0822/176014/content_176014.htm

	のにし、危険化学品の安全使用許可証の交付および管理を規範化する。
所轄官庁	安全生産監督管理総局
規制内容	第 1 章 総則 第 2 章 安全使用許可証の申請条件 第 3 章 安全使用許可証の申請 第 4 章 安全使用許可証の交付 第 5 章 監督管理 第 6 章 法的責任 第 7 章 付則

本弁法は、危険化学用品安全管理条例および関連法規に基づき策定されたもので、危険化学用品の使用者の義務、安全使用許可証の申請・交付手順、安全使用許可証の使用に関する監督や法的責任について規定している。

本弁法の適用対象となる企業は危険化学用品安全使用許可適用業界目録⁹⁰に列挙され、危険化学用品を使用して生産を行い、かつ危険化学用品使用量標準に達する全ての化学工業企業（危険化学用品生産企業は除外）である。なお危険化学用品を燃料として使用する企業には、本弁法に適用されない。

企業が安全使用許可証を申請する際に提出する資料は以下の通りである（第 18 条）。

- 安全使用許可証を申請する文書および申請書
- 新設した企業の場所選択と分布が国家産業政策・現地の県級以上の人民政府の計画と分布に合致することを証明する資料のコピー
- 安全生産責任制文書、安全生産規章制度、職務安全操作規程のリスト
- 安全生産管理機構の設置、専職安全生産管理員配備に関する文書のコピー
- 主要責任者・担当安全責任者・安全生産管理員の安全資格証と特種作業員の操作証のコピー
- 危険化学用品事故応急救援対策に関する登記証明文書
- サプライヤー提出の、使用される危険化学用品の安全技術説明書と安全ラベルなど

危険化学用品重大危険源である企業は、上述に規定された文書・資料を提出する以外に、重大危険源として登記したと証明できる文書を提出する必要がある。また、新設した企業

⁹⁰ 危険化学用品安全使用許可適用業界目録 2013 年版は、安監総局の以下の URL より確認できる。

http://www.chinasafety.gov.cn/Contents/Channel_6288/2013/0225/197880/files_founder_2289918348/1304031803.doc

の安全使用許可証の申請は、建設プロジェクト安全施設竣工検収が合格した日から 10 営業日以内に提出しなければならない。

危険化学品安全生産許可証実施弁法

法令名	危険化学品生産企業安全生産許可証実施弁法（安監総局令 2011 年 41 号）
URL	http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5351/2015/0828/257080/content_257080.htm
目的	危険化学品生産企業の安全生産条件を厳格に規範化し、それらの企業への安全生産許可証の交付および管理を確実にする。
所轄官庁	安全生産監督管理総局
規制内容	第 1 章 総則 第 2 章 安全生産許可証の申請条件 第 3 章 安全生産許可証の申請 第 4 章 安全生産許可証の交付 第 5 章 監督管理 第 6 章 法的責任 第 7 章 付則

本弁法は、危険化学品安全管理条例および関連法規に基づき策定されたもので、危険化学品の生産者の義務、安全生産許可証の申請・交付手順、安全生産許可証の使用に関する監督や法的責任について規定している。

本弁法の適用対象となる企業は危険化学品の生産企業で、法令にもとづき設立され、関連する許可書を取得しており、かつ、「危険化学品目録」に記載されている最終製品または中間製品の生産に従事する企業である。

企業が生産使用許可証を申請する際に提出する資料は以下の通りである（第 25 条）。

- 安全生産許可証を申請する文書および申請書
- 安全生産責任制文書、安全生産規章制度、職務安全操作規程のリスト
- 安全生産管理機構の設置、専職安全生産管理員配備に関する文書のコピー
- 主要責任者・担当安全責任者・安全生産管理員の安全資格証と特種作業員の操作証のコピー
- 安全生産関連費用の割当およびその使用状況に関する報告書。新設企業については、安全生産関連費用の割当およびその使用規定に関する文書。
- 従業員の労災保険料の納付証明に関する文書
- 危険化学品事故応急救援対策に関する登記証明文書

- 危険化学品登記証のコピー
- 工商営業許可書の副本または工商許可書のコピー
- 資格・能力を有する仲介機構が作成、発行した安全評価報告書
- 新設企業の竣工検収意見書のコピー
- 応急救援組織または応急救援要員、および応急救援器材、設備施設のリスト

化学品物理危険性鑑定および分類管理弁法

法令名	化学品物理危険性鑑定および分類管理弁法（安監総局第 60 号令）
URL	http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5351/2013/0724/214078/content_214078.htm
所轄官庁	安全生産監督管理総局

本弁法は、危険化学品安全管理条例にもとづき、2013 年 7 月 17 日に安全生産監督管理総局により公布され、2013 年 9 月 1 日より施行されたものである。危険化学品の生産企業および輸入企業にとって、大きな影響を与えるものである。

化学品の生産または輸入企業は物理危険性が未確定で鑑定と分類の必要がある化学品に対して鑑定を申請しなければならない。ここいう化学品とは、各種単一物質、化合物とその混合物を指し、具体的には以下の通り定義される。

1. 「危険化学品目録」に記載されている物理危険性がある成分を一つ及び一つ以上含有する混合物、混合物の物理危険性がまだ確定されていない化学品
2. 「危険化学品目録」に記載されていない、かつ、物理危険性がまだ確定されていない化学品
3. 科学研究又は製品開発を目的として、年間生産量又は使用量が 1 トン以上の場合、かつ、物理危険性がまだ確定されていない化学品
4. 安全生産監督管理総局に発行された「物理危険性鑑定と分類を免除する化学品リスト」に収録されていない化学品

上記の化学品に対して、物理危険性鑑定および物理危険性分類を以下の通り実施しなければならない。

物理危険性鑑定	関連国家標準又は職業標準に基づいてテストを行い判定し、化学品の燃焼、爆発、腐食、助燃、自己反応と水反応等の危険特性を確定すること。
物理危険性分類	関連国家標準又は職業標準に基づいて化学品危険性鑑定結果及び関連情報に対して評価し、化学品の物理危険性類別を確定すること。

具体的な鑑定と分類の手順は次の通りである。

化学品の生産又は輸入企業は安監総局が公告した鑑定機構へ申請を提出する。

↓

鑑定機構へ関連文書、資料及び化学品サンプルを提出する。

↓

鑑定機構は 20 営業日以内に鑑定報告書を発行する。

↓

化学品の生産又は輸入企業は鑑定報告書及び他の物理危険性資料に基づいて分類報告書を制定する。

↓

安全生産監督管理総局へ化学品物理危険性分類報告書を提出する。安全生産監督管理総局はその分類評価書を評価と確認する。

↓

危険化学品に分類された場合、化学品安全技术説明書と安全ラベルを作成し、危険化学品登記を行わなければならない。

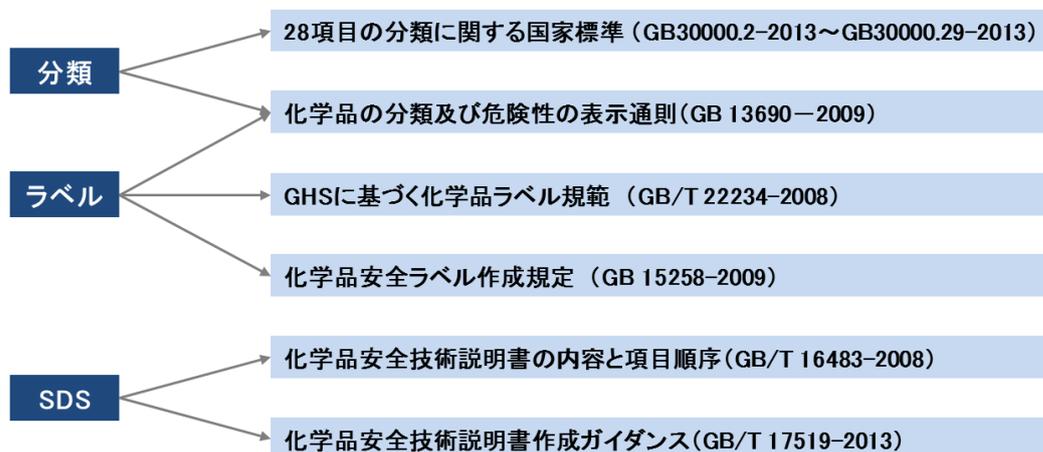
【GHS 分類、ラベル、SDS】

中国では、GHS の導入に関する単独の法律が制定されておらず、GHS に関する法体系は上述の「危険化学品安全管理条例」や「危険化学品登記管理弁法」を始め、GHS 分類、ラベル作成、SDS 作成に関する複数の国家標準で構成されている。

中国では、2006 年に初めて GHS 分類、SDS およびラベル表示に関する GHS 標準が制定されたが、猶予期間が設けられていたため、2011 年に初めて強制的に GHS 制度が実施開始した。2008 年、国連 GHS 改訂 2 版の危険有害性分類に基づき作成された 26 項目の国家標準が正式発効した後、国連 GHS に基づく危険有害性情報伝達に関する項目（ラベル、SDS 等）に対応するため、より多くの GHS 国家標準（強制国家標準 GB、推薦国家標準 GB/T）が相次いで発表されてきた。すべての国家標準の技術的内容は相互に参照されている。

工業情報化部が主導部門であり、安全生産監督管理総局、国家質量監督検査検疫総局および国家標準委員会が GHS に関連する国家標準を制定する主な部署となっているが、環境保護部、交通運輸部、発展改革委員会および税関総署などの中央行政機関も関わっている。

GHS に関連する標準は下図の通りまとめられる。分類、ラベル、SDS の各項目に対して、複数の標準が存在しており、やや複雑な体系となっている。



図表 GHS に関する各種国家標準

化学品の分類及び危険性の表示通則 GB 13690-2009

本標準は GHS の化学品の分類及びその危険性絵表示に関して規定している。また、付録では予防説明の表示例を掲載するほか、予防絵やラベル貼付をした容器を図示し、安全

データシートに記載する必要最小限の情報が表で示されている。本標準は分類や表示の作成に関する規定を記している性質上、各条項が詳細に記述されたものであるため、最終的に順守対応をするためには本標準を把握する必要がある。なお、本標準の第 4 章「分類」および第 5 章「危険性の絵表示」は強制標準であり、その他は推奨標準である。

主な義務事項は以下の通りである。

- GHS 絵表示が必要、その根拠となる成分名を記載
- GHS 絵が表示は SDS およびラベルとの統一
- ラベルには急性毒性、発がん性などを引き起こす可能性のあるすべての成分名の記載
- 輸送の際には国連の危険物絵表示を実施

28 項目の分類に関する国家標準 GB 30000.2-2013～GB 30000.29-2013

「GB 30000.XX-2013」と題した一連の国家標準は、国家標準委員会 2013 年第 20 号および 21 号公告により公布されたものであり、2014 年 11 月 1 日に、それまでであった 26 の標準に替わって施行された⁹¹。GB 30000 シリーズと従来の 26 標準とを比較した場合の注目点は以下である。

- 新たに「吸引力呼吸器有害性」および「オゾン層への有害性」の 2 項目が追加
- 国連 GHS 改訂第 4 版に基づくすべての「ビルディング・ブロック」を採用

GB 30000.XX-2013 と旧標準の対照表は以下の通りである。

図表 GB 30000.XX-2013 と旧標準の対照表

No.	GB コード	標準名称 (化学品分類及びラベル規範 第 XX 部 :)	旧標準
1	GB 30000.1-2013	通則 (作成中)	GB 13690-2009
2	GB 30000.2-2013	爆発物	GB 20576-2006
3	GB 30000.3-2013	可燃性／引火性ガス	GB 20577-2006
4	GB 30000.4-2013	エアゾール	GB 20578-2006
5	GB 30000.5-2013	支燃性／酸化性ガス	GB 20579-2006
6	GB 30000.6-2013	高圧ガス	GB 20580-2006

⁹¹ ただし、GB 30000.1-2013 および GB 30000.30-2013 は、2017 年 1 月時点でいまだ公布されていない。

No.	GB コード	標準名称 (化学品分類及びラベル規範 第 XX 部 :)	旧標準
7	GB 30000.7-2013	引火性液体	GB 20581-2006
8	GB 30000.8-2013	可燃性固体	GB 20582-2006
9	GB 30000.9-2013	自己反応性物質及び混合物	GB 20583-2006
10	GB 30000.10-2013	自然発火性液体	GB 20585-2006
11	GB 30000.11-2013	自然発火性固体	GB 20586-2006
12	GB 30000.12-2013	自己発熱性物質及び混合物	GB 20584-2006
13	GB 30000.13-2013	水反応可燃性物質及び混合物	GB 20587-2006
14	GB 30000.14-2013	酸化性液体	GB 20589-2006
15	GB 30000.15-2013	酸化性固体	GB 20590-2006
16	GB 30000.16-2013	有機過酸化物	GB 20591-2006
17	GB 30000.17-2013	金属腐食性物質	GB 20588-2006
18	GB 30000.18-2013	急性毒性	GB 20592-2006
19	GB 30000.19-2013	皮膚腐食性／刺激性	GB 20593-2006
20	GB 30000.20-2013	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	GB 20594-2006
21	GB 30000.21-2013	呼吸器感作性または皮膚感作性	GB 20595-2006
22	GB 30000.22-2013	生殖細胞変異原性	GB 20596-2006
23	GB 30000.23-2013	発がん性	GB 20597-2006
24	GB 30000.24-2013	生殖毒性	GB 20598-2006
25	GB 30000.25-2013	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	GB 20599-2006
26	GB 30000.26-2013	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	GB 20601-2006
27	GB 30000.27-2013	吸引性呼吸器有害性	
28	GB 30000.28-2013	水生環境有害性	GB 20602-2006
29	GB 30000.29-2013	オゾン層への有害性	
30	GB 30000.30-2013	化学品の作業場所での警告表示 (作成中)	AQ 3047-2013

GHS に基づく化学品ラベル規範 (GB/T 22234-2008)

本標準は推奨性標準である。日本工業規格「GHS に基づく化学物質等の表示 (JIS Z 7251-2006)」にも続いて作成されたものであり、ラベル表示について規定している。ただし、上述の GB 13690-2009 中の「引火性ガス」、「引火性圧縮ガス」、および「生殖毒性 (授乳に対する影響)」の危険有害性分類とは若干異なっている。

化学品安全ラベル作成規定 (GB 15258-2009)

本標準は GB 15258-1999 に替わるもので、化学品安全ラベルの専門用語と定義、ラベル内容、作成と使用要求を規定したものである。その付録では、化学品安全ラベルのサンプルや容器へのラベル貼付位置のサンプルが図示されている他、化学品の区分による注意書きが一覧表になっている。なお、本標準の 4.1、4.2、4.3、5.1、5.2、5.4.1、5.4.2 は強制性で、そのほかの条項は推奨性である。

主な義務事項は下記の通り。

- ラベル内容は中国語簡体字で作成する。
- 中国語と英語で化学品の化学名称或いは通称を明示する。名称は目に付くよう、明瞭にラベルの上方に位置することが必要である。名称は化学品安全技术説明書での名称と一致させる。
- 化学品標識、絵表示、注意喚起語、危険性についての説明、注意についての説明、24 時間応急対応電話番号、サプライヤーの表示、参照資料の案内などはラベル要素として記載する。
- 混合物の場合、GHS 危険有害性に関する 5 つ以下の成分について、化学名称、通称および濃度を記載する。
- 24 時間応急対応電話番号を記載する。
- 容量が異なる容器又は包装に対し、ラベルの最低サイズは以下の通り。

容器又は包装の容積 (L)	ラベルのサイズ (mm×mm)
≤0.1	“単純化したラベル” を使用
>0.1~≤3	50×75
>3~≤50	75×100
>50~≤500	100×150
>500~≤1000	150×200
>1000	200×300

上記の“単純化したラベル”とは、化学品標識、絵表示、注意喚起語、危険性についての説明、注意についての説明、24 時間応急対応電話番号、サプライヤーの表示、参照資料の案内を含めば良いラベルである。具体的な下図のようなもの。



図表 化学品安全ラベルの単純化したラベルの例⁹²

化学品安全技术说明书的内容与项目顺序 (GB/T 16483-2008)

本標準は推奨性標準である。本標準は、「化学品安全資料表 第一部分 内容と項目順序 GB/T 17519.1-1998」および「化学品安全技术说明书編纂規定 GB 16483-2000」に替わるもので、化学品安全技术说明书 (SDS) の内容や形式について具体的に規定している。また、提供する必要のある化学品の情報 16 項目 (SDS に記載すべき項目) に関して、付録 A (規範的な付録) で詳しい説明がなされている。企業の主な義務は、下記の通り。

- 使用者が理解できる中国語 (簡体版) で記載する。
- 5 年ごとに SDS を更新する。

化学品安全技术说明书作成指南 (GB/T 17519-2013)

本標準は推奨性標準である。「化学品安全資料表 第二部分 編制細則」(GB/T17519.2-2003) に替わるもので、SDS 編制の形式や具体的な内容を規定している。

主な義務事項は下記の通り。

- 中国語簡体字で作成する。
- 化学品の中国語名称は英文名称と明記し、ラベルと一致させる。
- 24 時間応急対応電話番号を記載する。

⁹² GB 15258-2009 より引用。

- 推奨用途を記載する。
- GHS 上の危険有害物質名称および CAS 番号を記載する。ただし、混合物で秘密保護にあたる場合、化学名称および CAS 番号を記載しなくても良いが、その危険性を記載する。
- 混合物の場合、濃度限界値を超過した場合のみ、化学物質名称および濃度を記載する。
- SDS 作成の根拠となる国家標準を記載する。
- 16 項目のタイトル、番号および順序を変更不可

【危険化学品輸出入関連】

中国では、危険化学品の輸出入について「化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入環境管理規定」および「輸出入危険化学品およびその包装の検閲監管理に関連する問題に関する公告」で管理されている。またこのほかにも、「中国輸出入厳格制限有毒化学品目録（2014 年版）」では、上述の「化学品の初回輸入および有毒化学品輸出入に関する環境管理規定」やロッテルダム条約を実施するうえでの、有毒化学品を指定している。

「化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入環境管理規定」については前回調査からの変更はないため、その詳細については NITE(2010)を参照のこと。

以下では、「輸出入危険化学品およびその包装の検閲監管理に関連する問題に関する公告」および「中国輸出入厳格制限有毒化学品目録（2014 年版）」について概説する。

法令名	輸出入危険化学品およびその包装の検閲監管理に関連する問題に関する公告 (国家質量監督総局 2012 年第 30 号公告)
URL	http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlgg_12538/zjgg/2012/201203/t20120313_239029.htm
所轄官庁	国家質量監督検閲検疫総局
規制内容	本公告は「危険化学品安全管理条例」に基づいて策定されたもので、本公告に基づき、輸入出検閲検疫機構は「危険化学品名録」に記載されている危険化学品対して検閲監督管理を行う。対象者は、危険化学品を輸入する荷受人あるいは代理人、危険化学品を輸出する出荷人あるいは代理人。

対象となる輸出入企業への要求事項は下表の通りである。

図表 輸出入企業の義務と必要書類

	危険化学品を輸入する 荷受人・代理人	危険化学品を輸出する 出荷人・代理人
義務	税関申告地検閲検疫機構に「危険化学品名録」中の名称による申告する。	産地検閲検疫機構に「危険化学品名録」中の名称による申告する。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 危険化学品を輸入する経営企業が適合宣言を提出する。 抑制剤または安定剤を添加された製品については、実際に添加された抑制剤或いは安定剤の名称、数量等の状況を説明する。 中国語 SDS、危険公示ラベル（ばら包装製品除外、以下も同じ）のサンプルを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険化学品を輸入する経営企業が適合宣言を提出する。 「出境危険貨物包装容器性能検閲結果表」（ばら包装貨物除外）。 危険特性分類鑑定報告。 SDS、危険公示ラベルのサンプル、外国語の場合は中国語に通訳したサンプルを提供する。 抑制剤或いは安定剤を添加された製品については、実際に添加された抑制剤或いは安定剤の名称、数量等の状況を説明する。

輸出入危険化学品検査の内容は、安全、衛生、健康、環境保護、詐欺防止などの要求を遵守しているか否かを判別する品質、数量、重量などの項目。例として、安全要求は以下の内容を含む。

- 製品の主要成分／組分情報、物理及び化学特性、危険類別等は本公告の第四条の規定に遵守しているか否か
- 製品の包装上に危険表示ラベルがついているか否か（輸入製品は中文で危険表示ラベルが貼付されていなければならない）
- SDS を付属しているか否か（輸入製品は中文 SDS が付属されていなければならない）
- 輸入する危険化学品の包装の型式、標記、包装類別、包装規格、重量、包装使用状況など

法令名	中国輸出入厳格制限有毒化学品目録（2014 年版）
URL	http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201312/t20131231_265886.htm
所轄官庁	環境保護部
規制内容	本目録には有毒化学品 162 種が収載されているが、その内の 4 種が前 2012 年版に追加されたものである。追加された 4 物質は殆ど、過フッ化-オクチル基スルホン化物類の物質である。注意すべき点として、そのうち 30 種の物

	<p>質の税関商品コードが前のバージョンのものに変更が加えられていると指摘されている。</p> <p>対象企業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中国域外の輸出業者 (2) 中国国内に有毒化学品を輸入して使用する企業 (3) 有毒化学品の貿易に従事する企業 <p>企業の義務</p> <p>企業は、本目録に記載されている有毒化学品を輸出入する際、環境保護部に有毒化学品輸入環境管理登記証および有毒化学品輸入（出）環境管理通過通知書を申請し、手続きを取らなければならない。</p> <p>新しく追加された 4 種物質の輸出入にかかわる企業は直ちにこの申請手続きに取り組む必要がある。</p>
--	---

本目録（2014 年版）は、環境保護部の「化学品の初回輸入および有毒化学品輸出入に関する環境管理規定」、国連「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質および駆除剤についての事前の且つ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約」付属文書 3 リストの変更および中国国税則税目の税関商品コードの調整情況に基づき、2012 年版を修訂更新した上、2013 年 12 月 30 日、環境保護部および税関総署により公布され、2014 年 1 月 1 日より実施されたものである。

2016 年 12 月 29 日、「『中国の輸出入厳格制限有毒化学品目録』（2014 年）へのヘキサブロモシクロドデカンの追加に関する公告」（2016 年第 86 号）が発表され、2014 年版目録にヘキサブロモシクロドデカンが追加された。2017 年 1 月 1 日以降、ヘキサブロモシクロドデカンを輸出または輸入するすべての企業は、有毒化学品輸入環境管理登記証および有毒化学品輸入（輸出）環境管理通関許可通知書の手続きを環境保護部に申請しなければならない。

(a)-2-3 運用状況

中国での危険化学品の管理について、安全生産監督管理総局を始め、さまざまな行政機関が各自の職責範囲内で管轄している。現状の主な関連行政機関およびその職責は下表の通りである。

行政機関	職責	規制範囲													
		製 造	使 用	貯 蔵	経 営	運 送	包 装	販 売	入 国 審 査	輸 出 入	登 記	分 類	ラ ベル	S D S	
安全生産監督 管理総局 (SAWS)	危険化学品の 製造、使用、 経営、登記な ど	○	○	○	○									○	○
環境保護部 (MEP)	危険化学品の 環境管理登記	○	○								○				
税関総署 (GAC)	危険化学品の 出入国検査										○			○	○
国家質量監督 検査検疫総局 (AQSIQ)	危険化学品の 入国検査、販 売および代理 販売							○	○						
交通部 (MOT)	危険化学品の 運送および包 装					○	○								
工業情報化部 (MIIT)	GHS 実施の 統括機関											○			

2011 年に公布された危険化学品的安全管理条例だが、その運用の実態については未だ不透明な状態である。国内事業者へのヒアリング結果からは、主に以下の意見が得られた。日本企業であっても対応に苦慮する様子がうかがえるため、規制内容の一部緩和または具体化が望まれる。

- 生産の登記はされているが、輸入登記はされていない。
- 海外試験機関の結果や自社データも認めてもらいたい。

- 物理化学危険性の鑑定が負担となっている。
- 危険化学品の「保管」に対する要件が厳しい。

このほか危険化学品管理の実態について、安監総局が 2017 年 2 月に開催した「中国全国危険化学品および花火安全監督管理工作テレビ会議」で公表された情報によると、2016 年に中国全土では、比較的大きい危険化学品事故が 12 件あり、死亡者は 41 人であった。死亡者数は初めて 50 人を下回る結果となった。2015 年比で事故件数は 4 件、死亡者数は 23 人減少し、それぞれ 25%、38%減少した。また 2016 年には、危険化学品に関する重大事故は発生しなかったという。危険化学品事故の地域分布を見ると、河北省および山東省の事故件数が全体の約 8 割を占めていた。

(a)-2-4 今後の予定

現在、中国で危険化学品に関わる産業の規模および総量は拡大しており、中国政府は危険化学品安全生産の各種業務において積極的な結果を挙げているが、依然として大きな挑戦に直面している。このため、国務院は 2016 年 11 月 29 日に以下の文書を公布した。

法令名	危険化学品安全総合管理計画（国弁発〔2016〕88号）
URL	http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/06/content_5143965.htm
所轄官庁	国務院
規制内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指導理念 2. 作業目標 3. 主体組織 4. 実施スケジュール 5. 管理内容、手段 6. 作業要件

危険化学品管理における問題として、本計画のなかで以下の 4 点が指摘されている。

- 管理監督部門が多く、職責が不明確
危険化学品安全管理に関係する政府機関は 10 部門に達し、それぞれの責任が不明確であるうえ、それぞれの境界が曖昧である。
- 法令と標準体系が膨大で複雑
危険化学品に関する法令は 20 以上あり、標準に関しては更に多く、一部重複または矛盾する部分もある。
- 安全リスクが高く、重大・特重大事故が依然として発生している。
- 社会からの危険化学品事故に対する注目度が高くなっている。

本計画では、企業に対する具体的な要求事項や罰則などは規定されていないが、今後の立法および法令の執行の原則が定められているため注目すべきものである（特に、以下の点）。

1. 危険化学品安全対策は時期を 3 段階に分けて実施する。

スケジュール	詳細
2017 年	危険化学品安全に関する改修を全面的に開始する。
2018 年	危険化学品安全対策の水準を高め、定期的に検査し、適宜問題点を発見し、改善する。
2019 年	検査と検収を行い、得られた知見、経験をまとめる。

2. 危険化学品安全対策の 10 大目標任務を実現する。
3. 危険化学品安全対策の 40 の措置を実施する。

また、これまで述べてきたように、現在の危険化学品安全管理法体系は膨大かつ複雑である。しかしながら、高次元の法律がまだないため、危険化学品のライフサイクル全体（生産、輸入、使用、保管、廃棄など）をカバーする監督管理体制を構築し、法的枠組みがより強固に示される必要がある。特に、危険化学品による特大または重大事故を未だ効果的に抑止することができず、天津での事故発生後は、危険化学品管理に特化した法律を求め声が高まっている。

このような状況のなか、国家安全生産監督管理総局第三局は、2016年9月23日、北京で「危険化学品安全法（初稿）」の研究検討会を開催し、総局内関連部局および一部地区の安全監督管理局並びに関連専門家の意見を求めた。検討会の席上、起草機関を組織した中国安全科学院危険化学品所王如君所長が、「危険化学品安全法」起草の背景、起草の過程、起草の全体構想、章節割振り、および立法部門での更なる作業に関して重点的な報告を行った。会議に出席した指導者及び専門家は、初稿の組立・具体的条項などの問題に対して逐一、意見を表明し提案を行った。中国化学品安全協会の路念明幹事長は、討論会の席上、「危険化学品安全法」を危険化学品の生産・経営・使用など行為のガイドとして、原則的要求を提示して、企業、行政機関および公衆に何が出来るか、何が出来ないかを知らせるべきであると指摘した。また、編纂グループがその他の法律を参考にして、行政機関の主体责任の更なる強化を進め、法規・標準に照らした企業の自覚による自己行為の規範化を促す必要があることなどを提案した。国家安全生産監督管理総局の責任者は、編纂グループが今回の討論会で挙げられた提案を整理し、初稿に対する改正を加えた後、国務院法制事務局に対して、積極的に報告し意思の疎通をはかることを要求している。更に、中国化学品安全協会は、編纂グループの一員として、これらの提案に基づき、「危険化学品安全法（初稿）」を整備する予定である。

危険化学品安全法の策定者の1人である中国国家安全監督管理総局の関係者にヒアリングした結果⁹³によると、本法の主な目標は安全事故の予防と抑制であり、そのためには危険化学品を扱う各企業の主体责任を確実に果たさせることが重要であるという。ポイントは政府監督管理を強化することで、企業に対して厳格に責任を追及し、その実施を確実なものにする。これを実現するために、一連の措置によって危険化学品に関しては計画立案から廃棄処理までのプロセスについて全面的に監督管理を行うことが、現行の条例との最大の相違点である。同時に、政府と企業の責任範囲の明確化、政府各部署の職務の明確化と強化、危険化学品監督管理の「九龍治水⁹⁴」問題の解決に力を入れる。

⁹³ 本調査でのヒアリング。

⁹⁴ 九龍治水：中国の故事では、水害を治めるため9匹の龍が同時にそれを管轄すると、水害は却って治まらない。その責任と権限が分散し、曖昧になるからである。

本法は国家安全生産監督管理総局の立法計画に入り、政法司に提出されたが、国务院の法制弁公室の立法計画には含まれていない状態である。通例によると、正式公布まではまだ時間が掛かる見込みである。現在、内部議論の段階であり、2018 年に公開意見徴収稿を打ち出すのが理想的な目標となる。

(b) PRTR

中国の PRTR に相当する法令として 2013 年に公布された「**危険化学品環境管理登記弁法**」があったが、2016 年に廃止となった。2016 年 7 月 13 日に公布された「一部の環保部門規章と規範性書類を廃止することについての決定⁹⁵」によって、10 件の部門規章および 21 件の規範性書類が廃止されたが、そのなかのひとつに上記の弁法が含まれていた。

廃止の理由として環境保護部は、本弁法の目的は危険化学品の関係情報収集、危険化学品による環境および健康への危害の予防または削減、環境リスク回避であり、本弁法の施行を進めるため、環境保護部はセミナーや研修などの方法で促進するとともに、改正作業で登記申請書を簡略化し、監督管理の一部の要求事項を削除したが、関連付属書類の不足や業界の抵抗が大きいなどの原因で推進できなかったと説明している。

また、2016 年 2 月、国務院により公表された「国務院第 2 回の 152 件中央指定地方実施行政審批事項を取り消すについての決定」により、「危険化学品生産使用環境管理登記証発行」および「環境保護部管轄内の有毒化学品輸出入環境管理登記予備審査」を取り消すことになったことは、今回の本弁法の廃止の重要な原因の 1 つである。

⁹⁵ http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201607/t20160715_360790.htm

(c) 毒物

日本の毒劇法に対応する法令は、「危険化学品安全管理条例」および「劇毒化学品購買及および道路輸送許可証管理弁法」である。「危険化学品安全管理条例」については既に述べているため、ここでは「劇毒化学品購買及および道路輸送許可証管理弁法」について概説する。

(c)-1. 制定の経緯

「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」は 2005 年 4 月 21 日公安部部長公務 会議にて可決された。2005 年 5 月 25 日「公安部令第 77 号」により公布、2005 年 8 月 1 日より施行されている。

同弁法については、その規制対象物質である「劇毒化学品目録」が「危険化学品目録(2015 年)」のなかに組み込まれた点、および劇毒化学品の基準に変更があった点が 2010 年以降の改正点である。一方で、同弁法自体の規定については改正されていないため、その規制内容についての詳細は NITE(2010)を参照のこと。

(c)-2. 現行の法令の内容

劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法の内容は以下の通りである。

法令名	劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法（公安部令第 77 号）
URL	http://www.mps.gov.cn/n2254314/n2254409/n2254443/n2254453/c3751643/content.html
目的	本法は、「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」は、劇毒化学品の購入や道路輸送の 監督管理を強化し、国家財産と公民の生命財産の安全を保障するという目的により、「道路交通安全法」、「危険化学品安全管理条例」等の法律、法規の規定に基づき制定された（第 1 条）。
所轄官庁	交通部、公安部
制定改正	2005 年 5 月 25 日に公布、2005 年 8 月 1 日より施行
規制対象物質	規制対象物質は、人工合成の化学品、その混合物、天然毒素および急性毒性を有し公共安全に危害を及ぼす可能性がある化学品を含む急性劇毒性を有する化学品であり、現在、「危険化学品目録」（2015 年）に収載されている 148 の劇毒化学品である。劇毒化学品については危険化学品目録の右端の欄に「劇毒」と記載されている（下図参照）。

危険化学品目録				
序号	品名	別名	CAS号	备注
1	阿片	鸦片	8008-60-4	
2	氨	液氨; 氨气	7664-41-7	
3	5-氨基-1,3,3-三甲基环己胺	异佛尔酮二胺; 3,3,5-三甲基-4,6-二氨基-2-烯环己酮; 1-氨基-3-氨基甲基-3,5,5-三甲基环己烷	2855-13-2	
4	5-氨基-3-苯基-1-[双(N,N-二甲基氨基氧磷基)-1,2,4-三唑[含量>20%]	威菌磷	1031-47-6	劇毒
	4-[3-氨基-5-(1-甲基胍基)戊酰氨			

↑
劇毒

図 危険化学品目録における劇毒化学品の記載

劇毒化学品の基準について、現在のものと過去のものを下表にまとめる。基準の上限値が下げられていることが分かる。

図表 劇毒化学品の基準の比較

	危険化学品目録 (2015年)	劇毒化学品目録 (2008年)
経口	LD ₅₀ ≤5mg/kg	LD ₅₀ ≤50mg/kg
経皮	LD ₅₀ ≤50mg/kg	LD ₅₀ ≤200mg/kg
吸入	(4h)LC ₅₀ ≤100ml/m ³ (気体)、または 0.5mg/L(蒸気)、または 0.05mg/L(霧)	(4h)LC ₅₀ ≤500ppm(気体)、または 2mg/L(蒸気)、または 0.5mg/L(霧)

(c)-3. 運用状況

劇毒化学品購買および道路輸送に対する管理は、治安管理、交通管理部門が担当している。

(c)-4. 今後の予定

劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法については、2014年にその改正のための意見募集稿⁹⁶が公表されたが、いまだその制定には至っていない(2014年9月5日に公表され、同年10月10日まで意見募集が実施された)。

公表された意見募集稿における主な改正点は下記の通り。

- 劇毒化学品の定義および判断の基準は、下記の通り改正された⁹⁷。

⁹⁶ 改正版は以下よりダウンロード可能である。

<http://www.gov.cn/foot/site1/20140909/782bcb8883ce1578a3eb02.doc>

劇毒化学品は、人工合成の化学品・その混合物、天然毒素および急性毒性を有し公共安全に危害を及ぼす可能性がある化学品を含む、急性劇毒性を有する化学品を指す。劇毒の判定の基準は、

- 経口：LD50≤5mg/kg
 - 経皮：LD50≤50mg/kg
 - 吸入：(4h)LC50≤100ml/m³(気体)又は 0.5mg/L(蒸気)又は 0.05mg/L(霧)
- 「公安機関の治安管理部门は劇毒化学品購買許可証を発行し、その情報登記などについて監督検査を実施する」という規定の条文が追加された。
 - 現行弁法の第 5 条、第 6 条（劇毒化学品購買許可証申請取得に関する必要な書類など）が削除され、意見募集稿の第 7 条、第 8 条は追加条文として、必要な書類などを定めている。必要な書類は下記の通り。
 - 販売者および購買者の営業許可証あるいは登記証書のコピー
 - 購買予定の劇毒化学品の品種および数量の説明
 - 購買予定の劇毒化学品の用途の説明
 - 担当者の身分証明
 - 現行の「劇毒化学品公路輸送通行証」は、「劇毒化学品道路輸送通行証」に改正された。

⁹⁷ 2014 年に公表された意見募集稿での劇毒化学品の定義およびその基準は、すでに公布された危険化学品目録（2015 年）と同一である。

(d) 労働安全衛生

中国では、職場での化学物質の使用に関する法令は、主に以下の一般法および特別法の 2 種類である。

一般法	<ul style="list-style-type: none"> 労働法 職業病防止法
化学物質に特化した特別法	<ul style="list-style-type: none"> 有毒物質作業場所労働保護条例 化学品作業場所安全使用規定

職業病防止法は、企業における管理体制の整備、作業環境管理、作業管理（表示義務含む）、健康管理、衛生訓練、リスクアセスメントを規定しており、日本の安衛法と同様に労働安全全般をカバーしている。

「有毒物質作業場所労働保護条例」および「化学品作業場所安全使用規定」については、特に改正されていないため、詳細については NITE(2010)を参照のこと。

(d)-1. 制定の経緯

職業病防止法は 2001 年に公布された。その後 2011 年 12 月 31 日に大幅に改正された。同改正では、職業病防止に関する主管機関の責任分担を明確に規定し、職業病の診断、鑑定を行う際の使用者の証明責任、職業病の診断・鑑定機関の権限などが明確に定められた。さらにその後、関連法規制が改正されたことにより、2016 年 7 月 2 日、第 12 回全国人民代表大会常務委員会第 21 回会議で公布された主席令第 48 号で、「職業病予防法」が一部改された。

(d)-2. 現行の法令の内容

職業病防止法の内容は以下の通りである。化学物質に関する規定については、NITE(2010)からの変更はないため、その部分の規制内容についてはそちらを参照のこと。

法令名	職業病防止法(主席令第 60 号)
URL	2011 年および 2016 年の改正を反映した最新の職業病防止法の原文は以下。 http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_4111/2016/1130/279089/content_279089.htm
目的	本法は、職業病や関連する危害を予防、抑制、除去し、ならびに治療し、労働者の健康及び関連権益を守り、経済社会の発展を促進する。
所轄官庁	安全生産監督管理総局、衛生行政部門

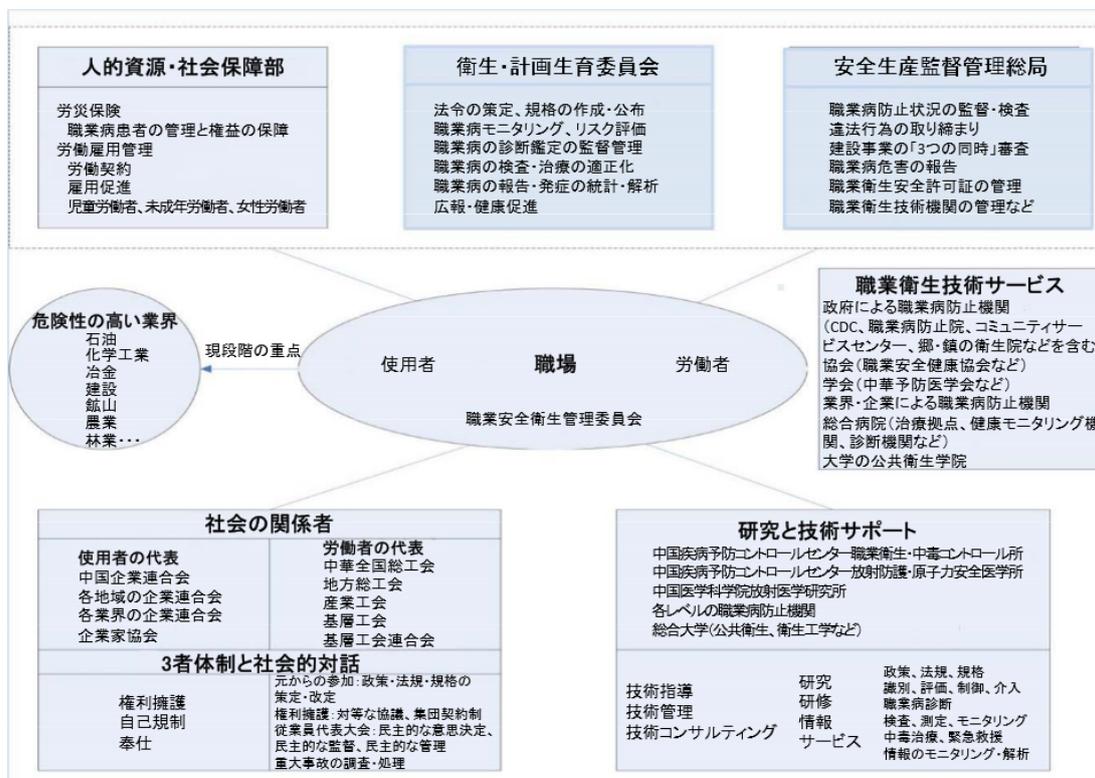
2011 年改正は大幅な改正であり、根本的な改正となった。職業病防止に関する主管機関の責任分担を明確に規定し、職業病の診断、鑑定を行う際の使用者の証明責任、職業病の診断・鑑定機関の権限などを明確に定めた。また 2016 年の改正では、主に建設プロジェクト関連の規定が改正された。

2015 年 11 月 17 日、国家衛生計生委、人力資源社会保障部、安全生産監督管理総局、全国総工会により公布され、公布日より施行。2002 年 3 月 11 日、元衛生部が発行した「職業病危害要素分類目録」は 2015 年版目録の施行日より廃止。

法令名	職業病危害要素分類目録（2015 年版）
URL	http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5493/2015/1203/261502/content_261502.htm
所轄官庁	安全生産監督管理総局
関連文書	<ul style="list-style-type: none"> • 132 種類の職業病について規定。 • 2015 年版目録では、職業危害要素は下記の 6 種類、計 459 項目に分類されている。粉塵要素 52 項目、化学要素 375 項目、物理要素 15 項目、放射性要素 8 項目、生物要素 6 項目およびその他の要素 3 項目

(d)-3. 法令の運用状況

中国での職業病防止に関する諸法令の運用体制および役割分担は下図を参照。



図表 職業病防止に関する諸法令の運用体制および役割分担⁹⁸

国家衛生計生委員会が発表した「2014 年全国職業病報告」⁹⁹によると、2014 年、中国全国において統計された職業病は計 2 万 9972 件であり、その 9 割以上は職業性塵肺病であった。

(d)-4. 今後の予定

以上が中国における職業病防止関連の規制の内容だが、今後の予定について国务院公庁は 2016 年 12 月 26 日付で、「国家職業病防止計画（2016～2020 年）」を発表した。このなかで、労働者の健康の権利を保障し、健康な中国を作るために、第 13 次 5 カ年計画期間における職業病防止業務の態勢を定めた。

⁹⁸ 「李涛（2015）『中国の職病防止管理体制と規格体系』より引用
https://www.jisha.or.jp/international/exchange/report06/pdf/symposium20150205_07_ja_pan.pdf

⁹⁹ 「2014 年全国職業病報告」の原文は次の URL にて閲覧できる。
<http://www.nhfpc.gov.cn/jkj/s5899t/201512/c5a99f823c5d4dd48324c6be69b7b2f9.shtml>

その主な内容は次の通りである。

法令名	国家職業病防止計画（2016～2020年）
URL	http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-01/04/content_5156356.htm
目的	<p>同計画は、以下の目的等を含め、健康な中国を作り上げるための重要な基礎を固めるために策定されたものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 衛生と健康に関する正しい方針を堅持する。 • 政府の監督の職責を強化、ならびに雇用主の主体的責任遂行を促す。 • 職業病防止レベルを引き上げ、全社会の広範な関与を奨励する。 • 職業病の危害を効果的に防止及び抑制し、労働者の健康を保障し、経済社会の持続的で健全な発展を促進する。
所轄官庁	国務院、安全生産監督管理総局、労働部
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> • 本計画は、職業病防止業務の以下の各任務を全面的に遂行すべきことを強調している。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 原因をなくすことで職業病の対策を行うこと。職業性のじん肺、化学中毒を重点とし、鉱山、非鉄金属、冶金、建材などの業界で専門的な対策を実施すること。 2. 雇用主に主体的責任を果たさせ、防止管理責任制の確立を促し、リスクの評価、防護設備の効果の評価、工事竣工時の検収段階での管理を実施すること。 3. 職業病と衛生の監督を強化し、雇用主と職業衛生技術サービス機関の「ブラックリスト」¹⁰⁰制度を設け、それを定期的に社会に公表すること。 4. 職業病防止サービスの水準を向上させ、農民工（農村から都市への出稼ぎ者のこと）のじん肺の問題をとっかかりとし、職業病診断手続きを簡素化し、サービスの流れを改善し、サービスの質を向上させること。 5. 職業病から救う保障措置を定め、雇用主に期限通り定められた金額の労災保険料を納付させ、労災保険を、基本医療保険、大病保険、医療救助、社会の慈善事業、商業的保険などと効果的に組み合わせ、労働者が利用できるようにする。 6. 職業病防止の情報化を進め、重点の職業病と職業病リスクの測定、報告、管理のネットワークを整備すること。 7. 職業病防止の宣伝、教育と健康促進を強化し、職業病防止の法律・

¹⁰⁰ 法違反企業リストを意味する。以下同じ。

	<p>法規・標準を広く宣伝すること。</p> <p>8. 職業病防止の科学研究を推進し、職業病防止の基礎研究と先進的研究を奨励及びサポートし、研究成果の応用普及を促進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画は、各地方が職業病防止をより重視し、社会発展全体計画に組み入れ、各方面の協調を図り、総合的な職業病防止水準を向上させるよう要求している。各関係官署はそれぞれの担当分野に応じてそれぞれの職責を果たし、各業務を着実に実行しなければならない。
--	--

(e) 消防

中国での消防関連規制は、消防法を最上位法として、「建築設計防火規範 GB 50016-2006」や「消防安全マーク第 1 部分：マーク GB 13495.1-2015」といった国家標準がある。

(e)-1. 制定の経緯

中国の消防法は 1998 年 4 月 29 日に第 9 回全国人民代表大会常務委員会第 2 回会議で可決された。さらに 2008 年 10 月 28 日に第 11 回全国人民代表大会常務委員会第 5 回会議で改正が可決された。「改正消防法」は改訂後すぐに公布され、2009 年 5 月 1 日より施行されている。ただし、本法で定められている可燃性・爆発性危険物については、具体的には危険化学品安全管理条例に従って管理されている¹⁰¹。

(e)-2. 現行の法令の内容

消防法の主な内容は以下の通りである。NITE(2010)より一部引用し、いくつかの項目について追記した。

法令名	消防法
URL	http://www.gov.cn/flfg/2008-10/29/content_1134208.htm
目的	本法は火災を予防し火災による被害を減少させ、緊急能力及び応急救援対策を強化し、人身、財産の安全を保護し、公共の安全を擁護する。
所轄官庁	公安部
対象物質	可燃性・爆発性危険物
改正内容	<ul style="list-style-type: none"> 消防安全責任制を強化（第 16 条） 企業の主要責任者は、該当企業の消防安全責任者になり、消防安全面でのすべての責任を負担する。 可燃性・爆発性危険物を生産、貯蔵、販売する場所は、居住場所と同一

¹⁰¹ NITE (2010) 「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」

	<p>の建物内に 設置してはならず、居住場所と一定の安全な距離を保つことと規定されている（第 19 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 可燃性・爆発性危険物の生産、貯蔵、積卸しをする工場、倉庫と専用の駐車場、埠頭の設置については、消防技術基準に適合することが規定されている。可燃性・爆発性の気体と液体の充填施設、補給施設、調圧施設は、消防安全要求に適合する場 所に設置し、火災と爆発に関する要求に適合する必要がある（第 22 条第 1 項）。 • 可燃性・爆発性危険物の生産、貯蔵、積卸しをする工場、倉庫と専用の駐車場、埠頭や、可燃性・爆発性の気体と液体の充填施設、補給施設、調圧施設が既に設置されている場合で、前項の規定に適合していない場合は、地方人民政府が関連部門や事業所が安全を脅かす要因を早期に解決、削除するように調整しなければならない（第 22 条第 2 項 ）。 • 消防製品は国家標準に必ず適合していることが非通用。国家標準がない場合は、業 種標準に適合する必要がある。不合格の消防製品及び国家が淘汰を命じた消防製品 を生産、販売、又は使用禁止となる（第 24 条）。 • 15 種類の違法行為および処罰（第 58 条～72 条） 企業や個人に関らず、報告義務を無視する、または報告義務を有する人員はすぐ報告しない場合、違法と問われる可能性がある。具体的な罰則としては、拘留の罰則が追加されたとともに、罰金の額が大幅に上昇された。
関連文書	<p>建築設計防火規範 GB 50016-2006 消防設備に関する技術的な規定が定められている国家標準である。</p>

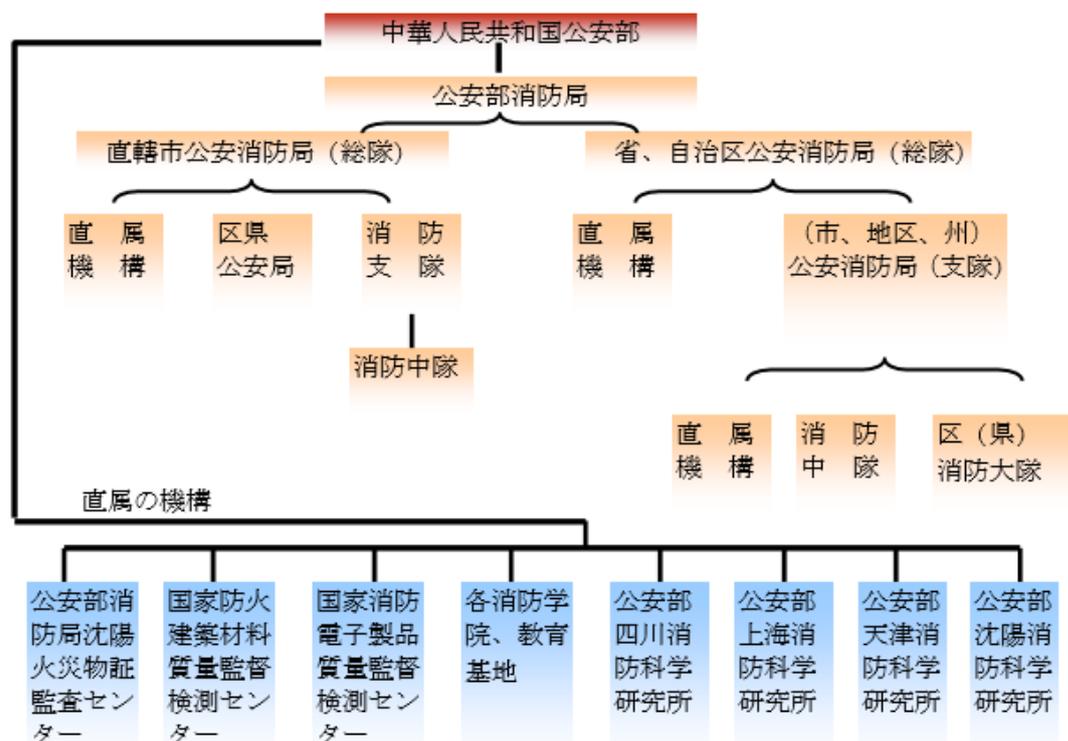
このほか、消防関連の国家標準として「建築設計防火規範 GB 50016-2006」と「消防安全マーク第 1 部分：マーク GB 13495.1-2015」がある。前者は、消防設備に関する技術的な規定が定められている国家標準である。後者については、1992 年に公布された「消防安全マーク GB 13495-1992」の改正である。同標準で規定されるマークは、様々な建物、場所で広く利用され、火災事故の効果的な予防と減少に重要な役割を果たしてきた。2015 年の改正は、主に中国の消防安全作業における実務面での需要や管理の特徴、および大衆の認知習慣に基づくもので、同時に、国際的な消防安全標準の内容も参考にされた。2015 年版の発行、実施は、消防安全マークの利用をより規範化し、消防安全マークの識別

可能性を向上させ、火災を有効に予防し、人民の生命や財産安全を確保することについてさらに貢献するものと期待されている。以下に、その詳細をまとめる。

法令名	消防安全マーク第 1 部分：マーク GB 13495.1-2015
目的	本法は火災を予防し火災による被害を減少させ、緊急能力及び応急救援対策を強化し、人身、財産の安全を保護し、公共の安全を擁護する。
規制内容	<p>消防安全マークの種類</p> <p>消防安全マークが、下記の 6 種類、計 25 個常用マークおよび 2 個の方向補助マークを含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 火災警報装置 (2) 緊急避難 (3) 消火設備 (4) 禁止と警告 (5) 方向補助マーク (6) 文字補助マーク <p>消防安全マークの構成</p> <p>非常口の位置と方向、避難ルート、消防施設や設備の設置場所、火災または爆発に関わる危険区域の警示と禁止など、特定の消防安全情報を公衆に伝えるためのものであり、幾何学形状や安全色、特定の消防安全情報を示す絵表示で構成されている。</p> <p>2015 年改正の特徴</p> <p>2015 年版では、新たに“火災専用電話”、“車輪付き消火器”、“放水銃”の 3 種類のマークが追加され、また、従来標準にて規定された“緊急出口”、“消防はしご”、“消防ホース”、“火災に注意-易燃性物質”、“火災に注意-酸化性物質”、“爆発に注意-爆発物”の 6 種類マークの名称が、それぞれ“非常口”、“非常はしご”、“消防ホースリール”、“易燃性物質に注意”、“酸化性物質に注意”、“爆発物に注意”と変更された。</p> <p>さらに新標準では、消防ボタン、非常口、スライドドア、閉塞禁止、消火器、消防ホースリール、水消火禁止、方向補助マーク等 12 種類のマークの細部に修訂が施された。</p>

(e)-3. 法令の運用状況

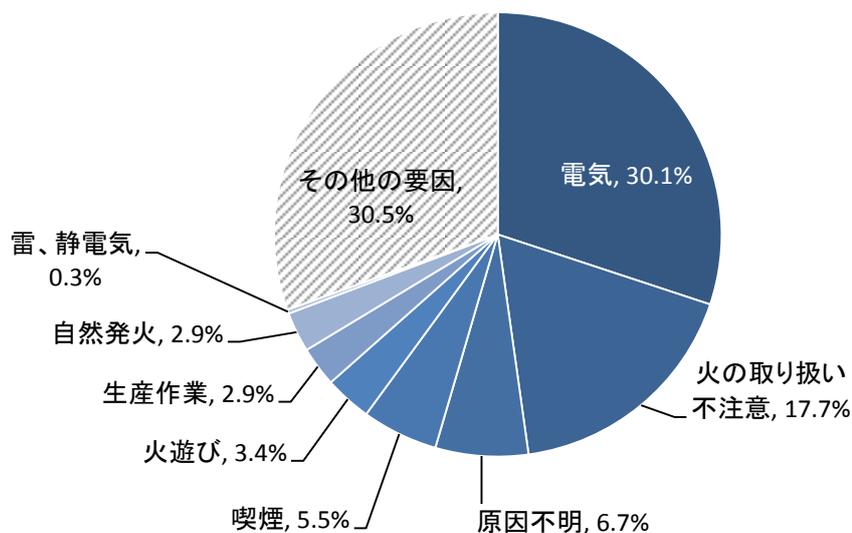
中国では、公安消防隊（中国人民武装警察消防部隊）を中核に専職消防隊、義務消防隊など多様な消防組織が公安消防隊の指揮監督を受けて消防活動を行っている。その組織構造は下図の通りである。



図表 消防部門の組織体系¹⁰²

公安部消防局が公表したデータによると、2015年に中国全国で33万8000件の火災があり、1742人が死亡、1112人が負傷し、直接的な財産損失は39.5億元であった。2014年と比べて、それぞれ14.5%、4%、26.5%および16%減少した。火災の規模別に見ると、特別重大火災1件、重大火災2件、比較的に大きな火災60件であった。火災の原因の内訳は以下の通り。

¹⁰² 「三井住友海上火災保険（中国）有限公司（2009）『中国風険消息 Vol.27-09』より引用
<http://www.ms-ins.com.cn/uploadfile/jp/%E9%A3%8E%E9%99%A9%E6%B6%88%E6%81%AF/200971413442412806.pdf>



図表 火災原因の内訳¹⁰³

(e)-4. 今後の予定

2008年消防法の改正の予定などは確認できなかった。しかし、近年、消防管理に関する新たな状況を迎えているため、一部の専門家からは、消防法改正について以下の意見が出ている。

1. 各部門の職責をさらに明確にすべきである。
2. 公安部門および安全生産部門の職責を明確にした上で、管理内容をはっきり線引きすべきである。
3. 老人施設の消防管理を強化していくべきである。

¹⁰³ 公安部消防局の統計資料 <http://www.119.gov.cn/xiaofang/hztj/index.htm>

(f) 家庭用品

中国では、日本の「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に相当する法律はない。その代わりに、有害物質の含有規制が個別の法令として制定されており、そのなかでも特に日本企業への影響が大きいものとしては、「中国版 RoHS」または「中国 RoHS 2」とも呼ばれる「電器電子製品有害物質制限使用管理弁法」がある。

(f)-1. 制定の経緯

清潔生産促進法および固体廃棄物汚染環境防止法にもとづき制定された中国版 RoHS だが、もともとは 2006 年に公布された「電子情報製品汚染抑制管理弁法」があり、その全面的な改正版に当たるのが上記の「電器電子製品有害物質制限使用管理弁法」(2016.7 施行)である。この改正の背景として工業情報化部は以下の 2 つの理由を挙げている。

- 旧弁法では対象製品が限定されているために、環境保護および人の健康の保護にとって不利である点；
- 旧弁法では全ての対象製品に強制認証を課していたが、このような規定は産業発展にとって不利である点。

上記の背景のなか、工業情報化部は 2010 年 4 月より改正作業を開始した。工業情報化部が実施した具体的な作業内容およびプロセスは次の通りである。

- a. 研究機関を組織し、「新弁法」の適用範囲、有害物質の種類および含有量、ならびに合格評価などの主な制度に関する調査、研究；
- b. 各地方の工業情報化主管部門からの意見徴収、電器電子業界関連企業との懇談；
- c. 発展改革委員会、科技部および関連する産業団体からの意見徴収、ならびに発展改革委員会、商務部、質検総局などの部門との協調；
- d. 世界貿易機関（WTO）への通告；
- e. 中国政府法制情報網および工業情報化部のホームページを通じた 2 回の意見徴収；
- f. 意見および建議を参考にした修正；
- g. 「新弁法」を工業情報化部の部務会議にて審査、可決。

(f)-2. 現行の法令の内容

これらの一連の工程を経て 2016 年に制定された「電器電子製品有害物質制限使用管理弁法」だが、その目的について工業情報化部は以下の 5 点を挙げている。

1. 「メイド・イン・チャイナ 2025（中国製造 2025）」の積極的な実施を図り、グリーン製造を全面的に推し進め、グリーン製品を開発し、グリーン製造システムを構築する。

2. 電器電子製品の有害物質規制業務を、中国の工業におけるクリーン生産および廃棄電器電子製品の回収再利用での基礎的業務とする。「予防を優先した汚染防止」という環境保護の原則を実践し、「汚染源対策の強化」という指針を実行していく。
3. 電器電子製品の有害物質使用制限を業界管理に組み入れることにより、法制化を実現させるとともに世界と歩調を合わせる。
4. 電器電子製品における有害物質の代替化または減量化の推進を図り、エコデザインを提唱し、電器電子製品の生産、使用、末端での処理などの過程における環境保護、資源の節約、総合利用を促進する。
5. 産業構造の調整や最適化を加速し、関連産業の持続可能な発展の実現を保証する。

同弁法の主な規制内容は以下の通りまとめられる。

法令名	電器電子製品有害物質制限使用管理弁法
目的	電器電子製品廃棄後の環境にもたらず汚染を抑制・削減し、電器電子業界の清潔生産および資源総合利用を促進し、グリーン消費を奨励し、環境および人健康を守るために、本弁法を制定する。
所轄官庁	工業情報化部
規制対象物質	電器電子製品中に含まれる以下の物質が対象。 <ul style="list-style-type: none"> • 鉛・その化合物； • 水銀・その化合物； • カドミウム・その化合物； • 六価クロム化合物； • ポリ臭化ビフェニル（PBB）； • ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）； • 国家が指定するその他有害物質。
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 電器電子製品は、電流あるいは電磁場により稼動する、あるいは電流および電磁場の生産・運送・測定を目的とする、定格電圧が直流の場合は 1500 ボルト以下、交流の場合は 1000 ボルト以下の設備および周辺製品を指す。ただし、電力の生産・運送・配分に係わるものは除く（第 3 条）。 • 電器電子製品の設計者は、電器電子製品設計時に、強制的な標準あるいは法律、行政法規および規章で定められた施行しなければならない基準に違反することができず、工芸要求を満たした前提で、電器電子製品有害物質制限使用に関する国家標準あるいは業界標準に基づき、無害、あるいは低害で、さらに分解が容易で回収・再利用に便利な設計案を採用する（第 9 条）。

	<ul style="list-style-type: none"> • 電器電子製品の生産者は、強制性の標準あるいは法律、行政法規および規章で定められた施行しなければならない基準に違反することができず、電器電子製品有害物質制限使用に関する国家標準あるいは業界標準に基づき、資源利用率が高く、回収処理しやすく、環境保護に有利な材料・技術および工芸を採用して、製品への有害物質の使用を制限するかあるいは淘汰しなければならない。電器電子製品の生産者は、本弁法の要求を満たさない電器電子製品の出荷あるいは販売をすることができない（第 10 条）。 • 電器電子製品を輸入する際、強制性の標準あるいは法律、行政法規および規章で定められた施行しなければならない基準に違反することができず、電器電子製品有害物質制限使用に関する国家標準あるいは業界標準に合致しなければならない。輸出入検査検疫機関は法律に基づき、輸入された電器電子製品に対して港検証および法定検査を実施する。税関は輸出入検査検疫機関が発行した「入境貨物通関シート」を検証し、関連規定に基づき通関手続きを行う（第 11 条）。 • 電器電子製品の生産者および輸入者は、電器電子製品有害物質制限使用標識に関する国家標準あるいは業界標準に基づき、市場に提供する電器電子製品に含まれた有害物質について表示しなければならず、有害物質の名称およびその含有量、該当有害物質に係わる部品および該当製品の回収利用の可否、不適切な利用あるいは処置した場合の環境・人体健康への影響などを表示しなければならない。製品の体積、形状、表面材質或いは機能上の制約で製品上に表示できない時は、製品の説明書の中に明示しなければならない（第 13 条）。 • 国は電器電子製品有限物質制限使用合格評価制度を構築する。目標達成目録に記載された電器電子製品は、電器電子製品有害物質制限使用関連の国家標準あるいは業界標準を満たさなければならず、電器電子製品有限物質制限使用合格評価制度で管理される（第 18 条）。
--	--

また、新旧ふたつの弁法の主な相違点は下表の通りまとめられる。対象となる有害物質については、諸外国と同様の 6 物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル）であるが、それ以外にも中国政府が別途対象物質を指定することができる規定となっている。また、旧弁法からの改正としては、一部の物

質、具体的には鉛、水銀、カドミウム、六価クロムについてその化合物についても明記した点である。これについて、工業情報化部の説明によると、EU の RoHS 指令や他国の類似制度を参考にし、制限使用有害物質を拡大したという。

図表 旧弁法と新弁法の比較

項目	旧弁法	新弁法
名称	電子情報製品汚染抑制管理弁	電器電子製品有害物質制限使用管理弁法
対象製品	電子情報技術を採用して製造する電子レーダー製品、電子通信製品、放送テレビ製品、コンピューター製品、家庭用電子製品、電子測量機器製品、電子専用製品、トランジスタ製品、電子応用製品及び電子材料製品等の製品とそれらの部品	電流あるいは電磁場により稼動する、あるいは電流および電磁場の生産・運送・測定を目的とする、定格電圧が直流の場合は 1500 ボルト以下、交流の場合は 1000 ボルト以下の設備および周辺製品
対象となる有害物質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉛； ・ 水銀； ・ カドミウム； ・ 六価クロム； ・ ポリ臭化ビフェニル (PBB)； ・ ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)； ・ 国家が指定するその他有毒有害物質または元素。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉛およびその化合物； ・ 水銀およびその化合物； ・ カドミウムおよびその化合物； ・ 六価クロム化合物； ・ ポリ臭化ビフェニル (PBB)； ・ ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)； ・ 国家が指定するその他有害物質

このほか、中国版 RoHS について気を付けなければならないことは、上記の新弁法だけでなく、関連する標準または FAQ についても理解することが求められる点である。関連文書としては以下のものがすでに公布されている。

- ・ 「電器電子製品有害物質制限使用管理弁法」解説文
- ・ 「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」の実施における Q&A
- ・ 電子電気製品有害物質使用制限表示要求 (SJ/T11364-2014)
- ・ 電子電気製品における使用制限物質の管理体系要求 (GB/T 31274-2014)
- ・ 「電子電気製品における六価クロム測定の原子蛍光分析法」(GB/T 29783-2013)
- ・ 電子電気製品における使用制限物質の濃度制限値要求 (GB/T26572-2011)
- ・ 「電子電気製品における 6 種の規制物質 (鉛、水銀、カドミニウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル) の測定」(GB/T 26125-2011、IDT IEC 62321 : 2008)

上記の関連文書のうち、特に『電器電子製品有害物質使用制限管理弁法』の実施における Q&A は対象製品か否かの判定方法、表示要求などについて具体的に言及しているため、実際の法令対応をするうえで必要不可欠な文書と言える。

「電子電気製品における使用制限物質の濃度制限値要求（GB/T26572-2011）」では、6 物質の濃度制限値を次のように規定している。

図表 6 物質の濃度制限値

有害物質	濃度制限値
鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭化ジフェニル（PBB）、ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）	0.1%（重量パーセント）以下
カドミウム	0.01%（重量パーセント）

また、「電子電気製品有害物質使用制限表示要求（SJ/T11364-2014）」では、電子電気製品有害物質使用制限に関する標識要求が定められている。

電子電気製品有害物質使用制限の標識

電子電気製品有害物質使用制限の標識の見本は下図の通りである。オレンジ色マーク（下図右側）にある数字はあくまでも例であり、該当電子電気製品の環境保護使用期限の年数で置き換える。



図表 電子電気製品有害物質使用制限の標識¹⁰⁴

これら 2 つの標識だが、その差異は次の通りである。

	<p>製品中の有害物質が、GB/T26572-2011 で規定された濃度制限値を超えないことを示す。中央にある「e」は、電気 (electrical)、電子 (electronic) 及び環境保護 (environmental) を表し、環境に優しい電子電気製品を象徴する。図形の外側は矢印付きの線によってサイクルの円となり、電子電気製品が回収利用できることを示している。</p>
---	--

¹⁰⁴ 「電子電気製品有害物質使用制限表示要求（SJ/T11364-2014）」より引用。ただし、この SJ/T11364-2014 は有料である。

	<p>製品中の有害物質が、GB/T26572-2011 で規定された濃度制限値を超えていることを示す。中央の数字は、電子電気製品の環境保護使用期限を示すものである。全体的な意味は、その電子電気製品には特定の有毒物質が含まれているが、環境保護使用期限内は安心して使用でき、環境保護使用期限を過ぎた後は回収循環システムに入るべきものであることを表している。</p>
---	--

有害物質の標識

有害物質の名称及び含有量の標識様式は下表の通りで、各部品中の 6 物質について「○」または「×」を記入する。「○」は該当部品の中の全ての均質材料に含まれる有害物質の含有量がいずれも GB/T26572-2011 が定めた制限値を下回ったことを意味し、一方の「×」は該当部品の中の最低一つの均質材料に含まれる有害物質の含有量が GB/T26572-2011 が定めた制限値を上回ったことを示す。なお「×」が記入された項目に関しては、企業はその技術的原因を説明することができる。

図表 製品に含まれる有害物質の名称及び含有量

部品名称	有害物質					
	鉛 (Pb)	水銀 (Hg)	カドミウム (Cd)	六価クロム (Cr(VI))	ポリ臭化ビフェニル (PBB)	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)
...

(f)-3. 法令の運用状況

2016 年 12 月 22 日に北京で開催された 2016 年電子電気業界グリーン発展に関する年会および電子汚染防止英雄会での、中国工業情報化部省エネ司の関係者の発言によると一部の企業が「管理弁法」に従いラベル表示を行いながら、次の段階の有害物質の代替および減量化も行っている。詳細は下記の通り。

- 多くの外資企業を含む大手企業は、有害物質代替に関しては、製品の輸出があり、国際市場で他国への輸出貿易の影響をうけて、欧州と韓国等からの有害物質制限の要求を満たしている。

- 中小企業は基本的に有害物質の代替と減量化を実現している。
- 一部の電気企業は市場への販売と輸出製品は、前述のように、今のところ国内ではまだ有害物質に対し厳格な制限を設けておらず、合格管理目録¹⁰⁵も公布されていないため、企業の多く、特に外資企業は製品を区別して市場に出している。海外市場には完全に EU 基準あるいは他国の法令の有害物質量の制限要求に満たした製品を供給しているが、中国国内に上市する製品は、有害物質使用に関して海外の製品とは区別されている。
- 有害物質使用制限合格評価制度¹⁰⁶に関して、多くの企業は国際慣例に倣っているため、国際基準に合わせることを要望している。

(f)-4. 今後の予定

1. 合格管理目録の作成を加速する。現在、内部検討用の案が概ね出来上がり、進展が順調であれば 2017 年 1 月にこの報告書の関連部署内部意見徴収を行う。手順としてまず内部意見徴収のあと社会に意見徴収を行うことになる。
2. 合格評価制度に関して、工業情報化部は、内部検討用のひな型を作成済みだが、次のステップとして、認証認可監督管理委員会とその他の関連部署との更なる疎通を図る。
3. 現行の管理方法に関しては、「管理弁法」に提示した 6 種類の有害物質以外、例えば EU-RoHS のフタル酸エステルといった新規制限物質や、国際条約で規制される有害物質をも積極的に検討している。原則的には建材を除いて全てが対象となり、全国人民代表大会は既に禁止を承認した。従って、国際条約と海外その他の RoHS での新規制限物質は「管理弁法」においても追加される可能性がある。

¹⁰⁵ 管理弁法には、旧法の「重点管理目録」の代わりに、「合格管理目録」制度が導入されており、同目録に記載された電器電子製品に対して合格評価制度で管理される。同目録は 2017 年 3 月時点でまだ公布されていない。

¹⁰⁶ 「合格管理目録」記載された電器電子製品は、電器電子製品有害物質制限使用関連の国家標準あるいは業界標準を満たさなければならず、電器電子製品有限物質制限使用合格評価制度で管理される。工業情報化部は、電器電子製品有害物質制限使用工作の状況に従い、国家認証認可監督主管部門に電器電子製品有害物質制限使用合格評価制度の構築を提案し、国家認証認可監督主管部門は、職責の範囲内で工業情報化部と共同で合格評価制度を制定、公表および実施する。

同制度の詳細は、2017 年 3 月時点でまだ公布されていない。

(f)-5. その他

そのほかの家庭用製品を対象とした有害物質規制として代表的なものは、衣服などの繊維製品を対象とした「国家繊維製品に関する基本安全技術規範 GB 18401-2010」がある。対象となる製品は次の通り。

図表 GB 18401-2010 の対象製品

対象製品分類	具体的な製品例	要求事項
乳幼児用繊維製品	おしめ、肌着、よだれ掛け、パジャマ、手袋、靴下、外衣、帽子、寝具など	A 類基準を満たすこと
直接肌に触れる繊維製品	肌着、シャツ、スカート、ズボン、靴下、シーツ、タオル、かけ布団カバー、水着、帽子など	B 類基準を満たすこと
直接肌に触れない繊維製品	外衣、スカート、ズボン、カーテン、ベッドカバー、壁紙など	C 類基準を満たすこと

上記の 3 分類された対象製品について、ホルムアルデヒド含有量などの要件が以下の通り規定されている。

図表 GB 18401-2010 で規定された繊維製品の各種基準

項目	A 類	B 類	C 類
ホルムアルデヒド含有量 (mg/kg)	20	75	300
可分解発がん性芳香族アミン染料 (mg/kg)	使用禁止		
pH 値	4.0~7.5	4.0~8.5	4.0~9.0
臭気	無し		

上表の 2 つ目の項目の発がん性芳香族アミンのリストは、GB 18401-2010 の付属書 C にて、以下の 24 物質が定められている。

図表 GB 18401-2010 の付属書 C

No.	名称	Cas No.
1	4-aminobiphenyl	92-67-1
2	benzidine	92-87-5
3	4-chloro- <i>o</i> -toluidine	95-69-2
4	2-naphtylamine	91-59-8
5	<i>o</i> -aminoazotoluene	97-56-3
6	5-nitro- <i>o</i> -toluidine	99-55-8

No.	名称	Cas No.
7	<i>p</i> -chloroaniline	106-47-8
8	2,4-diaminoanisole	615-05-4
9	4,4'-diaminobiphenylmethane	101-77-9
10	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
11	3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4
12	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
13	3,3'-dimethyl-4,4'-diaminobiphenylmethane	838-88-0
14	<i>p</i> -cresidine	120-71-8
15	4,4'-methylene-bis-(2-chloroaniline)	101-14-4
16	4,4'-oxydianiline	101-80-4
17	4,4'-thiodianiline	139-65-1
18	<i>o</i> -toluidine	95-53-4
19	2,4-toluylendiamine	95-80-7
20	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
21	<i>o</i> -anisidine	90-04-0
22	4-aminoazobenzen	60-09-3
23	2,4-xylidine	95-68-1
24	2,6-xylidine	87-62-7

さらに、2015 年には「乳幼児および子ども用の繊維製品に関する安全技術規範 GB 31701-2015」が公布され、特に乳幼児用繊維製品については重金属とフタル酸エステルに関する要件が別途設けられた。対象となる製品は乳幼児用繊維製品および子ども用繊維製品であり、その定義は次の通り。

図表 GB 31701-2015 の対象製品

乳幼児用繊維製品	子ども用繊維製品
生後 36 か月以内の乳幼児を対象とした繊維製品	満 3 歳～14 歳を対象とした繊維製品

これらの対象製品については、GB 18401-2010 での要件に加えて、乳幼児用繊維製品は下表で示す A 類基準を、子ども用繊維製品は B 類（直接肌に触れるもの）または C 類（直接的には肌に触れないもの）の基準を満たさなければならない。

図表 GB 31701-2015 で規定された繊維製品の各種基準

要件		A 類	B 類	C 類
重金属 (mg/kg) (コーティングおよびプリント顔料 生地に適用)	鉛	90 以下	—	—
	カドミウム	100 以下	—	—
フタル酸エステル (%) (コーティングおよびプリント 顔料生地に適用)	DEHP、DBP、BBP (合計)	0.1 以下	—	—
	DINP、DIDP、DNOP (合計)	0.1 以下	—	—
耐湿摩擦堅ろう度		3 級	2-3 級	—
燃焼性		1 級	1 級	1 級

2015 年に公布されたこの GB 31701-2015 だが、2016 年 6 月 1 日より施行されている。施行日以前に生産されている製品については移行期間が 2018 年 5 月 31 日まで設けられており、それ以降、つまり 2018 年 6 月 1 日からは中国国内で販売される全ての対象製品は上表の基準を順守しなければならない。

繊維製品を対象とした有害物質規制の実態について中国政府も検査を実施している。例えば、上海市品質技術監督管理局は 2011 年 12 月に品質不合格衣類の「ブラックリスト」を発表している。それによると、欧州の有名ブランド製品においても、品質に問題があるためにサンプル検査に合格しない製品が数点あったという。とりわけ、衣服の繊維の含有量が表示と合致しないものが目立ち、関連する 2 つの項目において不合格と判定された製品が延べ 9 点確認された。これについて、上海市政府の新聞弁公室の公式ツイッター「上海発布」は、「買い物の際に有名ブランドを過信するな」と消費者向けの警告を出した。今回実施された検査項目は、取扱説明書、繊維の含有量、ホルマリン含有量、pH 値、乾燥摩擦堅牢度、汗に対する色落ち堅牢度、水に対する色落ち堅牢度、可分解芳香アミン染料、臭気などである。

(g) 建築

中国で建築に関する最上位法は「建築法」であるが、同法のなかで建材中の化学物質に関する規制は確認できない。ただし、以下の弁法または国家標準のなかで、室内空気質基準および木材中のホルムアルデヒドなどの基準値を規定している。

- 住宅室内装飾補修管理弁法
- 室内空気質に関する基準 GB/T 18883-2002
- 室内装飾内装材料木質パネルおよびその製品中のホルムアルデヒド放散限度値 GB 18580-2001
- 民用建築室内環境汚染物質抑制規範 GB 50325-2010

(g)-1. 制定の経緯

建築管理に関する上位法である「建築法」は、1997 年 11 月 1 日、主席令第 91 号として公布され、1998 年 3 月 1 日より施行された。その後、2011 年 4 月 22 日人民代表大会第 20 回会議で一部改正された。この建築法に基づき、住宅・城郷建設部は 2002 年 2 月 26 日に「住宅室内装飾補修管理弁法」を公布した。本弁法は、2002 年 5 月 1 日より施行され、2011 年 1 月 26 日に住宅・城郷建設部令第 9 号で一部改正された。

(g)-2. 現行の法令の内容

建築法については、NITE(2010)からの大きな改正点はなく、一部条項が 2011 年に改正されたのみである。以下ではその改正点のみを記す。建築法の詳細な規制内容については、NITE(2010)を参照のこと。

法令名	建築法
URL	http://www.gov.cn/flfg/2011-04/23/content_1850865.htm
目的	本法は、建築活動に対する監督管理を強化し、建築市場の秩序を維持し、建築工事の品質と安全を保障し、建築業の順調な発展を促進する。
所轄官庁	住宅・城郷建設部
改正内容	2011 年 4 月 22 日人民代表大会第 20 回会議で一部改正された（主席令第 46 号）。改正点は、1997 年建築法の第 48 条に、「企業による従業員の保険加入」に関する規定が追加された点。

また、住宅室内装飾補修管理弁法についても同様に、NITE(2010)からの大きな改正点はなく、一部条項が 2011 年に改正されたのみである。以下ではその改正点のみを記す。詳細な規制内容については、NITE(2010)を参照のこと。

法令名	住宅室内装飾補修管理弁法
URL	http://www.jsxx.gov.cn/themes/jn/News/read.aspx?newsId=3171

所轄官庁	住宅・城郷建設部
改正内容	2011 年 1 月 26 日、住宅・城郷建設部令第 9 号で一部改正された。改正点は、2002 年弁法の第 39 条での「都市計画法」が「都郷計画法」に改正された点。

室内空気質に関する基準 GB/T18883-2002

法令名	室内空気質に関する基準 GB/T18883-2002
URL	http://www.mep.gov.cn/image20010518/5295.pdf
所轄官庁	環境保護部、国家衛生与計画生育委員会、国家質量監督検験検疫総局
規制内容	本標準は、室内空気室量パラメータ及び測定方法を規定する。本基準は住宅およびオフィスに適用されるが、同時に他の室内環境についても本標準を参照し実施することができる。

本標準で規定される室内空気質のパラメータは下表の通りである。

図表 GB/T18883-2002 で規定される室内空気質のパラメータ

番号	数値類別	パラメータ	単位	標準値	備考
1	物理性	温度	℃	22～ 28	夏期空調
				16～ 24	冬季暖房
2		相対湿度	%	40～ 80	夏期空調
				30～ 60	冬季暖房
3		空気流速	m/s	0.3	夏期空調
				0.2	冬季暖房
4		新風量	m ³ (h・人)	30 ^a	
5	化学性	二酸化硫黄 SO ₂	mg/m ³	0.50	1 時間平均値
6		二酸化窒素 NO ₂	mg/m ³	0.24	1 時間平均値
7		一酸化炭素 CO	mg/m ³	10	1 時間平均値
8		二酸化炭素 CO ₂	%	0.10	日平均値
9		アンモニア NH ₃	mg/m ³	0.20	1 時間平均値
10		オゾン O ₃	mg/m ³	0.16	1 時間平均値

番号	数値類別	パラメータ	単位	標準値	備考
11		HCHO	mg/m ³	0.10	1 時間平均値
12		C ₆ H ₆	mg/m ³	0.11	1 時間平均値
13		C ₇ H ₈	mg/m ³	0.20	1 時間平均値
14		C ₈ H ₁₀	mg/m ³	0.20	1 時間平均値
15		ベンゾ[a]ピレン B(a)P	mg/m ³	1.0	日平均値
16		可吸入性粒状物質 PM ₁₀	mg/m ³	0.15	日平均値
17		総揮発性有機物 TVOC	mg/m ³	0.60	8 時間平均値
18	生物性	菌落総数	cfu/m ³	2500	測定器に基づいて決める ^b
19	放射性	ラドン ²²² Rn	Bq/m ³	400	年平均値(行動レベル ^c)

a : 新風量条件≧標準値, 温度、相対湿度以外のその他のパラメータ条件≦標準値 ;
b : 附録 D の通り。
c : このレベルに達すると、室内ラドン濃度を下げようよう行動をとるよう薦める。

また本標準の付録では、以下の情報が記載されている。

- 室内空気中の各種パラメータのモニタリング技術 (付録 A)
- 室内空気中のベンゼンの測定方法 (付録 B)
- 室内空気中の総揮発性有機化合物 (TVOC) の測定方法 (付録 C)
- 室内空気中の総菌数の測定方法 (付録 D)

室内装飾内装材料木質パネルおよびその製品中のホルムアルデヒド放散限度値 GB18580-2001

法令名	室内装飾内装材料木質パネルおよびその製品中のホルムアルデヒド放散限度値 GB18580-2001
所轄官庁	国家質量監督検査検疫総局
規制内容	本標準は、室内装飾内装用木質パネル（床板・壁板等を含む）中のホルムアルデヒド放散量の指標値・試験方法および検査規則を規定し、ホルムアルデヒドを放散する、室内装飾内装用各種木質パネルおよびその製品に適用する。なお本標準は、欧州標準 EN321-1-1997「プラスターボード」・ヨーロッ

パ中密度ファイバーガラスボードメーカー協会技術委員会・EMS/IS-I-II-III-1995「中密度ファイバーボード」・欧州標準 ENV717-1「木質パネルホルムアルデヒド放散量測定 チャンバー法」・日本農林規格 JAS MAFF, Notification No.920「普通ベニヤ板」・日本農林規格 JAS MAFF, Notification No.990「床板」を参考にしている。
--

室内装飾内装用木質パネルおよびその製品のホルムアルデヒド放散量は下表の規定に符合しなければならない。

図表 木質パネルおよびその製品のホルムアルデヒド放散量（試験方法および限度値）

製品名称	試験方法	限度値	使用範囲	限度マーク ^b
注密度繊維板・高密度繊維板・プラスターボード・指向性プラスターボード	穿孔抽出法	≦9mg/100g	直接室内使用可	E ₁
		≦30mg/100g	化粧仕上処理後室内使用許可が必要	E ₂
ベニヤ板・装飾用化粧合板・大芯板	乾燥器法	≦1.5mg/L	直接室内使用可	E ₁
		≦5.0mg/L	化粧仕上処理後室内使用許可が必要	E ₂
化粧仕上げ木質パネル（プリント圧着木質床板・天然木複合床板・竹床板・プリント化粧木質パネル等を含む）	チャンバー法 ^a	≦0.12mg/m ³	直接室内使用可	E ₁
	乾燥器法	≦1.mg/L		

^a 仲裁時チャンバー法採用。
^b E₁は直接室内使用可の木質パネル、E₂は化粧仕上処理後室内使用可の必要な木質パネル。

民用建築室内環境汚染物質抑制規範 GB50325-2010

法令名	民用建築室内環境汚染物質抑制規範 GB50325-2010
所轄官庁	住宅・城郷建設部

本標準のなかで化学物質に関する規制部分は以下の通りである。

- 民用建築工事室内用人造木板および化粧人造木板は、遊離ホルムアルデヒド含量あるいは遊離ホルムアルデヒド放出量を測定しなければならない。限度量は、現行の国家標準《室内装飾内装材料 人造板およびその製品からのホルムアルデヒド放出限度量》GB18580の規定に合致すること。

図表 環境測定艙法により遊離ホルムアルデヒド放出限度量の測定

級 別	限量量 (mg/m ³)
E ₁	≤0.12

- 民用建築工事室内用水性塗料と水性パテは、遊離ホルムアルデヒドの含量を測定し、その限量量は下表の規定に合致すること。

図表 室内用水性塗料と水性パテ中の遊離ホルムアルデヒド限量量

測定項目	限量量	
	水性塗料	水性パテ
遊離ホルムアルデヒド (mg / kg)	≤ 100	

- 民用建築工事室内用溶剤型塗料と木器用溶剤型パテは、規定された最大希釈比例により混合した後、VOC とベンゼン、トルエン+キシレン+エチルベンゼンの含量を測定し、その限量量は、下表の規定に合致すること。

図表 室内用溶剤型塗料と木器用溶剤型パテ中の
VOC、ベンゼン、トルエン+キシレン+エチルベンゼン限量量

塗料類別	VOC (g / L)	ベンゼン (%)	トルエン+キシレン +エチルベンゼン (%)
アルコール酸類塗料	≤500	≤0.3	≤5
ニトロ類塗料	≤720	≤0.3	≤30
ポリウレタン類塗料	≤670	≤0.3	≤30
フェノリック・アルデヒド 錆止めペンキ	≤270	≤0.3	—
その他溶剤型塗料	≤600	≤0.3	≤30
木器用溶剤型パテ	≤550	≤0.3	≤30

- 民用建築工事室内用水性接着剤は、揮発性有機化合物 (VOC) と遊離ホルムアルデヒドの含量を測定すること。その限量量は下表の規定に合致すること。

図表 室内用水性接着剤中 VOC と遊離ホルムアルデヒド限量量

測定項目	限量量			
	ポリ酢酸ビニル 接着剤	ゴム類接着剤	ポリウレタン類 接着剤	その他接着剤
揮発性有機化合	≤ 110	≤250	≤100	≤350

物 (VOC) (g/L)				
遊離ホルムアルデヒド (g/kg)	≤1.0	≤1.0	—	≤1.0

- 民用建築工事室内用溶剤型接着剤は、揮発性有機化合物 (VOC)、ベンゼン、トルエン+キシレンの含量を測定すること。その限度量は下表の規定に合致すること。

図表 室内用溶剤型接着剤中の VOC、ベンゼン、トルエン+キシレン限度量

測定項目	限度量			
	ネオプレン接着剤	SBS 接着剤	ポリウレタン類接着剤	その他接着剤
ベンゼン (g/kg)	≤ 5.0			
トルエン+キシレン (g/kg)	≤200	≤150	≤150	≤150
揮発性有機物 (g/L)	≤700	≤650	≤700	≤700

- 民用建築工事室内用水性阻燃剤 (防火塗料を含む)、防水剤、防腐剤などの水性処理剤は、遊離ホルムアルデヒドの含量を測定すること、その限度量は、下表の規定に合致すること。

図表 室内用水性処理剤中の遊離ホルムアルデヒド限度量

測定項目	限度量
遊離ホルムアルデヒド (mg/kg)	≤100

- 民用建築工事で使用するアンモニアを放出される阻燃剤、コンクリート添加剤は、アンモニアの放出量が 0.10%を超えないこと。
- 民用建築工事で使用する接着木造材料は、遊離ホルムアルデヒドの放出量が 0.12mg/m³を超えないこと。
- 民用建築工事室内内装で使用する壁布・幕布などの遊離ホルムアルデヒドの放出量は、0.12mg/m³を超えないこと。
- 民用建築工事室内用壁紙中のホルムアルデヒド含量は、120mg/kg を超えないこと。
- 民用建築工事の室内には、国家によって使用禁止・制限される建築材料を使ってはならない。

- 民用建築工事室内内装で使用する木の床板およびその他木質の材料は、アスファルト、コールター類の防腐、防湿処理剤の使用を厳禁とする。
- 民用建築工事の室内内装は、ベンゼン・工業ベンゼン・石油ベンゼン・重質ベンゼンおよび混合ベンゼンを希釈剤と溶剤としての使用を厳禁とする。
- 民用建築工事の室内は、有機溶剤で施工用具を洗浄することを厳禁とする。

(g)-3. 運用状況

中国経済報刊協会と中国林産工業協会が共同で実施した調査結果である「合板・フローリング市場現状調査報告書」¹⁰⁷は、ホルムアルデヒド放出建材に対する監視体制が整っていない業界の現状を暴露している。中国 6 省・直轄市にある 17 カ所の建材卸売市場、20 社の合板・フローリングメーカー・買付業者、一般住宅を対象に調査した。その結果、ホルムアルデヒドの発散量が国の安全基準を超過する建材が一部で流通している実態を把握した。基準値を超過しているにも関わらず、「ホルムアルデヒド含有ゼロ」と謳って商品を販売する悪質業者も散見されたという。

合板やフローリングなどの建材市場の混乱は、中国で以前から伝えられてきた。2015 年 9 月上旬に上海市と四川省成都市の品質管理当局が発表したフローリング業界調査でも、問題製品の存在が指摘されている。上海市での同調査では、対象となったフローリング木材の 38%が不合格という結果。成都市でも、11 商品の不合格が明らかにされた。

中国製のフローリングを巡っては、その安全性を危惧する声が海外でも聞かれる。米大手放送局 CBS は今年 3 月、米フローリング木材販売大手のランバー・リクイダーターズが中国で製造した製品に基準を超えるホルムアルデヒドが含有していた——と報じた。これを受けて同社は 5 月、中国から輸入している問題商品の販売停止を発表。中国製フローリング木材の品質を調べるチームを結成した上で、調査結果が出るまで販売しないと宣言した。

(g)-4. 今後の予定

中国での建材に関する法規制の改正について情報は得られなかったが、前述の調査結果などからも分かるように、中国住宅・城郷建設部や国家質量監督検閲検疫総局が関連法令、

¹⁰⁷ 公式サイトにて閲覧不可。

特に国家標準の施行に対して、さらに厳格的に検査していく。また、中国建築材料企業協会¹⁰⁸も建築材料のグリーン発展を促進している。

¹⁰⁸ <http://www.bmemma.org/>

(h) 食品衛生

中国での食品安全に関わる最上位法に位置するものとして「食品安全法」がある。本法の最新版は 2015 年に公布されたもので、それより以前にあった 2009 年食品安全法を全面改正するものとなっている。この食品安全法の下で、「食品安全実施条例」、各種弁法（「食品生産許可管理弁法」や「食品リコール管理弁法」など）および各種標準（主なものとしては「食品添加剤の使用標準 GB2760-2014」）が制定されている。

(h)-1. 制定の経緯

中国における食品安全を目的とした主要制度は 1995 年の「食品衛生法」から始まったが、同法はその後 2009 年に「食品安全法」に替えられた。このときの大きな変更点として、それぞれの立法目的の違いが挙げられる（詳細は以下の通り）¹⁰⁹。

<p>1995 年 食品衛生法</p> <p>第 1 条 食品衛生を保証し、食品汚染及び有害要素及び人体に対する危害を防止し、国民の身体の健康を保障し、国民の体質を増強するため、本法を制定する。</p> <p>↓</p> <p>2009 年 食品安全法</p> <p>第 1 条 食品の安全を保証し、公衆の身体の健康及び<u>生命の安全</u>を保障するため、本法を制定する。</p>
--

具体的には、後者は身体の健康に留まらず、「生命の安全」にまで踏み込んだ内容となっている点である。この背景には、中国国内で 2000 年代に相次いで起きた食品安全に関わる事件がある（代表的なものとしては、2006 年に河北省で起きた「紅心鴨蛋事件」や山東省での「多宝魚事件」、2008 年の粉ミルクへのメラミンの混入事件など¹¹⁰）。

それから 6 年が経過した 2015 年に、再び食品安全法が全面的に改正されることとなった。同改正の主旨として、国務院は以下の 4 点を挙げている。

図表 食品安全法改正の主旨

項目	詳細
リスクの防止	生産者の自己検査制度、食品安全リスクモニタリングとアセスメント
全プロセスの監督管理	食品の製造、流通、飲食サービスの提供などの全てのプロセスでの管理。トレーサビリティ。輸出入食品の管理の明確化。
厳格な法的責任	民事賠償責任の強化、行政処罰の強化（罰金や許可証の剥奪など）。
社会全体での共同管理	食品安全情報に関する通報制度。食品安全責任保険制度。

¹⁰⁹ 石川(2010)「中国食品安全法令の新局面」 http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2010pdf/20100301052.pdf

¹¹⁰ 同上

また、このほかの注目すべき変更点としては以下の項目がある¹¹¹。

- 遺伝子組み換え食品に関する表示要求
- 特殊食品（保健食品、特殊医学用途調整食品、乳幼児調整食品など）に対する厳格な監督管理要求、など。

(h)-2. 現行の法令の内容

2015 年食品安全法の概要は以下の通りである¹¹²。

法令名	食品安全法
目的	食品の安全を保証し、公衆の身体の健康及び生命の安全を保障するため、本法を制定する。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> • 国務院 食品安全委員会 • 国務院 食品薬品監督管理部門（食品の生産、販売活動に対する監督管理） • 国務院 衛生行政部門（食品安全リスクモニタリングおよびリスク評価を行い、食品薬品監督管理部門と共同で食品安全国家基準を制定、公布する）
規制対象物質	食品添加剤： 食品の品質や色、香り、味を改善し、防腐、鮮度維持及び加工工程における必要性から食品中に添加される人工的に合成された物質または天然の物質を指し、栄養強化剤も含まれる（第 150 条）。
規制内容 ¹¹³	<ul style="list-style-type: none"> • 国は食品安全リスク評価制度を構築し、食品、食品添加剤、食品関連製品中の化学的及び物理的の危害に対してリスク評価を実施する（第 17 条）。 • 食品安全リスク評価の結果、食品、食品添加剤、食品関連製品が安全でないとの結論に至った場合、直ちに社会に公表し、消費者に食用または使用の中止を告知すると共に、対応する措置を講じ、当該食品、食品添加剤、食品関連製品の生産・販売の停止を確保しなければならない（第 21 条）。 • 国は食品添加剤の製造に対して許可制度を実施する（第 39 条）。

¹¹¹ JETRO(2015)「中国 改正食品安全法の概要」 [https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/02/e158fde3728ea430/ch_foodlaw_gaiyo.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/e158fde3728ea430/ch_foodlaw_gaiyo.pdf)

¹¹² なお、JETRO より本法の仮訳が公開されている。 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/02/a4e2198aab9fbd50.html>

¹¹³ 各条文の内容については、上記の JETRO 発行の日本語仮訳より引用。

	<ul style="list-style-type: none"> • 食品、食品添加剤、食品関連製品の製造者は、食品安全基準に基づいて、製造した食品、食品添加剤、食品関連製品を検査し、検査に合格した後に出荷または販売が行えるものとする（第 52 条）。 • 食品添加剤の製造者は、食品添加剤の出荷検査記録制度を確立し、検査出荷製品の検査合格証および安全状況を検査しなければならず、食品添加剤の名称、規格、数量、製造日または製造ロット番号、品質保証期限、検査合格証番号、販売日および購入者の名称、所在地、連絡先などの内容を事実に基づいて記録するとともに、関連証拠を保管しなければならない（第 59 条）。 • 包装済み食品の包装には、ラベルが付けられていなければならない。ラベルには下記の事項が明記されていること（第 67 条）。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称、規格、正味含有量、製造日 2. 成分または配合表 3. 製造者の名称、所在地、連絡先 4. 品質保証期限 5. 製品の基準コード 6. 貯蔵条件 7. 使用した食品添加剤の国家基準における通用名称 8. 製造許可番号 9. 法律、法規または食品安全基準に明記することが規定されているその他の事項 • 遺伝子組み換え食品を販売する場合には、規定に基づく表示を行わなければならない（第 69 条）。 • 食品添加剤は、ラベル、説明書および包装がなければならない（第 70 条）。 • 保健機能を有することを謳う健康食品は、科学的根拠を有していなければならない、人体に対して急性、亜急性または慢性の危害を与えるものであってはならない（第 75 条）。 • 輸入する食品、食品添加剤、食品関連製品は、中国の食品安全国家基準に適合してなければならない（第 92 条）。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> • 包装済み食品、食品添加剤を輸入する場合、中国語のラベルがなければならない。法に基づいて説明書を付する場合には、中国語の説明書を要する（第 97 条）。 • 輸入業者は、食品、食品添加剤の輸入及び販売の記録制度を構築し、食品、食品添加剤の名称、規格、数量、製造日、製造または輸入ロット番号、品質保証期限、国外輸出業者及び購入者の名称、所在地及び連絡先、納品日等の内容を事実に基づいて記録すると共に、関連証憑を保管しなければならない（第 98 条）。
--	--

以上が主要な上位法に関する概要だが、食品添加剤に関して、より詳細な要件を定めたものが「食品添加剤の使用標準 GB2760-2014」である¹¹⁴。本標準はそれまでの GB2760-2011 に替わるもので、2014 年 12 月 31 日に公布された。GB2760-2014 のなかでも「3. 食品添加剤の使用原則」では、食品添加剤を使用する上での基本要件が規定されており、その具体的な内容は次の通りである。なお、以下のうち 3.4.2 は、GB2760-2014 で新たに追加された箇所である。

食品添加剤の使用標準 GB2760-2014¹¹⁵

3. 食品添加剤の使用原則

3.1 食品添加剤を使用する場合には、以下の基本の要件を満たしていなければならない。

- a. 人体に危害を与えてはならない。
- b. 食品の腐敗変質を隠蔽してはならない。
- c. 食品自体または加工の過程での品質に欠陥があってはならない。または混入、偽者の混入、偽装を目的として食品添加剤を使用してはならない。
- d. 食品自体の栄養価値を低下させてはならない。
- e. 予期される効果が達成される前提の下で、出来る限り食品における使用量を減らすようにしなければならない。

3.2 以下に列挙する状況に当てはまる場合には、食品添加剤を使用できる。

- a. 食品自体の栄養価値を保持または高める場合。
- b. 若干の特別用途食品に必要な配合材料または成分である場合。
- c. 食品の品質及び安定性を高め、その感官特性を高める場合。
- d. 食品の生産、加工、パッケージ、運搬または貯蔵に役立つ場合。

¹¹⁴ GB2760-2014 の日本語仮訳は JETRO より公開されている。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/foods/pdf/ch_foodadditives.pdf

¹¹⁵ JETRO 発行の日本語仮訳より該当部分を引用。

3.3 食品添加剤の質量基準

本標準に基づいて使用する食品添加剤については、対応する質量規格の要件を満たしていなければならない。

3.4 使用原則

3.4.1 下記に列挙する状況における食品添加剤については、食品原料（食品添加剤を含む）を通じて食品中に使用することができる。

- a. 本標準に基づき、食品原料中での使用が認められた当該食品添加剤である場合。
- b. 食品原料中での当該添加剤の使用量が認められた最大使用量を超過していない場合。
- c. 正常な生産加工条件の下でこれらの原料を使用し、かつ食品中での当該添加剤の含有量が原料に使用するレベルを超過していない場合。
- d. 原料から食品中に使用する当該添加剤の含有量が、直にその当該食品中に添加される通常の必要なレベルを大幅に下回っている場合。

3.4.2 ある食品原料を特定の最終製品の原材料とする場合には、上述の特定の最終製品の添加剤をこれらの食品原料中に添加するのが認められると同時に、当該添加剤の最終製品中の含有量も本標準の要件を満たしていなければならない。前述の特定食品原料のラベル上には当該食品原料を上述の特定食品の生産に用いていることを明確に表示しなければならない。

食品添加剤のリストは GB2760-2014 の付録 A で規定され、食品添加剤ごとに各自の名称、CNS 番号（中国番号システム）、INS 番号（国際番号システム）、機能、使用可能な食品、最大使用量、備考が記載されている。例としてアミノ酸については以下の通りである。

（例）アミノ酸

CNS 番号：12.007 INS 番号：640

機能：旨味調味料

食品分類番号	食品名称	最大使用量 (g/kg)	備考
08.02	カット済み肉製品	3.0	
08.03	調理肉製品	3.0	
12.0	調味料	1.0	
14.02.03	野菜フルーツジュース (シロップ) 類ドリンク	1.0	固体ドリンクは、希釈倍数に応じて使用量を増やす。
14.03.02	植物タンパクドリンク	1.0	固体ドリンクは、希釈倍数に応じて使用量を増やす。

(h)-3. 法令の運用状況

中国における食品安全について、2016 年に食品薬品監督管理総局は全国で 25.7 万件の食品抽出検査を行った¹¹⁶。全体の合格率は 96.8%に上り、2015 年と同じ水準、2014 年より 2.1 ポイント高いという結果であった。2014 年から 2016 年までの抽出検査状況を見ると、食品添加剤をはじめ、調味料、飲料、果物製品、卵製品、水産品、澱粉類と製品、豆製品、健康食品など 9 種類の抽出検査合格率は年々上昇している。社会的注目度の高い品種と指標は、例え乳製品と幼児用調合食品にはメラミン、小麦粉にはアフラトキシン B1、卵製品にはスーダンレッド、落花生油にはアフラトキシン B1、ドライフルーツには生菌総数、飲食業自家製発酵麺類製品には甘味料などの抽出検査合格率も年々上昇してきているという。

一方で、2016 年の抽出検査における不合格製品の原因とその内訳は下図の通りで、最も多いものは食品添加剤に関する不合格であった。

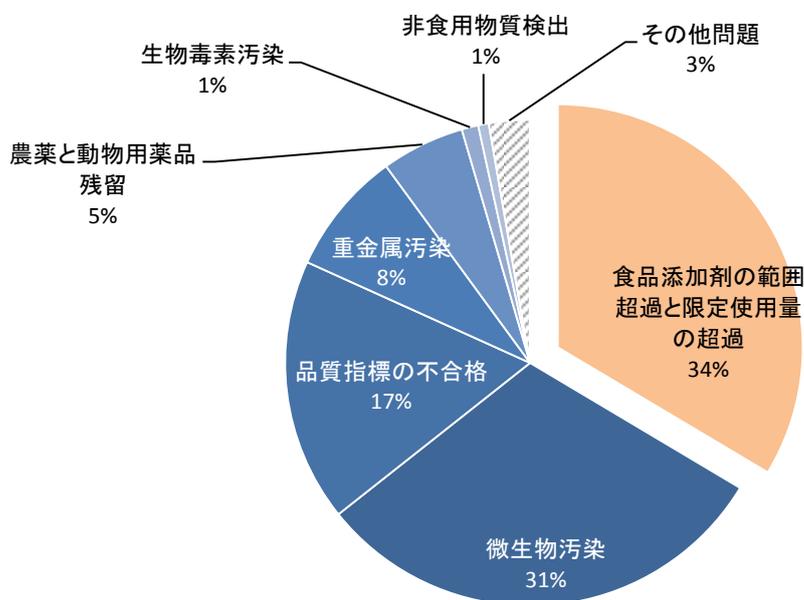


図 2016 年食品検査での違反内訳¹¹⁷

これらの問題を引き起こす主な原因としては以下の 3 点が挙げられている。

1. 源流の汚染、土壌を含む水源等環境汚染による重金属と有機物が動植物の体内に蓄積、農薬と動物用薬品、農業投入規則違反による農薬動物用薬品の残留超過。
2. 生産経営プロセス管理の不徹底。例えば生産、輸送、貯蔵プロセスあるいは環境と衛生条件の管理が不適切、製造工程の不合理、出品品質検査の怠慢など。
3. 現場の監督管理担当者の総合能力レベルと素質は監督管理任務に適していない。

¹¹⁶ <http://www.sda.gov.cn/WS01/CL1199/168583.html>

¹¹⁷ 食品薬品監督管理総局発表のプレスリリースよりエンヴィックス作成
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL1199/168583.html>

抽出検査において発見された問題に関して国家食品薬品監督管理総局は、各地の食品薬品監督管理部門を組織して不合格食品及びその生産経営主体への処罰措置を迅速に講じた。2016 年に処分した生産経営主体は合計 9264 社、没収品と罰金の総額は 1.2 億元、販売停止封印保存食品 428.2 トン、回収 326.9 トンに達した。

中国の習近平国家主席が示した「食品安全リスクに対し厳重に防止、厳正に管理、厳格に抑制、公衆の食に対する安心を確報する」という重要指示を徹底的に実行させるため、特に以下に示す 4 点を意識し、国家食品薬品監督管理総局は 2017 年にも引き続き全国各地の食品薬品監督管理部門を組織して抽出検査の仕事を推し進めるといふ。

1. 明白な目標設定の原則を堅持すること。重点地区、重点品種、重点プロジェクトと大手企業を核心的目標にする。国、省、市、県の 4 行政単位にそれぞれの目標設定ポイントがあり、特に農薬と動物用薬品残留問題、重金属及び環境汚染等要因に引き起こされた食品安全問題の管理、国民に密接な関係のある飲食業食品への抽出検査力度と頻度を強化する。
2. 全範囲をカバーする原則を堅持すること。点と面の両方を配慮し、区域、企業、品種、プロジェクト、プロセスと業態を全面的にカバーする。
3. 計画的抽出検査と専門的特別抽出検査の組み合わせ原則を堅持すること。社会の反応がより激しく、季節性と突発性などに応じて、迅速かつ有効的な専門特別抽出検査を組織する。
4. 抽出検査の効率と質を同時に重んじること。抽出検査作業の質、特別取り締まり工作の効果と区域食品安全状況等に対して、食品安全評価のための抽出検査作業を組織展開することを模索する。同時に経営面での食用農産品の監督抽出検査作業を強化する。集中交易市場の記録データの構築を通じて、管轄区内のリスク品種と項目リストを作り、迅速な通告、抽出検査結果の公布、不合格製品の由来と流れ等を遡って追及措置を講じ、食用農産品の安全を更なる促進を行う。

このほか、国家食品薬品監督管理総局は、そのホームページにて検査結果を適宜発表し、法令違反企業やその違反内容などを公開している¹¹⁸。

(h)-4. 今後の予定

食品安全法に基づき制定された下位法令が食品安全実施条例¹¹⁹であるが、その改正も現在検討されている。2016 年 10 月 19 日には同条例の改正案第二稿が国務院より公開された¹²⁰。

¹¹⁸ <http://www.sfda.gov.cn/WS01/CL1199/>

(h)-5. その他

2016 年には食品接触材に関する複数の国家標準が改正されたことも特筆すべき点である。基本となる「食品安全国家標準 食品接触材料および製品の一般安全要求 GB4806.1-2016」をはじめ、計 53 の食品安全に関する国家標準が中国・国家衛生・計画生育委員会より 2016 年 11 月 18 日に公布された¹²¹。このうち、主な標準は以下の通りである。

- GB 4806.1-2016 食品安全国家標準 食品接触材料および製品の一般安全要求
- GB 4806.3-2016 食品安全国家基準 琺瑯製品
- GB 4806.4-2016 食品安全国家基準 セラミックス製品
- GB 4806.5-2016 食品安全国家基準 ガラス製品
- GB 4806.6-2016 食品安全国家基準 食品接触用プラスチック樹脂
- GB 4806.7-2016 食品安全国家基準 食品接触用プラスチック材料および製品
- GB 4806.8-2016 食品安全国家基準 食品接触用紙と紙ボール材料および製品
- GB 4806.9-2016 食品安全国家基準 食品接触用金属材料および製品
- GB 4806.10-2016 食品安全国家基準 食品接触用塗料およびコーティング
- GB 4806.11-2016 食品安全国家基準 食品接触用ゴム材料および製品
- GB 9685-2016 食品安全国家基準 食品接触材および製品への添加剤の使用

このほかに同時に公布されたものとしては GB 31604.11～49 があるが、こちらは移行試験方法を規定したものとなっている（例えば、GB 31604.48-2016 はホルムアルデヒドの移行量の試験方法を定めている）。

¹¹⁹ 具体的な内容については NITE(2010)で言及されている。

¹²⁰ 同改正案第二稿について、中国語原文は以下より閲覧可能。

<http://zqyj.chinalaw.gov.cn/readmore?id=1362&listType=1>

また、日本語仮訳は JETRO より公開されている。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/foods/pdf/sanitation_201611.pdf

¹²¹

<http://www.nhfpc.gov.cn/sps/s7891/201611/06ed87a09dad4cf6aee48cd89efbef35.shtml>

(i) 排出規制（大気、水質、土壌）

中国では、排出規制に関する法令は、「大気汚染防止法」および「水質汚染防止法」である。土壌汚染防止に関する法律は現在策定中である。しかし、中国全土における土壌汚染防止の行動綱領となる「土壌汚染防止行動計画」は 2016 年 5 月 28 日に公布され、今後の目標や措置が明確にされた。

【大気】**(i)-1-1. 制定の経緯**

「大気汚染防止法」は、現在公布されている 9 の環境保護関連法の 1 つであり、大気汚染防止分野における基本法である。1987 年に制定され、管理監督責任の所在、中央政府と地方政府との役割の分担、汚染物質排出者の法的責任等に関する規定が定められた。

1995 年、2000 年および 2015 年に改正された同法は、固定発生源、移動発生源のいずれも規制の対象としており、規制対象物質の濃度基準が設定されている。事業者に対する措置義務を課し、罰則を適用する形で規制を行っている点においては、日本の大気汚染防止法と共通しているが、事業者だけではなく地方政府も規制の対象となっているところが特徴である。

(i)-1-2. 現行の法令の内容

2015 年に公布された現行の大気汚染防止法の内容は以下の通り。

法令名	大気汚染防止法
URL	http://www.zhb.gov.cn/ztbd/rdzt/gwy/wj/201509/t20150906_309355.htm
目的	環境を保護・改善し、大気汚染を防止し、公衆の健康を保障し、エコ文明建設を推進し、経済社会の持続可能な発展を促進する。
所轄官庁	環境保護部、公安部門、鉄道部門など
規制対象物質	各種標準にて規定されている物質
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> 企業・事業者が大気環境に影響を及ぼすプロジェクトを建設する際は、法に従って環境影響評価を行い、環境影響評価書を公開しなければならない。大気汚染物質を排出する場合は、大気汚染物質排出基準に適合し、重点大気汚染物質排出総量規制要求を遵守しなければならない（第 18 条）。 工業排ガスもしくは本法第 78 条に定めるリストに列記された有毒有害

	<p>大気汚染物質を排出する企業・事業者、集中暖房設備の石炭熱源生産運営事業者およびその他の汚染排出許可管理対象となる事業者は、汚染排出許可証を取得しなければならない。汚染排出許可の具体的方法と実施手順は国務院が定める（第 19 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業・事業者およびその他の生産経営者が大気中に汚染物質を排出する場合は、法令および国務院環境保護主管部門の定めに従い、大気汚染物質の排出口を設置しなければならない。秘密裏の排出、監視データの改ざんもしくは偽造、現場検査回避を目的とする臨時休業、非緊急時の緊急排出口の開放、大気汚染防止施設の異常運転などの方法によって監督管理を忌避して大気汚染物質を排出することを禁ずる（第 20 条）。 • 国は重点大気汚染物質排出に対して総量規制を実施する。重点大気汚染物質排出総量規制目標は、国務院環境保護主管部門が国務院関係部門および各省・自治区・直轄市政府の意見を求めたうえで、国務院経済総合主管部門と共同で国務院に報告し、許可された後に公布・施行される。国は重点大気汚染物質の排出権取引を段階的に推進する（第 21 条）。 • 企業・事業者は、国の関連規定と監視規範に従い、排出する工業排ガスと本法第 78 条に定めるリストに列記された有毒有害大気汚染物質を監視測定し、監視記録を保存しなければならない。うち、重点汚染排出事業者¹²²は、大気汚染物質排出自動監視設備を設置・使用し、環境保護主管部門の監視設備とネットワーク接続し、監視設備の正常運転を保証し、法に従い排出情報を公開しなければならない。監視の具体的方法と重点汚染排出事業者の条件は、国務院環境保護主管部門が定める（第 24 条）。 • 重点汚染排出事業者は、自動監視データの信頼性と正確性に責任を負わなければならない。環境保護主管部門が重点汚染排出事業者の大気汚染物質排出自動監視設備から送られるデータに異常を発見した場合には、速やかに調査を行わなければならない（第 25 条）。
--	--

¹²² 重点汚染排出事業者リストは、区設置市級以上の地方政府環境保護主管部門が国務院環境保護主管部門の規定に従い、管轄行政区域の大気環境収容力、重点大気汚染物質排出総量規制指標の要求および汚染排出事業者の排出する大気汚染物質の種類、数量および濃度などに基づき、関係部門と協議して決定し、社会に公表する。（大気汚染防止法 第 24 条第 2 項）

2015 年に改正された大気汚染防止法だが、それまでの 2000 年大気汚染防止法と比較した場合の特徴は以下の 4 点である。特に、4 番目の罰則強化については、中国政府が最も力を入れている点と言える。

1. 地方政府責任制の強化および地方政府への監督強化。
2. 発生源対策の堅持。経済発展方式の転換、産業構造とエネルギー消費構造の調整などに向けた制度整備を推進する。
3. 主要問題における重点対策。大気汚染主要発生源である石炭燃焼、工業、自動車について具体的な規定を設け、重点地域汚染対策の連動と重度汚染天気への対応策などに対する要求を明確にした。
4. 罰則の強化。改正法の全 129 条のうち、30 の条項が法的責任に関する内容であり、実施可能性の向上のため、具体的罰則として 90 種類が盛り込まれている。2000 年法における大気汚染事故を引き起こした企業に対する罰金“最高 50 万元（約 1000 万円）”という上限を撤廃し、倍数で罰金を課することができるようになった。一般的な大気汚染事故では直接的な損失額の 1～3 倍の罰金額を、重大な汚染事故の場合は 3～5 倍の罰金額を算定する。また、許可証無しでの排出、基準超過の排出、粉塵を発生しやすい物質に対し有効な措置を取らないなどの違法行為をし、罰金を課されても改善がみられない企業に対しては、汚染が発生した日から是正措置が講じられるまで毎日罰金が加算されるようになる。すなわち、改正法の実施により、企業の環境法令違反に関する費用が大幅に増大する可能性があるということである。

このほか、2015 年改正法では、自動車排ガス対策についても言及している。通行に影響しない前提下、停車時間が 3 分以上の場合は、車のエンジンを切ることを奨励する。また、自動車及びオフロード特殊自動車（NRMM : Non-Road Mobile Machinery）の環境保護リコール制度を構築する。さらに、熱く議論された自動車ナンバーによる通行規制に関して、今回の改正で権限移譲を規定しなかったが、今後地方政府は通行規制を実施する前に、まず政府規章を制定しなければならない。そして、政府規章実行 2 年後、規制を継続にする場合は、現地の人民代表大会又は常務委員会に地方法規の制定を申請しなければならないと規定している。

大気汚染防止法のもとでは様々な国家標準が制定されているが、以下はその一例である。

- 環境大気質標準（GB 3095-2012）
- 大気汚染物質総合排出標準（GB 16297-1996）
- ボイラー大気汚染物質排出標準（GB 13271-2014）
- 工業窯炉大気汚染物質排出標準（GB 9078-1996）
- 悪臭汚染物質排出標準（GB 14554-1993）

(i)-1-3. 法令の運用状況

環境保護部は、2016 年 6 月 2 日、「2015 中国環境状況公報」¹²³を公表した。本「公報」によると、2015 年の都市部の大気質は良好であった。地級レベル以上の 338 都市のうち、73 都市（21.6%）の大気質は環境大気質基準¹²⁴に合致していた。480 都市で行われた雨水の pH 測定の結果では、酸性雨汚染のある都市は 22.5%を占め、酸性雨の発生頻度は 14%であった。酸性雨汚染の大半は硫酸型であり、主に長江以南および雲貴（雲南・貴州）高原の東部地区にあった。

しかし、2015 年 12 月 8 日～10 日および 12 月 19 日～22 日に、中国初となる大気汚染に係る「赤色警報」が 1 ヶ月間で 2 度発令され、工業操業の停止、車両ナンバー走行規制、学校休校などの措置が取られていた。健康に影響する深刻な状況が続いていると見られる。

また、環境保護部が公表した「2016 年 9 月および第 1～第 3 四半期の中国主要地域と 74 都市における大気質の観測データ」によると、2016 年第 1～第 3 四半期は、大気質の状態が良好だった日数は地級市以上の 338 都市の平均で 80.3%（前年同期に比べ 2.6%増）で、PM2.5、PM10 ともに平均濃度が前年より減少し、大気質は改善傾向が見られた。特に、北京では PM2.5、PM10、オゾン（O3）の平均濃度が減少。珠光デルタの 9 都市では、PM2.5、PM10 ともに平均濃度が減少し、月間平均濃度は国の環境基準（2 級）を達成したという。一方、9 月は、良好な大気質の日数は全体の 84.8%（前年比 5.1%減）で、PM2.5 と PM10 の平均濃度は前年より上昇した（長江デルタの 25 都市と珠光デルタの 9 都市では減少）。北京-天津-河北地域の 13 都市ではさらに O3 の平均濃度も上昇した。中国全土、とりわけ京津冀、長江デルタ、珠江デルタなどの重点地域における O3 汚染は重要な課題である。

2015 年における 338 の地級レベル以上都市で観測された各指標の濃度割合は下図の通り。

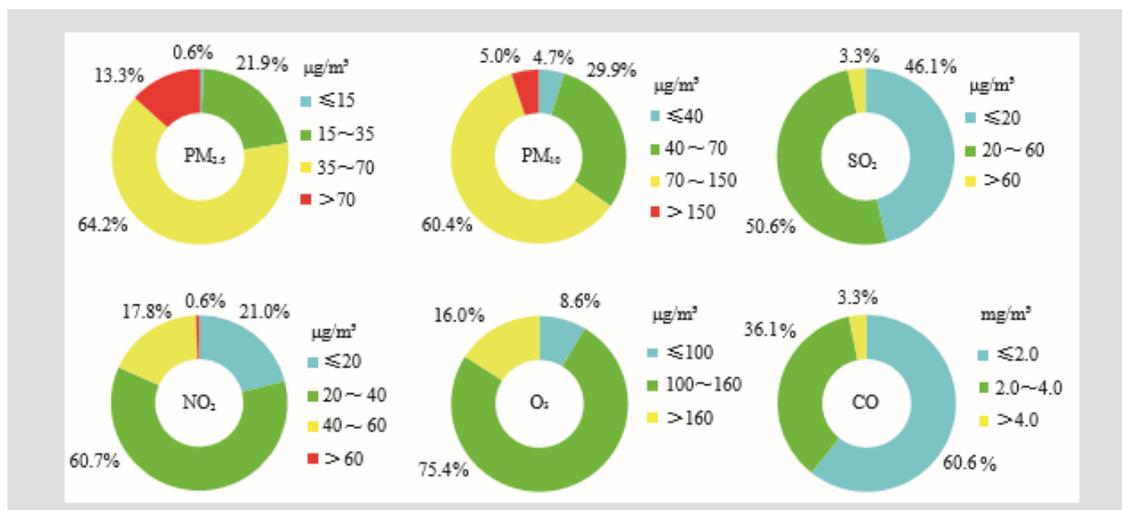
¹²³ 2015 中国環境状況公報の原文は次の URL にて閲覧できる。

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/qt/201606/t20160602_353138.htm

¹²⁴ 環境大気質基準 GB3095-2012（2012 年 2 月 29 日改正、2016 年 1 月 1 日より施行）

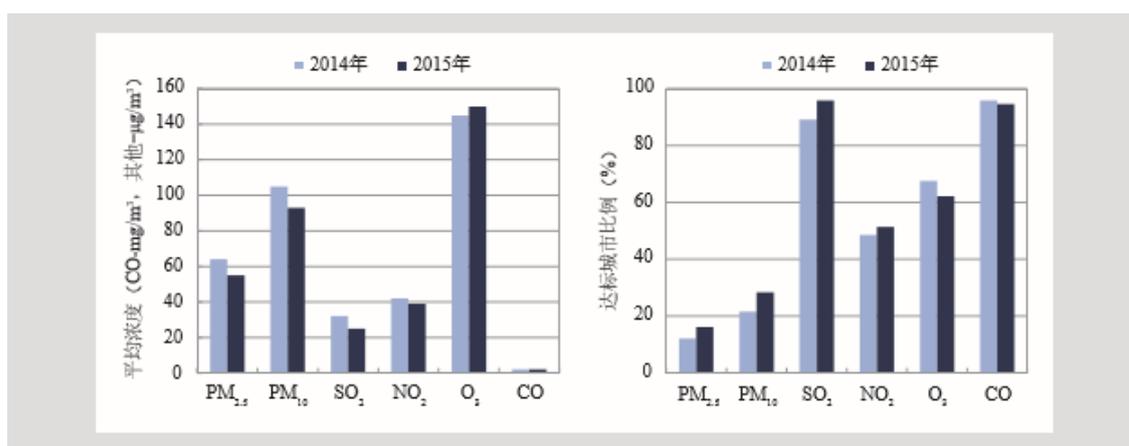
<http://kjs.mep.gov.cn/hjbhzbz/bzwb/dqhjbh/dqhjzlbz/201203/W020120410330232398521.pdf>

本基準における主要汚染物質の基準値は参考資料 1 を参照。



図表 地級レベル以上都市で観測された各指標の濃度割合¹²⁵

また、新標準第一段階のモニタリング対象 74 都市での大気汚染物質 6 項目に関する、2014 年と 2015 年データの比較は以下の通り。



図表 モニタリング対象 74 都市における 6 項目の汚染物質の年間比較¹²⁶

環境保護部以外では、中国工程院が 2016 年 7 月 5 日、「『大気汚染防止行動計画』の中間評価報告書」を公表し、(後述する)大気汚染防止行動計画(大気十条)および大気汚染防止法の施行により得られた効果についての現状を示した。その内容は以下の通りまとめられる。

¹²⁵ 環境保護部「2015 中国環境状況公報」

<http://www.mep.gov.cn/hjzl/zghjzkgb/lnzghjzkgb/201606/P020160602333160471955.pdf>

¹²⁶ 同上

- 「大気十条」で決められた各主要措置の実施効果を分析すると、重点業界に対する基準値の引上げ、産業構造の調整および石炭ボイラーの改善が、排出量削減に最も貢献度の高い措置であった。また、老朽車両の淘汰および燃油品質の向上は、窒素酸化物排出削減幅の 9%相当の効果を上げた。
- 大気質は、気象条件（天気具合）に直接影響し密接な関係があるが、「大気十条」実施後の 2014 年および 2015 年は、重点地区の気象条件は、2013 年と比べてやや不利または変化なかったため、大気質の改善に役立ってなかった。従って、大気質が改善された理由としては、各規制措置が実行されたことにより、汚染物質排出量が削減されたことが挙げられる。
- 中国全土、とりわけ京津冀、長江デルタ、珠江デルタなどの重点地域におけるオゾン（O₃）汚染は重要な課題である。モニタリングデータによると、2014 年と比べ、2015 年には重点地域の 161 都市では 1 日の O₃ の平均値が基準値を超えた日数が 0.8%増加した。O₃ は PM2.5 と密接な関連性がある。「大気十条」は、多様な汚染物質の共同規制を強調しており、決められた具体的な措置は PM2.5 排出量を削減させたと同時に、O₃ を作り出す主な前駆体も規制した。しかし、O₃ に係るメカニズムは非常に複雑で、O₃ 大気質を改善するためには、NO_x および VOCS 排出量を大幅に削減するとともに、一定の比率に基づき「排出共同削減」を実施する必要がある。この点、「排出共同削減」には引き続き課題があると見られた。
- 自動車排ガスは、大・中都市の大気汚染の主要な汚染源であり、それを管理するために、以下の措置が提案された。
 - 新「大気汚染防止法」に基づき、自動車の環境保護基準達成監督管理制度を構築・整備する。加えて環境保護リコール制度および修理・メンテナンスシステムの構築を研究する。
 - 自動車および石油製品の基準を厳格に実施する。2018 年には、中国全国で第 5 段階自動車用燃料標準全面的に実施する。

中国の大気汚染の現状について、参考までに筆者が 2017 年 2 月に北京を訪問した際に撮影した写真を以下に掲載する。



図表 北京北三環路（2016年2月14日撮影）



図表 清華大学正門内（2016年2月14日）

(i)-1-4. 今後の予定

日本でも多く報道されているように、中国の大気汚染は非常に甚大な影響を社会に及ぼしている。このような問題の解決に向けて公表された文書が「大気汚染防止行動計画¹²⁷」、通称「大気十条」と呼ばれるものである。大気十条は 2013 年に公布されたもので、2017 年に向けた目標を掲げている。具体的な目標と対策は下表の通り。

図表 大気十条の目標と対策

項目	詳細
目標	2017 年までに、全国の地級クラスおよびそれ以上のクラスの都市において、微小粒子状物質濃度が 2012 年比で 10%減少させる。状態の優良な天候の日数を

¹²⁷ 大気汚染防止行動計画の原文は以下より閲覧可能である。

http://www.gov.cn/zwggk/2013-09/12/content_2486773.htm

	年々増加させる。京津冀、揚子江デルタ、珠江デルタ等の地域において微小粒子状物質濃度をそれぞれ 25%、20%、15%前後に引き下げ、なかでも北京市においては微小粒子状物質の濃度を 60 マイクログラム/m ³ 前後までに抑える。
対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合対策を強化し、汚染物質の排出を減少させる。 2. 産業構造を最適化し、産業の転換・アップグレードを促進する 3. 企業の技術改造を加速し、科学技術面のイノベーション能力を向上させる 4. エネルギー構造の調整を加速し、クリーンエネルギーの供給を増加させる 5. 産業における省エネ・環境に関する要求を向上させ、産業の空間分布を最適化させる 6. 市場メカニズム作用を発揮させ、環境経済政策の健全化を図る 7. 法規制システムを健全化させ、法律に従い監督管理を厳格化させる 8. 地域協力メカニズムを構築する 9. 監視予報・応急システムを構築し、重度の大気汚染場合に適切に対応する 10. 政府・企業・社会の責任を明確にし、環境保全取り組みへの市民参加を促す

【水質】

現在中国で有効な水質汚染規制の最上位法は 2008 年の「水質汚染防止法」である¹²⁸。本法にもとづき、「水質汚染防止法実施細則」、「城鎮排水・汚水処理条例」、「城鎮供水条例」、「水質汚染防止行動計画」などの行政法規および「重点工業業種における用水効率指南」や「農村部飲用水水源地環境保全プロジェクトの建設・投資指南」などの部門規章が制定され、さらに、「汚水総合排出標準」(GB 8978-1996) や「汚水汚染物質排出総量観測技術規範」(HJ/T 92-2002) などの各種標準が制定されている。

(i)-2-1. 制定の経緯

水質汚染防止対策については、基本法である「水質汚染防止法」は現在公布されている 9 つの環境保護関連法のひとつであり、1996 年、2008 年に 2 回改正された。特に、2008 年の改正では、重点汚染物質の排出総量規制制度が導入されている。このほか、農地灌漑水、漁業水質、汚水、地下水品質基準などの環境基準が整備されている。

さらに、「水十条」と呼ばれる「水質汚染防止行動計画」、「全国地下水汚染防止対策計画」、「長江中下流域水質汚染防止対策計画(2011-2015 年)」、「第 12 次 5 ヶ年計画」のほか、いくつもの法令、国家環境保護標準が公表されている。

(i)-2-2. 現行の法令内容

水質汚染防止法について、現在有効である 2008 年版に関する詳細は NITE(2010)で報告済みであるため、重要事項部分のみを引用し、その他の項目についてはここでは割愛する。

法令名	水質汚染防止法
URL	http://www.gov.cn/flfg/2008-02/28/content_905050.htm
所轄官庁	環境保護部など
目的	本法は、水質汚染を防止し、環境を保護・改善し、飲用水の安全を保障し、経済社会の全面的な協調と持続可能な発展を促進する。
規制対象物質	各種標準にて規定されている物質
規制内容	<p>企業の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、汚染物排出許可制度を実施する。すなわち、廃水・汚水を排出する企業は、汚染物排出許可証を取得しなければならない。取得に関する実施手順は国务院の規定による(第 20 条)。

¹²⁸ 「水質汚染防止法」以外にも、水資源管理を規制する法律として「水法」と「水土保持法」があるが、これらは汚染対策を主眼にしたものではないため、本調査では割愛する。

	<ul style="list-style-type: none"> • 廃水・汚水を排出する事業所は、汚染物質の種類、量、濃度を所管部門に申告・登記しなければならない。その際、水質汚染防止に関する技術資料が必要。また、国 務院の規定に基づいて排出口を設置しなければならない（第 21 条、22 条）。 • 廃水・汚水を排出する企業は、国務院の規定に従ってモニタリングを行い、結果を 記録しなければならない。重点汚染物排出企業は、自動モニタリング設備の設置義務を有す（第 23 条）。 • 直接水域に汚染物を排出する企業は、汚染物質の種類、量、汚染物排出費徴収基準 に基づいて、汚染物排出費を納めなければならない。また水質汚染物排出費は汚染 防止のために利用し、他の目的に流用してはならない（第 24 条）。 • 国は水質汚染をもたらす企業に対して、技術改造や排出量の削減を要求しなくてはならない（第 40 条）。 • 国は飲用水水源保護区制度を制定する。保護区内に汚染物排出口を設置することは 禁止される（第 57 条、58 条）。
--	--

具体的な排水基準だが、現在中国では、工業排水排出における各種基準を概ね作成済みである。2011 年以降に新たに制定された主な排水基準については下表にまとめる。なお、排出基準が策定されていない業界に関しては、1996 年に施行された「汚水総合排出基準」（GB8978-1996）を遵守することとなっている。

図表 2011 年以降に新たに制定された各種排水基準

基準名	コード
合成樹脂工業汚染物排出基準	GB 31572-2015
石油製錬工業汚染物排出基準	GB 31570-2015
再生銅、アルミ、鉛、亜鉛工業汚染物排出基準	GB 31574-2015
無機化学工業汚染物排出基準	GB 31573-2015
電池工業汚染物排出基準	GB 30484-2013
製革及び毛皮加工工業水汚染物排出基準	GB 30486—2013
合成アンモニア工業排水汚染物排出基準	GB 13458—2013
クエン酸工業水汚染物排出基準	GB 13458—2013
麻繊維加工工業水汚染物排出基準	GB 28938—2012

基準名	コード
毛織物加工工業水汚染物排出基準	GB 28937-2012
製糸工業水汚染物排出基準	GB 28936-2012
紡績染色工業水汚染物排出基準	GB 4287-2012
コークス化学工業汚染物排出基準	GB 16171-2012
鉄合金工業排水汚染物排出基準	GB 28666-2012
鉄鋼採選工業排水汚染物排出基準	GB 28661-2012
弾薬装薬業界工業水汚染物排出基準	GB 14470.3-2011
ゴム製品業界工業汚染物排出基準	GB 27632-2011
発酵アルコールと白酒工業水汚染物排出基準	GB 27631-2011
自動車修理業水汚染物排出基準	GB 26877-2011
バナジウム業汚染物排出基準	GB 26452-2011
リン化肥工業水汚染物排出基準	GB 15580-2011
レアアース工業水汚染物排出基準	GB 26451-2011

またこのほかにも、各地域ベースの現地での状況に基づき、国家基準を上回る地方レベルの排出基準を構築するケースも多い。太湖流域がその典型的な事例であり、同地域が独自の「太湖地域都市部排水処理場及び重点工業業界主要汚染物排出制限値 DB32/1072-2007」を実施となっている。当該地域に位置する企業はそれを順守する必要がある。

(i)-2-3. 法令の運用状況

前述の「2015 中国環境状況公報」によると、中国全国で 423 の主要河川および 62 の重点湖・ダム並びに 967 の国家レベルの地表水測定断面に対して水質測定を行い、I~III 類、IV~V 類、劣 V 類の水質はそれぞれ 64.5%、26.7%、8.8%を占めた。5118 ヶ所の地下水水質を測定した結果、優・良・やや良く・やや劣る・劣るレベルの割合はそれぞれ 9.1%、25%、4.6%、42.5%、18.8%であった。そして、中国全国で地級レベル以上の 338 都市において集中式飲用水の水源地から抽出された 355 億 4300 トンの水について水質測定を行い、97.1%、約 345 億 600 トンの水は基準を満たしていた。

また、排水中の主要汚染物である化学的酸素要求量 (COD) とアンモニア性窒素に関して、2015 年のそれぞれの排出量は 2223.5 万トンおよび 229.9 万トンだった。この値は 2014 年、2010 年と比べて、COD は 3.1%、12.9%減少、アンモニア性窒素は 3.6%、13%減少という結果である。

(i)-2-4. 今後の予定

大気と同様に、2015 年に「水汚染防止行動計画」が公表された（通称、「水十条」）。本計画には具体措置 238 件が含まれ、そのうち改善強化措置 136 件および研究模索措置 12 件に加え、改革・革新類重点措置 90 件が挙げられている。本行動計画は、中国における今後の水汚染防止事業のガイドラインとなる重要な政策であり、長らく発表が待たれていた。中国における水質汚染の深刻さと汚染防止事業の難しさ、および長期的な観点を踏まえて、「節水優先・空間均衡・総合対応・同調施策」の原則のもと、重点汚染物質、重点産業、重点地域を優先して、水環境質の改善を図る方針を示したものとなっている。具体的な目標と対策は下表の通り。

図表 水十条の目標と対策

項目	詳細
目標	<ul style="list-style-type: none"> • 2020 年まで 全国の水環境質を段階的に改善し、深刻に汚染された水系を大幅に減らすとともに、飲用水安全保障レベルを引き上げる。また、地下水の過剰採取に歯止めをはけて、地下水汚染の深刻化を食い止める。沿岸海域の環境質を維持・改善し、京津冀、長江デルタ、珠江デルタ等の地域水生態環境を改善する。 • 2030 年まで 全国水環境質を全体的に改善し、水生態系機能を回復させる。 • 21 世紀半ば 生態環境質を全面的に改善し、生態系の好循環を実現させる。
対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全面的に汚染物質の排出を抑える。工業、城鎮生活、農業・農村、船舶・港湾等の汚染源に対し、相応の排出削減措置を定める。 2. 経済構造の転換およびアップグレードを推進し、立ち遅れた生産能力の淘汰を加速させる。合理的な産業の分布・構造・規模を確定し、工業水、再生水、海水の利用などを通じて循環発展を推進する。 3. 水資源の節約・保護を強化する。厳格な水資源管理制度を施行し、用水総量を抑えて用水効率を引き上げるとともに、水量配分を強化し、重要河川の流量を保障する。 4. 科学技術支援を強化する。優れた技術の応用普及を推進し、基礎研究と先端技術の研究開発を強化し、環境産業・市場への管理を強化し、環境サービス業の成長を促進する。 5. 市場メカニズムを活用する。水道料金改革を加速し、料金徴収政策・税收政策を完備させ、投資の多元化を図り、水環境改善に有利なインセンティブメカニズムを確立する。 6. 環境関連法律を厳格に従って監督管理する。環境違法行為と違法建設プロジェクトを厳格に取り締まり、行政法執行と刑事司法との連携を強化し、水環境監視測定網整備を推進する。

	<p>7. 水環境管理を強化する。環境汚染対策の目標管理を強化し、汚染物質総量規制制度の活用を深化させる。各種類の環境リスクを低減させ、汚染排出許可制度を全面的に実施する。</p> <p>8. 水生環境の安全を保障する。飲用水水源の安全を保障し、地下水汚染を防止する。重点流域の水汚染防止を強化し、良好水系及び海環境保護を強化する。都市部にて「黒臭水」対策を講じ、直轄市、省都、計画単列市（省と同等の権限を持つ都市）では 2017 年年末までに「黒臭水」を無くすこと。</p> <p>9. 各主体の責任を明確にする。地方政府の水環境保護責任を強化し、汚染排出部門の主体責任を明確にする。全国で流域別・地域別・海域別に年度ごとの計画実施状況を検査する。</p> <p>10. 公衆参加と社会監督を強化する。国家政府は定期的に水質が最も悪いおよび最も良い都市の各上位 10 都市のリスト、各省（区、市）の水環境状況を公開する。社会監督を強化し、全員参加を促進する。</p>
--	--

このほか、水質汚染防止法について現在改正が行われている点も今後の動向として注目に値する。現行の「水汚染防止法」は、2008 年に改正が可決され、その後 8 年間、改正は実施されていない。新環境保護法の施行、水十条の発表、水汚染に関する新たな問題の発生という状況を受けて、2015 年の全国人民代表大会常務委員では、「水汚染防止法」の改正が立法計画に組み込まれた。2016 年 3 月、環境保護部は、「水汚染防止法」の改正草案の初稿を可決。同年 4 月には、国家発展改革委員会、工業情報化部、財政部など 31 の部・委員会、および各省の環境保護庁ならびに環境保護部の各環境保護監督・検査センターの意見を求めるとともに、さらなる改正を加えて「水汚染防止法（改正草案）」（意見募集稿）を策定し、同年 6 月、環境保護部は、「水汚染防止法（改正草案）」（意見募集稿）に関する意見を公募した。

改正案は、「総則」、「水汚染防止の基準と計画」、「水汚染防止の監督管理」、「水汚染防止の措置」、「重要機能水系の保護」、「水環境リスク監視管理・早期警報と水汚染事故の応急処置」、「情報公開と公衆参加」、「法律責任」、「付則」の計 9 章で構成されており、143 の条項が盛り込まれている。

主な改正点として、大きく分けて次の 5 点がある。

図表 水質汚染防止法の改正案

項目	詳細
1. 水環境質の目標管理の強化	①水生環境機能区別管理の実施、②水汚染防止計画体系の完備化、③水汚染物排出基準体系の革新（地方政府は現地の水環境質改善の需要と経済発展レベル・技術条件という 2 種類の現状に基づき、それぞれ 2 種類の排出基準体系を構築す

項目	詳細
	ることが可能になる)、および④目標達成評価制度の完備化。
2. 水汚染源管理の強化	①水環境許容能力のモニタリング・評価・早期警報システムと体系の完備化、②河川、湖泊、水庫、地下水の合理的水位保障制度の構築、③土地開発計画などに対する環境影響評価制度の実施、④重度汚染企業の出口戦略の確立、⑤クリーン生産と循環型経済発展方針の徹底、⑥有毒有害水汚染物質リストの作成、⑦「大気汚染防止法」を参考に、一部の製品品質基準にて水環境保護要求の明確化、および⑧地下水保護、良好水系保護における保護優先原則の徹底。
3. 水汚染防止監督管理制度体系の最適化	①「核心的制度」と位置付けられる汚染排出許可制度の実施、②水環境質の改善需要に基づき、水汚染物質の総量規制制度の完備化、③科学的かつ標準化した水環境質モニタリングおよび水汚染物質排出モニタリング制度の構築。
4. 主体責任の明確化と徹底	①政府と関係部門の責任の明確化と徹底、②汚染排出企業(事業者)の責任の徹底。
5. 各種手段の統合運用	①関連義務・責任の明確化、処罰の強化、②グリーンクレジット(環境金融)、環境汚染強制責任保険、水生態環境補償などの経済手段の運用、③新「環境保護法」に明確に規定されている公衆参加の権利の徹底、および④司法手段で水汚染損害賠償問題の解決。

【土壌】

中国国内の土壌汚染が深刻化しているにも係わらず、土壌汚染防止については、中国の環境法体系の基本となる「環境保護法」で触れられているものの、2017年2月現在、土壌汚染の防止にかかわる単独法は制定されていない。

環境保護部は2014年2月19日付の2014年第14号公告で以下の5つの業界標準を公布したが、これら5つの環境標準は技術面での規定に過ぎず、現在法律が十分に整備されていないため、環境管理に関する要求事項を規定していない。

- 現地環境調査技術指南（HJ25.1-2014）
- 現地環境観測技術指南（HJ25.2-2014）
- 汚染地リスク評価技術指南（HJ25.3-2014）
- 汚染地土壌修復技術指南（HJ25.4-2014）
- 汚染地用語（HJ682-2014）

土壌汚染修復作業を実施するためには、関連法規制や標準（基準）の整備が不可欠であるが、中国では、法整備が遅れ、実務的な情報が不足している状況にある。このため中国政府は土壌汚染改善の法律策定を加速させている。

(i)-3-1. 制定の経緯

現在のところ土壌汚染に特化した法律はなく、現在作成中である。

(i)-3-2. 現行の法令の内容

現在のところ土壌汚染に特化した法律はなく、現在作成中である。

(i)-3-3. 運用状況

法令は未だ制定されていないため、以下では中国国内での土壌汚染の状況について紹介する。

中国環境保護部および国土資源部は、2014年4月17日、共同で「全国土壌汚染状況調査公報」を公表した。本調査は、2005年4月から2013年12月まで行われた中国初の全国規模の土壌汚染状況調査であり、実際の調査面積は630万平方キロメートルであり、すべての耕地、一部の林地、草地、未利用地および建設用地がカバーされた。

調査結果からは、全国の土壌環境状況は楽観視できなく、一部の地域では土壌汚染が比較的甚大であり、基準を超えて汚染されていた地点は、調査地点全体の16.1%にも上っ

た。調査地点の分類別では、耕地 19.4%、重汚染企業の用地 36.3%、工業パーク 29.4%などで、基準を超えた汚染状況が高い割合で存在した。耕地の土壤汚染が深刻化し、鉱工業の跡地の土壤環境問題が顕在化していることが明らかになった。公報によると、全サンプリング地点のうち土壤質標準を超過していたサンプリング地点は 16.1%にのぼった。このうち、軽微汚染、軽度汚染、中度汚染および重度汚染の割合はそれぞれ 11.2%、2.3%、1.5% および 1.1%であった。

汚染物質別の類型を見ると、無機化合物による汚染が主であり、次は有機化合物による汚染である。複合型の汚染は少ないという結果になった。各汚染物質については、カドミウム、水銀、砒素、銅、鉛、クロム、亜鉛、ニッケルが土壤質標準を超えて検出された地点は、それぞれ 7.0%、1.6%、2.7%、2.1%、1.5%、1.1%、0.9%および 4.8%であった。

(i)-3-4. 今後の予定

大気および水と同様に、2016 年に「土壤汚染防止行動計画」が公表された（通称、「土十条」）。同行動計画は、中国全土における土壤汚染防止の行動綱領となるものである。本行動計画によって、重点地域・業種・汚染物質を際立たせ、類別・用途別・段階別の防止策を実施する。また新たな汚染を厳しく規制することにより既存汚染の段階的な減少を図り、政府主導、企業の責任負担、国民参加、社会による監督という土壤汚染防止制度を形成していく方針である。具体的な目標と対策は下表の通り。

図表 土十条の目標と対策

項目	詳細
目標	<ul style="list-style-type: none"> • 2020 年まで 中国全土の汚染悪化傾向をほぼ抑制し、全体的な土壤環境質の安定化を図る。農業用地および建設用地の土壤環境における安全を基本的に確保して、土壤環境リスクの制御をおおむね実現する。 • 2030 年まで 中国全土の土壤環境質の安定的な改善を図り、農業用地および建設用地の土壤環境における安全を実効的に確保、土壤環境リスクの全面的な制御を達成する。 • 今世紀半ばまで 土壤環境質を全面的に改善し、生態システムの好循環を実現する。
対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土壤汚染調査を実施し、土壤環境質の状況を把握する。 2. 土壤汚染防止関連法の制定を推し進め、法規や基準体系の整備を図る。 3. 農業用地の分類管理を実施し、農業生産環境の安全を確保する。 4. 建設用地の参入管理を実施し、居住環境のリスクを防止する。

	<ol style="list-style-type: none">5. 未汚染土壌の保護を強化し、新たな土壌汚染を厳しく規制する。6. 汚染源の管理・監督を強化し、土壌汚染防止業務を遂行する。7. 汚染の処理や修復を実施し、土壌環境質の改善を図る。8. 科学技術の研究開発を強化し、環境保護産業の発展を促す。9. 政府の主導的役割を発揮させ、土壌環境防止制度を構築する。10. 目標審査を強化し、責任追及の厳格化を図る。
--	--

1.3 中国の化学物質管理についての適切なあり方についての考察

1. 法律レベルの危険化学品管理法令の制定

● 問題点：

中国は、2010年に化学工業製品の生産総額が世界第1位となり、2015年末時点では中国全国の化学工業企業は9.6万社で、その内、危険化学品の生産企業は1万7984社、経営企業は24万2968社、貯蔵企業は5500社、使用企業は約1000社があった。また、「危険化学品安全リスクにかかわる産物品種目録」（安委〔2016〕7号、国務院安全生産委員会、2016年6月）によると、20の国民経済産業分類のうち15業種、95の大分類のうち68が危険化学品にかかわっている。

しかし、危険化学品管理に関する最上位法である「危険化学品安全管理条例」は、行政法規（国務院の条例）レベルに過ぎず、立法レベルが低い。このため、危険化学品安全管理に十分な法律根拠が与えられていない。

● 提言：

①「危険化学品安全法」の早期制定の必要性

法律の策定は容易ではなく、立法プロセスも複雑であるため、その制定・公布は一般的に非常に時間を要する。しかし、危険化学品管理は国民の安全・健康に重要な関わりがあり、法律レベルの上位法が存在しないのは合理的ではないため、立法を加速する必要がある。

②「意見募集稿」公布前での、「意見募集稿草案」の公開。

現在策定中の「危険化学品安全法」は、2016年に安監総局内部で意見募集が行われたが、法令の内容は公開されていない。今回のヒアリング結果によると、本法の策定は安監総局の立法計画に組み込まれているが、立法機関である全国人民代表大会の立法計画にはまだ盛り込まれておらず、2018年での意見募集稿の公布が最も理想であるとのことである。

本法の注目度は非常に高いため、意見募集稿を公布する前に「意見募集稿草案」などの形でその内容を公開することで、事業者との調整がより円滑に進むものと考えられる。

2. 化学品管理に関する国家標準の要求事項の統一

● 問題点：

現在、中国では標準の数が膨大であり、要求事項が統一せず、または矛盾している標準も存在するため、事業者のなかで混乱が生じることも少なくない。

また、危険化学品の監督測定に関する標準は多いが、一方で検測方法類標準が足りていない。

● 提言：

関連標準の要求事項の矛盾を無くし、統一する。また、検測方法類標準の制定も望まれる。

3. 管理監督部門間の境界の明確化

● 問題点：

現在、化学品管理に関する上位法が存在しないにもかかわらず、各関連管理部門は各自の職責内で、危険化学品管理の一部に関する法令を公布することで、管理している。また「危険化学品安全管理条例」においても、安全管理監督職責を持つ部門は 10 部門に達し、管理監督部門間で職別の監督管理と総合管理監督の責任が不明確で、それぞれの境界が曖昧、重複、または空白の場合もある。例えば、通関の時、安監総局と税関総署はそれぞれの要求事項があり、各地の税関での具体的な要求事項も異なる。このため、事業者にとっては、どの部門のどの法令を遵守すればよいのか、混乱が多く生じている。

● 提言：

策定中の「危険化学品安全法」では、各関連部門の職責や境界を明確し、加えて危険化学品管理の体系についても明言を要望する。特に、「交差管理」の分野は、異なる行政部門の要求事項の統一が望まれる。要求事項が異なる場合には、公式的な解説文書の公布が望まれる。

4. 全国で統一された危険化学品安全情報収集制度

● 問題点：

現在、中国では国家レベルの化学品安全情報収集プラットフォームがない。このため、化学品管理に関する法令の収集、確認が難しい。他方で、断片的なプレスリリース情報が多すぎるため、正確な情報確認が難しい。

● 提言：

国家レベルの化学品法令プラットフォームの構築が望まれる。

5. 試験データの相互受け入れ

● 問題点：

化学品管理に関して、多くの事業者が共通して抱える問題のひとつに、中国国内での試験の実施義務が挙げられる。これにより試験のためのコスト、時間が余計に掛かることで、ビジネスに少なからず影響が生じているものと見られる。

● 提言：

国内だけでなく海外の試験機関を別途認定する、または自社試験データの利用を許可するなどの措置が望まれる。

6. 国際的な化学物質規制の潮流に対する中国政府の姿勢の明示

● 問題点：

欧州での殺生物製品規則やナノマテリアル管理の動きなどをはじめ、化学物質に関する国際的な新たな課題に対する中国政府の姿勢が具体的に明示されていない。

● 提言：

欧米諸国における最新の化学物質規制などを踏まえた上での、中国が取るべき今後の方針や長期的な立法計画を公表することが望まれる。世界第 2 位の経済大国である中国においても、欧米諸国と同様の問題は今後顕在化すると予想されるため、その対策に向けた中国の政策や規制を事業者が予め理解することで、対応が円滑に進むものと期待される。

以上

参考資料

政府組織

- 環境保護部
<http://www.zhb.gov.cn/>
- 工業情報化部
<http://www.miit.gov.cn/>
- 国家發展改革委員会
<http://www.sdpc.gov.cn/>
- 国家安全生産監督管理総局
<http://www.chinasafety.gov.cn/index.htm>
- 安全監督管理三司
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/jgzz_jg3s_ind.htm
- 建設部
<http://www.mohurd.gov.cn/>
- 水利部
<http://www.mwr.gov.cn/>
- 国家標準化管理委員会
<http://www.sac.gov.cn/>

予算

- 環境保護部 2016 年予算書
<http://gcs.mep.gov.cn/bmysgl/201604/P020160415555812023421.pdf>
- 工業情報化部 2016 年予算書
<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146582/c4717264/content.html>
- 国家安全生産監督管理総局 2016 年予算書
<http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/newfiles/20160415cwys.pdf>
-

法令等

以下、本文中に記載された順に列挙する。

- 環境保護部 2012 年第 77 号公告
http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201212/t20121231_244522.htm
- 環境保護部 2015 年第 5 号公告
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201401/t20140120_266657.htm
- 新化学物質申告登記指南（ガイドライン）

- <http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201009/W020100921500388885939.pdf>
- 中国既存化学物質目録（2013 年版）（環境保護部公告 2013 年第 1 号）
http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201301/t20130131_245810.htm
 - 「中国既存化学物質目録」の増補に関する公告
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201603/t20160315_332884.htm
 - 新化学物質申告登記指南の改正案
https://members.wto.org/crnattachments/2016/TBT/CHN/16_0956_00_x.pdf
 - 危険化学品安全管理条例（国務院令第 592 号）
http://www.gov.cn/flfg/2011-03/11/content_1822902.htm
 - 危険化学品登記管理弁法（安監総局第 53 号令）
http://www.gov.cn/flfg/2011-03/11/content_1822902.htm
 - 危険化学品目録（2015 年版）安監総局など 10 部門公告 2015 年第 5 号
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_21111/2015/0309/247028/content_247028.htm
 - 危険化学品目録解説文
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_21356/2015/0401/248294/content_248294.htm
 - 危険化学品目録（2015 年版）実施指南（試行）
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_6288/2015/0902/257318/content_257318.htm
 - 危険化学品経営許可証管理弁法（安監総局令 2012 年 55 号）
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_20697/2012/0803/174672/content_174672.htm
 - 危険化学品経営許可証管理弁法解説文
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5931/2012/0822/176014/content_176014.htm
 - 危険化学品安全使用許可証管理弁法（安監総局令 2012 年 57 号）
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_4109/2012/1127/187813/content_187813.htm
 - 危険化学品安全使用許可適用業界目録 2013 年版
http://www.chinasafety.gov.cn/Contents/Channel_6288/2013/0225/197880/files_founder_2289918348/1304031803.doc
 - 危険化学品安全生産許可証管理弁法（安監総局令 2011 年 41 号）
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5351/2015/0828/257080/content_257080.htm
 - 化学品物理危険性鑑定および分類管理弁法（安監総局第 60 号令）

- 危険化学品安全使用許可証管理弁法
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5351/2013/0724/214078/content_214078.htm
- 輸出入危険化学品およびその包装の検閲監管理に関連する問題に関する公告（国家質量監督総局 2012 年第 30 号公告）
http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlgg_12538/zjgg/2012/201203/t20120313_239029.htm
- 中国輸出入厳格制限有毒化学品目録（2014 年版）
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201312/t20131231_265886.htm
- 危険化学品安全総合管理計画（国弁発〔2016〕88号）
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/06/content_5143965.htm
- 一部の環保部門規章と規範性書類を廃止することについての決定
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201607/t20160715_360790.htm
- 劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法（公安部令第 77 号）
<http://www.mps.gov.cn/n2254314/n2254409/n2254443/n2254453/c3751643/content.html>
- 劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法意見募集稿
<http://www.gov.cn/foot/site1/20140909/782bcb8883ce1578a3eb02.doc>
- 職業病防止法
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_4111/2016/1130/279089/content_279089.htm
- 職業病危害要素分類目録（2015 年版）
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5493/2015/1203/261502/content_261502.htm
- 国家職業病防止計画（2016～2020 年）
http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-01/04/content_5156356.htm
- 2014 年全国職業病報告
<http://www.nhfpc.gov.cn/jkj/s5899t/201512/c5a99f823c5d4dd48324c6be69b7b2f9.shtml>
- 消防法
http://www.gov.cn/flfg/2008-10/29/content_1134208.htm
- 建築法
http://www.gov.cn/flfg/2011-04/23/content_1850865.htm
- 住宅室内裝飾補修管理弁法
<http://www.jsxx.gov.cn/themes/jn/News/read.aspx?newsId=3171>
- 室内空気に關する基準 GB/T18883-2002

- <http://www.mep.gov.cn/image20010518/5295.pdf>
- 食品安全実施条例改正案第二稿
<http://zqyj.chinalaw.gov.cn/readmore?id=1362&listType=1>
- JETRO 仮訳「食品安全実施条例改正案第二稿」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/foods/pdf/sanitation_201611.pdf
- 計 53 の食品安全に関する国家標準群
<http://www.nhfp.gov.cn/sps/s7891/201611/06ed87a09dad4cf6aee48cd89efbef35.shtml>
- 大気汚染防止法
http://www.zhb.gov.cn/ztd/rdzt/gwy/wj/201509/t20150906_309355.htm
- 環境大気質基準 GB3095-2012
<http://kjs.mep.gov.cn/hjbhzb/bzwb/dqhjbh/dqhjzlbz/201203/W020120410330232398521.pdf>
- 大気汚染防止行動計画
http://www.gov.cn/zwgk/2013-09/12/content_2486773.htm
- 水質汚染防止法
http://www.gov.cn/flfg/2008-02/28/content_905050.htm

政府関連ウェブサイト

- 環境保護部、新規化学物質の申請および登記状況
<http://www.mep.gov.cn/hjzli/hxphjgl/xhxwz/>
- 安監総庁管三（2012）「144 号通知（2012 年 10 月 17 年）」
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2012/1019/181657/content_181657.htm
- 食品薬品監督管理総局 食品抽出検査
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL1199/168583.html>
- 食品薬品監督管理総局 検査結果
<http://www.sfda.gov.cn/WS01/CL1199/>
- 環境保護部「2015 中国環境状況公報」
<http://www.mep.gov.cn/hjzl/zghjzkgb/lnzghjzkgb/201606/P020160602333160471955.pdf>

資料

- エンヴィックス（2015）「2015 年中国電子汚染防止・省エネサミットレポート」
- エンヴィックス（2016）「中国環境法体系ガイド：中国概観」
- 石川(2010)「中国食品安全法令の新局面」

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2010pdf/20100301052.pdf

- JETRO(2015)「中国 改正食品安全法の概要」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/e158fde3728ea430/ch_foodlaw_gaiyo.pdf

- JETRO 仮訳「食品安全法」

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/02/a4e2198aab9fbd50.html>

- JETRO 仮訳「GB2760-2014」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/foods/pdf/ch_foodadditives.pdf